

255.1
167



2

0041895-000

255. 1-167

日本教育思想史

勝田勝年・著

モナス

昭15

AHB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月23日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

34.11. 9



文學士 勝田勝年 著

日本教育思想史

東京モリス刊行



255.4
167

序

輒近日本教育に關する研究頗に勃興し、日本教育學を冠する著書の刊行せらるゝもの頗る多きを加へたることは、本邦教育界の爲に慶賀に堪へぬ所である。然るに其の多數は日本教育の哲理を説述するか、日本精神を教育の實際に適用するかを旨とし、日本教育に就いて思想史的研究を遂ぐるものの勢きは、極めて遺憾とせらるゝ所である。本書は正に此の缺陷を填充する使命を有するものであつて、學界を裨益すること眞に大なるべきを信んずるのである。

著者勝田君は少壯の學徒であつて夙に本邦の教育思想に關する研究に従事せられて居たが、今般其の成果を要約して系統的に叙述せられて本書を得たのである。日本教育學に就いて正當なる理解と確實なる認識とを得んとする者に取つては實に座右に缺くべからざるの良著と思ふ。これ予が一言を序して之を我が教育界に推奨する所以である。

昭和十五年三月廿一日

吉田熊次

序

皇紀二千六百年を算へる我が國は、思想並びに事實としての教育の歴史をば、いとも豊かにもつてゐる。それにも拘らず、記録としての教育史に至つては、多くはないばかりか、寧ろ甚だ少いの驚かされる。そは何故であらうか。これには色々の事由もあらうが、少くとも最近五六十個年の間、我が國の教育研究が歐米の思想や事實に範例を取ることに急にして、深く我が内に省み遠く我が古を稽へることの少かつたことにも、確にその大きな理由の一つを見出し得るのである。併しながら、我が國の教育陶冶の問題は、外國の思想や學說で解決出来るものではなく、必ずやそこに割切れない多くのものが残るであらう。いな我が國の教育陶冶の根本問題・重要問題は、斷じて外國から輸入した思想や先例で解決し得るものではないのである。

私は曾て我が日本教育史の研究に於ては、單に歐米の考へ方のみを以てしては、その眞義を把握し得ざるところの日本的乃至東洋的な根本特性の存することを論じ、そしてその第一としては、我が皇國特有の國體に基づかねばならぬこと、第二としては、我が日本のみならず東洋

に於ては、教育は一般的教化的に發達したものであつて、西洋の具案的規制的に進展し、ものとは、その趣きを異にするところがあること、及び第三としては、西洋では、教育が分析的・理智的に知識・技術の傳達の方面に長足の進歩をなしたのに反して、我が國では、総合的・情意的に精神修養・人格陶冶の方面に最も優れた發達を遂げたこと等を指摘したことがある。殊に教育思想史の研究にあつては、これらの諸特質が最も如實に且は深刻に考慮に上らねばならぬであらう。

抑も教師の教養に於ける總じて教育史の、別けても教育思想史の關聯こそは、極めて重要なものである。最近若き教育學徒の研究興趣が旺盛として史的方面に現れて來たのは、蓋し當然のことである。尤も廣く見れば、近時我が國では、文化の何れの方面についても、よくこれが歴史を調べ、即ち古きを温ね新しきを知らんとするの風潮が、澎湃として起つて來たことは、恐らく何人の腫にも映つてゐるところであらう。そして教育は、文化の主要な一面であり、殊に國民發展活動の培養基がある以上、その研鑽が史的方向を取つて來たことは、確に向ふべきところに向つて來たものと言ふべく、史的研究こそ、少くとも茲暫くは、教育攻究場面に於ける花形役者たる地位をもつであらう。従つて優良な日本教育思想史の出現こそ、今日に於ける

頗る緊切な要望でなければならぬ。

勝田勝年君の新著日本教育思想史は、正にこの要望に應じて現れたものであつて、その我が教育界に與へる裨益の甚大なるべきは、私の信じて疑はざるところである。よつて請はれる儘に、所見の一端を披瀝して小序となし、以て敢て本書を大方に奨める所以の意圖を表したいと思ふ。

昭和十五年三月

文學博士 乙竹岩造識す

自序

今我々は日本に於ける教育思想の史的變遷を取上げて問題とせんとするものであるが、一應之に關して述べて見度いと思ふ。

従來我々は、幾多の日本教育史を見出すものであるが、然し此等は主として教育の制度とか組織とか云ふが如き、教育の云はゞ實踐的な方面の史的變遷が主として述べられて居たのに過ぎないのである。

然し乍ら、かゝる問題とは別に、教育思想の史的變遷を包括的に述べたもの——二三教育家の教育思想については論ぜられたものはあるが——は未だ存在しないのである。

教育思想の史的變遷を知る事は、教育史の一面であつて、此事は教育史の完成上不可缺の事である。

私自身も亦此點を痛感して、不肖をも省みずに、一應包括的に敘述を試みたのである。

教育思想の史的變遷を敘述すると云ふ事は、單に教育思想の時代的羅列に満足すべきものではない云ふ事は、論ずる迄も無い事であらう。

總じて一切の文化は、今更論ずる迄もなく、歴史的、社會的存在であつて、此事は教育思想に於いても例外となり得べきものではないのであつて、教育思想の史的變遷は、其様な意味から云へば、單なる思想史上の考察にては眞實性が把握し得られないのである。

従つて私は、如何なる教育思想が如何なる社會に於いて、何が故に如何にして採上げて問題とせられたかと云ふ其様な必然性——社會的地盤から説明せらるべき——に就いて述べ、次に其變遷すべき必然性に就いて説明を試みたのである。

かくする事に依つて、日本教育思想史は其素朴なる敘述方法から自由となる事が出来ると思はれるのである。次に本書の原稿は、かつて友人と共に叢書分擔執筆の事を約して、徳川時代の教育思想を稿する事を快諾したが、其後書肆の都合上、其事が實現せなかつたので、其時に蒐集した資料に、徳川時代以前の資料を追加して、一括して、今茲に上梓せんとするものである。私は此拙作が公刊せられて、次で幾多の優秀なる勞作が、之に依つて踵を接して發表せられ、從來未開拓の分野たりし日本教育思想史の活潑なる研究が展開せられん事を心から切望する次第である。

拙作も亦かゝる優秀なる勞作への一里塚ともなれば、著者の喜び之に過ぐるものはない。

最後に、目下の非常時に際して、出版の非常なる困難をも押切つて、拙稿の上梓を御快諾せられしモナス社主 尼子靜氏及び、御多忙中にかゝはらず、御高序を辱ふせし吉田熊次博士及び乙竹岩造博士に對して深甚なる感謝の念を捧げ度いと思ふ。

昭和十五年三月

東京市外吉祥寺六五〇の寓居にて

勝田勝年識す

目次

一、序文	一
一、自序	一
一、序説	一
日本に於ける教育思想と近世以前に於ける展開	三
(一) 教育思想の意義	六
(1) 教育の意義 (2) 教育思想の意義 (3) 教育思想の社會的基礎 (4) 日本教育思想史の一般の見透	
(二) 日本教育思想の源流	三
(1) 支那原始儒教の教育思想 (2) 支那原始儒教の渡來 (3) 支那原始儒教の攝取	
(三) 上代社會の教育思想	三
(1) 上代社會の成立 (2) 教育思想の社會的基礎 (3) 教育思想の概観	

(四) 中世封建社會の教育思想……………二

(1) 中世封建社會の成立 (2) 教育思想の社會的基礎 (3) 教育思想の概観……………

一、本 論……………一〇八

第一章 近世封建社會の成立と教育思想……………一〇九

第一節 近世封建社會の成立……………一〇九

(1) 中世封建社會の崩壞 (2) 近世封建社會の成立……………

第二節 教育思想の社會的基礎……………一一六

(1) 近世封建社會の社會組織 (2) 近世封建社會の政治體制 (3) 近世封建社會と教育思想……………

第三節 儒教各派の概観……………一一六

(1) 日本朱子學派の概観 (2) 日本陽明學派の概観 (3) 日本古學派の概観……………

第二章 教育思想の概観……(其一)……………一九五

第一節 教育必要論……………一九五

(1) 日本朱子學派の見解 (2) 日本陽明學派の見解 (3) 日本古學派の見解……………

第二節 教育方法論……………二〇五

(1) 日本朱子學派の見解 (2) 日本陽明學派の見解 (3) 日本古學派の見解……………

第三節 教育目的論……………二一六

(1) 日本朱子學派の見解 (2) 日本陽明學派の見解 (3) 日本古學派の見解……………

第三章 教育思想の概観……(其二)……………二二九

第一節 武士教育論(其一)……………二二九

(1) 日本朱子學派の見解 (2) 日本陽明學派の見解 (3) 日本古學派の見解……………

第二節 武士教育論(其二)……………二二七

第三節 庶民教育論……………二二六

第四節 女性教育論……………二二九

第五節 兒童教育論……………二八一

第四章 近世封建社會の崩壞と教育思想の變遷……………三〇〇

第一節 崩壞過程の進展……………三〇〇

第二節 心學の生誕と其教育思想……………三〇五

序
説

第三節 教育思想の變遷……………三三
第四節 日本教育思想史への回顧……………三三

日本に於ける教育思想と其近世以前に於ける展開

一、教育思想の意義

(1) 教育の意義

今我々は、日本に於ける教育思想の史的變遷に就いて概観を興へて見ようと思ふが、先づ何よりも、其意味する教育思想とは如何なるものであるかを究明しなければならぬのである。

然し乍ら、教育思想の意味を明にする爲には、一應教育の概念をも呈示しなければならぬ事となる。従つて、我々の分析は、教育の意義如何と云ふ事から始められねばならぬのである。

今此處に教育の意義に就いて考ふるに、先づ第一に知られる事は、其は他でもない、一種の精神的な勞作である事である。

精神的な勞作である以上、其處に自ら一方の精神と他方の精神との交流、關聯が想定せられねばならぬ。

交流乃至は關聯と云つても、其は相即乃至は相入的なものであると云ふよりも、寧ろ其とは別に主動的なものと被動的なものとの關係であると解する方が妥當である。

と云ふのは他でもない。一方を他方よりも主動的地位に置く事によつてのみ、教育の本質が成立し得るからである。



精神の勞作
主動的
被動的

ある。

此主客對立的な關係、更に此兩者の精神的關係こそは、最も單純にして、然かも最も基本的な教育の内容を形成して居るのである。

我々は、一應教育に於ける最も基本的な内容を概略呈示したものであるが、然し其のみにては教育の意義は十二分に知悉せられないであらうと信するのである。

従つて此基本的な線に沿ふて更に下向して具體的な分野に突進せねばならない。

主客對立的な精神的な關係は、先づ其處に、主動者の立場と被動者の立場とを生ずるものであつて、其事は自ら、前者より後者への能動的、積極的な關係付けを可能ならしむるものである。

其様な關係を更に具體的に呼稱するならば、云はゞ、指導者と被指導者とでも云はれるであらう。

此指導者と被指導者との關係が、教育の基本的な内容をなすものである事は最早論する迄もない事であるが、然し、之のみにては教育の内容は明瞭とはなり得ないのである。

○兩者の關係は並立的・相互的なものであると云ふよりも寧ろ一方的・支配的なものであると考へらるべきである。

即ち、兩者の關係付けは、指導者の立場を中心として律せらるゝものであつて、指導者の立場に在る人の精神的勞作が常に支配的なのである。

此事が、更に亦深く牢記せらるべき事であつて、此關係の前提に立つて、教育が其作用を發揮し、完成付けを行ふのである。

然らば、其作用とは如何なるものであるかゞ先づ取上げて問題とせられねばならぬ。

從來此作用に關して、人々は種々の説を立てて居たのであつて、例へば、教育の作用を感化、誘導、養育、陶冶、補助的修養等を以つて之に振當てんとしたのである。

以上の諸説に對して、補足的説明を加へるならば、以上の諸範疇は何れも教育の作用の精神的なるものである事に、指導者は被指導者に對して能動的な關係を有して居ると云ふ事を認めて居るが、然し、兩者の關係が繼續的乃至は組織的であると云ふ事も見逃すべからざる事であらう。

更に、感化、誘導、養育、陶冶、補助的修養等も其自身として考ふるならば、一種の抽象的な概念に過ぎないのである。

其は、かゝる諸概念の背後に存在するもの、云はゞ教育の目的と切離されて居るからであつて、其故に、今其問題に觸れて見なければならぬ。

嘗つて、教育の目的を成熟者が有意的に未熟者の文化的發展の助成と云ふ點に置かんとした人もあつたが、然し、此際再考せねばならぬ事は、成熟者は常に支配的であり、未熟者は常に被支配的地位に位するものであると云ふ事である。

従つて文化的發展の傾向も、成熟者が常に意圖せるそれに適應した様な型のものであつて、此處に於いて甫めて、教育の目的が成就せられるのである、と云ふのは、教育者の支配性が此點に於いて完成するからである。

以上の考察にして誤りなしとするならば、教育の概念は(1)教育と被教育者の精神的關係であり(2)兩者の間に於ける繼續的・組織的作用が反覆せられ(3)教育者の意圖に適應せし被教育者の文化的發展の助成と云ふ三者の結合であると云ふべきである。

此様な教育に對しての意義付けは、論ずる迄もなく、極めて捨象せられた、即ち抽象的なものであるが、今は一應此限界に止めて置く事としよう。

(2) 教育思想の意義

教育の意義を前述の如く——抽象的ではあるが——に規定した事から必然的に導出せらるゝ問題は、教育思想の意義如何と云ふ問題であらう。

既にして教育が精神的な勞作である以上、其點に於いて自明なる事は、精神を介しての關係づけが前提せられて居る事である。

従つて、自然による人間の精神への影響の如きは、其作用が一見教育の作用と近似性を有するものであるとしても、教育と同一視し得られないのである。

と云ふのは他でもない、自然には意識がないのみならず目的をも有しないからである。従つて、教育と云ふ場合には、最早論ずる迄もなく、人間相互間に於ける精神的の聯關を必要とするものである。

が然し、教育には少くとも一定の目的が必要であり、其目的は次の諸契機が前提に置かれて居るのである。

第一は教育すべき必要性の存在、第二は教育する事によつて、其目的が成就し得られると云ふ可能性の存在——以上の兩者である。

此兩者の緊密なる結合によつて、教育の目的が甫めて前面に進出するものである。

かく教育の目的が前面に進出する事は、必然的に、其の自己完成に至るまでの過程を跡付けるに至るものである。

其過程は他ならぬ教育の作用と云ふ形態を通じてあつて、此作用の完成こそは、教育の目的の成就でもある。此作用は反覆及び繼續と一定の組織を通じて、漸次に目的遂行に向つて進出するものであつて、其總決算が、同時に教育に對する總決算ともなるのである。

此様に考ふるならば、我々は、抽象的であるとは云へ、教育の意義が大凡を把握し得られるのである。我々は以上述べた事を前提として、教育思想の意義の究明に進んで見よう。

先づ第一に考へられねばならぬ事は、教育と教育思想との差別性の存在と云ふ點であらう。教育思想は、教育を對象としての思想である事は一見自明な事であると云はねばならぬ。が然し、かゝる抽象的な規定に依つて

心
要
性
可
能
性

は、何等教育思想の概念を明示する事は出来ないものであるから、我々の分析は更に進められねばならない。教育と教育思想との差別性乃至は両者は対象及び被対象の関係ある事よりして自ら導かるゝ點は、教育思想が教育に對する思想的な指導者の地位にあると云ふ事である。

教育——現實の——には幾多の組織を必要とするものであつて、例へば、教師と生徒、更に其兩者を中心としての教材及び授業場——寺小屋學校乃至は塾の如き——等々の要素は不可欠なものとなる。

かゝる種々の組織と教育思想との間には數千里の開きがある事は一見して容易に知らるゝ事であらう。

其故に、教育思想と教育との差別性は今更喋々と論ずる迄もないが、然し其兩者の関係は十二分に考察を加ふべき事である。

我々は一應教育思想は教育に對しての思想であつて、其は指導者的な立場に在る事を述べたのである。が然し、如何なる點に於いて指導者的な立場に在るかを究明せねばならない。

既に論じた様に、教育には必ず或一定の目的が存在して、此目的に適應する様に教育者が被教育者を指導するものであつて、教育思想が教育を對象として居る以上、此等の諸要素——教育の——をも同時に對象として居るものである。

従つて、教育思想は具體的に云はゞ、教育に不可欠な教育者と被教育者及び其に關しての諸組織（教育完成の爲めの）を中心として包括して居る事は論ずる迄もない事であらう。

然らば、かゝる關係づけは、如何なる在方に於いてあるかと云ふに、其は、常に、指導と被指導との在方に於いてである。

其故に、我々は、兩者は差別付けられつゝも、關係づけられて居る事を知るのである。かくの如く考ふるならば、教育思想は教育の目的、方法乃至は、爾餘の教育に關聯せる一切の事に對して指導者的な地位に在る事は容易に知られるであらう。

我々はかくの如く、兩者の關係を規定づけんとするものであるが、其は更に、教育思想が教育を通じて自己完成を行はんとする考へ迄發展するものである事を指摘して置き度いのである。

即ち、指導者たる教育思想に依つて教育が其傾向を決定づけられ、其軌道に沿ふて、自らの作用を完成づけるものであるが、其は教育が自らを完成づけると同時に、自らの指導者をも完成づけると云ふ二重の役割を果たすのであつて、此點に於いて、兩者の不可分なる關係が遺憾なく呈露せらるゝのである。

此事を更に具體的に云ふたならば、或一定の教育思想は、必ず其に即應せる一定の教師、生徒乃至は教材、教授場等を決定づけ、其教育者も亦其作用を其に依つて方向づけられ、かくして其結果は教育思想の自己完了として呈示せられるのである。

然しながらかゝる事を成就するには、多くのジグザクの過程を通過せねばならぬ事は自明の理であつて、其過程に於いて伏起せる幾多の諸現象は、勿論教育思想と同一視すべからざるものであつて、我々は其點に於いて劃

然と差別を付せねばならぬのであるが、然し、多くの諸現象——過程に伏起する——が、或一定の目的の下に指導せられて其作用する方向を決定せられて居ると云ふ事も亦看過視し得ざる事である。

我々はかく解明する事に依つて、教育思想の意義乃至は其の教育に對する關係付けを明示する事が出来たと思ふのである。

以上が抽象的な形態に於いての教育思想の意義乃至は教育との關係に他ならない。

(3) 教育思想の社會的基礎

教育と教育思想との不可分な關係は、既に前述せし如くであるが、我々は、此兩者を極めて抽象的な形態に於いて考察を試みたのであつた。

然し現實の教育乃至は教育思想は決してかゝる抽象的な存在ではあり得ないのであつて、以下我々はかゝる抽象の世界より現實の世界へと進まなければならぬ。

教育乃至は教育思想は、先づ考へられねばならぬ事は、何れも具體的・現實的な人間を通じてのみ行はるゝものに他ならないと云ふ事である。

嘗つて人々は、教育を廣義に解して、自然による人間の感化をも教育に解せんとした事もあつたが、其様なものは、單なる一種の影響に過ぎないのであつて、敢て教育とするには足らないのである。

人間精神を通過する働き — 目的

現實的人間

具體的・現實的な人間の介在を必要とする以上、其處に必然的に生ずる問題は、人間の精神を通じての勞作と云ふ事であらう。

然して單なる人間の精神的勞作であつては、偶發的・斷片的なものに過ぎないが、我々は、少くとも其處に一種の目的が前提とせられて居る以上、偶發的・斷片的なる精神的勞作以上に、一定の組織立つた、秩序づけられたものを考へざるを得ないのである。

かくの如く考察を進めつゝも、尙一步退いて、教育者乃至は被教育者について考へて見るならば、其兩者が何れも具體的・現實的人間である以上、必然的に一定の社會的全體性の埒内に於いて關係づけられねばならない。然るにかゝる社會的全體性とは他ならぬ一定の經濟的諸關係に依つて基礎づけられたものであつて、其點に於いて、具體的・現實的人間は、かゝる經濟的諸關係に制約せられて、自らの一定の關係を結ぶものに他ならない。教育者にしろ、被教育者にしろ、此關係に對しては絶対に例外たる事を許されないものであつて、其は好むと否にかゝらず、必然的な關係である。

我々は教育乃至は教育思想の基本的な要素を此點に於いて先づ見出さんとするのである。其様に解して來るならば、次に此事よりして、かゝる關係をより一層具體的に把握する事が必要なのである。

其事は外でもない、教育者乃至は被教育者は如何なる社會階級に屬するかと云ふ事を闡明する事に依つてのみ理解づけられるのである。

或一定の社會階級に屬する事は、必然的に、其階級に即應せる一定の意識を決定するものであつて、其事を、教育者と被教育者との精神的關係——前者の後者に對する支配的關係——とを相對照して考ふるならば、容易に次の事が知り得られるであらう。

即ち、教育者の思想——其は同時に彼の屬する階級意識を反映せるものである——と被教育者の思想——其も前者と同様である——との關係は他ならぬ兩者の屬する階級意識の關係に代置せられ、更に前者が後者に對して支配的地位を有するに由るものであると云ふ事を。

更に、次には、單に教育者及び被教育者の屬する階級意識と云ふ限定を突破つて、一定の時代の一定の社會に就いて考察を試みる必要がある。

其場合には、一定の政治體制の形式を通じて、支配階級と被支配階級の兩者の同時的存在が必ず見出さるゝのであつて、此兩者は、單に政治的關係を通じてのみならず、思想的關係を通じても、支配及び被支配の位置が決定づけられて居るのである。

其様な關係と、前述の教育者と被教育者との關係とを我々は切離して考察してはならないのである。

一定の時代、一定の社會に於ける支配的思想は、凡ゆる文化材を通じて浸透付けらるゝものであつて、其事は文化材の一たる教育と云ふ部門に於いても決して例外たり得ないと云ふ事は深く牢記すべき事である。

従つて、今迄被教育者に對して王座的な地位に位して居た教育者の思想も亦、支配階級の思想に對して從屬的

なものたらざるを得なくなるのである。

従つて、教育者の思想は支配階級の思想に適應せるものとして我々は考へねばならないのであつて、かゝる關係を通じて、被教育者の思想も亦之と同様の形態を取るものであると云ふべきである。

此様に考ふるならば、教育思想の社會的基礎が奈邊に存在するかと容易に知られるであらう。

此關係が、教育思想の傾向を常に基本的に制約せしものである以上、我々が教育思想の史的變遷を取上げて問題とする際も此點を絶対に等閑に附する事は出来ないのである。

人々は、教育思想の史的變遷を取上げて問題とする場合、往々にして、其は教育思想のみの史的變遷の埒内に於いて解決づけんとするであらう。

然し、教育思想の社會的基礎による被制約性を確認するならば、前述の如き方法は再批判の運命に遭遇せねばならぬ。

教育思想の獨立的な史的變遷は現實としては、最早や存在し得ないのである、其は他ならぬ一定の時代の社會的狀態に於ける教育思想の埒内を通じての支配的思想の反映に他ならないのである。

従つて、教育思想の史的變遷は、當該時代の社會的基礎を究明して、其に於ける支配的思想を提示し、其史的變遷を叙述して後甫めて説明し得られると云はねばならぬ。

其様に考ふるならば、氏族制度の時代に於ける教育思想は他ならぬ氏族制度の社會を其基本的な線に沿つて究

明し、其時代に於ける支配的思想を提示し、此思想の教育に於ける様相を説明した結果得られるものである、封建制度の時代に於いても同様の事が云ひ得られるのである。

然し、以上の如き方法は、一面より考ふるならば、連続せる史的現象に向つての断片的・孤立化的研究であるとも云はれるのであるから、眞實の検討は、各時代——史的變遷の——時代を孤立して考察する事なく、一の全體性として把握し、各時代を夫々の史的發展段階に於ける一過程として考へ、一時代より次の時代への過渡的現象に着目し、兩者間の差別性を十二分に了解する事が必要である。

以上の事を更に要約するならば、總じて、教育思想の史的變遷を検討せんとする場合は、先づ第一に、其社會的基礎——一定の經濟的諸關係によつて結合せられたる當該社會に於ける諸種の階級、更に其社會に於ける政治的體制を全體性としての——を闡明にし、次に、此社會的基礎に依つて制約せられたる思想的關係を提示し、更に此思想的關係の教育の分野に如何に反映せられしか、又其内容は如何なるものであるかを究明し、最後に、其の教育史上に於ける位置付けを試みねばならぬのである。

かゝる事が、教育思想の史的變遷を叙述するに際しての基本的な要件であつて、かゝる事を度外視しては、教育思想史は其眞實を描寫せらるゝ事は期待出来ないであらう。

此國に於いて教育思想史に關しての勞作は獨立的なものとしては殆ど存在しなかつたのであるが、多くは教育史の中に部分的に取扱はれたか乃至は教育學者の傳記及び思想と云ふ形態に於いて持出されたのである。

然して、教育史の一部に於いて検討せられた場合も、教育學者——學派別にした——の教育思想を羅列した程度に止まつたのであつて、其以上何等の進歩をも見出されなかつたのであつて、此點に於いて、教育思想史の再検討は十二分に必要づけられるものと云ふべきであらう。

既にして、教育思想史の方法論を基本的な線に沿ふて敘述した我々は、次に進んで日本教育思想史に關しての一般的な見通を提供する事を必要づけらるゝのであつて、以下其について述べねばならない。

(4) 日本教育思想史の一般的見通

我々は前節に於いて、教育思想史を一般的な形態に於いて取上げ、其に就いての研究法を基本的な線に沿ふて記述したのである。

然し、現實に於いては、かゝる一般的な教育思想史は存在し得ないのであつて、寧ろ具體的なものとしてのみ、教育思想史は成立し得るのである。

然し乍ら、教育思想史——一般的な——に對しての研究方法は、具體的な教育思想史に於いても亦浸透せられねばならないのであつて、此意味に於いて、前述の説明が後行する日本教育思想史の検討に決定的な役割を演ずるものである。

今日本教育思想史を取上げて問題とする際に、先づ第一に考へられねばならぬ事は、此國即ち日本に於ける教

育思想の史的變遷が検討の對象となる事であつて、其故に、問題は一應日本社會の史的變遷如何と云ふ事であると思はれる。

日本社會の史的變遷とは言葉を換へて云ふならば他でもない、日本歴史に他ならないのである。

日本歴史と云ふならば、人々は從來の豫備智識を有してさへ居れば、大凡そ其アブトラインが明示せらるゝであらう。

其様なアブトラインを有した日本歴史を勿論此際人々は聯想しても何等差支のないものであるが、我々の目的は、かゝる日本歴史の究明ではなく、其に依つて基礎付けられた日本教育思想史の解明である事を一應注意して置かうと思ふ。

日本教育思想史を考察するに際して、先づ念頭に置かねばならぬ事は、其思想的淵源を大陸より仰いだものであると云ふ點である。

更に具體的に云ふならば、支那大陸に發達せし儒教乃至は佛教を——主として前者を——思想的淵源となして居るのであつて、此事が、第一の特質であると云はれる。

然し乍ら、此關係は、必らずしも、支那思想が其儘日本に於いて發展したと云ふ事を意味するものではなく、或程度の變化が加へられて、史的變遷をなしたのである。

此變化は他ならぬ日本社會と支那社會との史的現象によつて制約せられた差異より生じたものであり、其史的

變遷は、日本社會の史的變遷に依つて制約せられたものに他ならない。

此様な關係が其儘教育思想史の分野へも適用し得られるのであり、従つて、教育思想史の解明に際しては、先づ、支那に於ける原始儒教の教育思想について考察を加へ、其我國への移行過程を一應説明せねばならぬ。

次に、かく攝取せられたる原始儒教の教育思想が如何なる史的變化を日本の社會に於いて成し遂げ、其が日本の教育思想として、如何様な役割を演じたかを考察せねばならぬ。

其には必然的に、日本社會の史的變遷を其基本的な線に沿ふて一應解明を試みねばならぬのである。

然して其解明は、單なる史料の羅列とか、史實の考證とか云ふ素朴的な限界に終止すべきではなく——事實かゝる素朴的な限界は揚棄せらるべきである——一定の史的發展段階にある當該社會の内容を検討し、其間に於ける經濟的・社會的・政治的關係を究明し、當該社會に於ける支配的思想の本質を把握して、其が教育の分野に於いて如何様に反映せられしか、又教育思想の内容は如何なるものであるかを明かにせねばならないのである。

此様な意味合を前提とする際に於いてのみ、日本歴史と日本教育思想史との關係が眞實の姿に於いて把握せられるのである。

我々はかくの如く日本教育思想史の研究方法を明示するものであるが、其は前述せし教育思想史一般の研究方法論と矛盾撞着を來たすものではなく、寧ろ後者に依つて基礎づけられ、其を日本教育思想史の分野に於いて具體化せしものに他ならないと信するのである。

今高踏的な方法論の王座より現実的な具體的分析の野へ下向するならば、先づ、日本教育思想史の史的發展段階に就いての考察が問題となるであらう。

〔從來の見解には、日本教育史の發端を神代に求めんとするものも無い事はないが、然し、教育の如きものは、相當の史的發展段階に社會が位して後に甫めて可能となり得るものであつて、其社會には、一應餘剩生産物の生産が行はれ、直接生産に従事する所謂生産者と非生産者との並存が可能づけられ、教育と云ふが如き精神的勞作に従事する人の物質的生活資料を提供する事が出來、社會が、相當の發達段階に達して、教育を通じて支配と被支配との關係を精神的に律せんとするの可能性が存在せねばならぬ。〕

かゝる諸條件を神代に於いて望む事を得ざりしは論ずる迄もない事であつて、従つて此點に於いて日本教育史の發端を求めんとするは當らざるの見解であり、従つて、日本教育思想史の初期も此時代以後に下向せねばならぬと思はれる。

然らば、日本教育思想史の最初を何れに求むべきかと云ふ事が問題となるであらう。

其は、日本の社會が、國家的の政治體制が明確化した大化の革新の時期に求める事が出来る。

餘剩生産物の生産の可能、生産者と非生産者との並立、支配者と被支配者との對立の明確化、其様な諸條件は此時期に於いて一切具備せらるゝに至つた。

教育を通じての支配者と被支配者との間の精神的支配も必要づけられ、可能づけらるゝに及び、教育が現實の

姿態を備ふるに及んだ。其と同様の事は、教育思想に就いても亦云はれるのであつて、教育思想が、文化材の一部門として獨立化する事が可能づけられた。

既にして大化の革新の時期を日本教育思想史の發端に置く我々は、次に、其終末の時代を示さねばならぬ。

我々は其終末の時期を近世封建社會の崩壞の時代に求めたい。

更に具體的に云はゞ徳川氏を盟主とした幕藩制の倒壞を以つて、日本教育思想史の一應の解明を終りたいと思ふのである。

勿論日本教育思想史と云ふ名稱のみに拘泥するならば、此限定は不穩當であらうと思はれるが、明治以後の史的變遷は其以前の史的變遷とは本質的に異なり、従つて、明治以後の教育思想史は獨立して取扱つて然るべきであるからである。

然し、大化革新より幕藩制の倒壞までと云ふ一千二百餘年間の長年月の間にも、自ら種々の史的發展段階の存在が考へ得られるのであつて、今其を大別するならば、第一期は、大化の革新より鎌倉幕府の開府迄、第二期は鎌倉幕府の開府より徳川幕府の成立迄、第三期は徳川幕府の成立より其倒壞迄が其であつて、此三大時期は教育思想史上に夫々時期を劃するものである。

第一期は政治上より考ふるならば、所謂公家政治の時代であり、第二期は前期武家政治の時代、然して、第三期は後期武家政治の時代であるとも云はれよう。

然し、日本教育思想史の具體的解明に當つては、必らずしも政治史的範疇と揆を一にせざる場合も生じ得るのであつて、我々は、第一期及び第二期を一括して、之を序説として取上げ、第三期を獨立せしめて、之を本論として考察を加へ度いと思ふ。

其理由とする所は、日本教育思想史の實質を考ふるならば、第一期及び第二期に於いては、其思想的發達は極めて微々たるものであり、僅に第三期への前史的な役割しか演じて居ないのである。

之に反して、第三期に於いては、教育思想の發達は實に刮目に價するものがあり、正に百花爛熳たるの概がある。

従つて、教育思想史を中心として考ふるならば、第三期が最も其内容が豊富であり、其中心も亦此期に置かざるを得なくなるのである。

かゝる實際上の點を考慮して、序説を第一期及び第二期に、本論を第三期に夫々振當てたのである。

然し大體に於いて叙述の分野を以上の如く限定しても、尙微細な點に就いての見通は更に複雑なものがある。

其主要なもの拾ひ上げて見るならば、以上の第一期、第二期及び第三期の内容を夫々、或一定の史的段階として把握して、其本質を解明せねばならぬし、又、第三期に於いても、其成生期、發展期及び衰亡期を夫々差別づけて、其史的意義を説明する事も必要であらう。

従つて、以上の如く考ふるならば、次の如き諸問題は必らず取上げて解明せられねばならぬ事となる。

即ち、(1) 上代社會の教育思想 (2) 中世社會の教育思想 (3) 近世封建社會の成生期、發展期及び衰亡期に於ける教育思想が之である。

以上の如き種々の諸問題の他に、更に閉却視する事が出来ない問題は、日本教育思想の源流が支那の儒教である——主として——と云ふ問題であつて、従つて、其源流なる支那の儒教を究明し、其教育思想を明示する事が重要な課題である。然して、此課題が解決せられて後に、此儒教の教育思想が如何様にして、我國の教育思想として攝取せられたかや問題となるのであつて、此分析が後行する種々の分析の前驅をなすものである。

我々は以上の如くに、日本教育思想史に對して一般の見通をつけ、其研究法乃至は叙述法に就いて記したのである。

今從來の叙述を要約すべき時期に遭遇したのであつて、之を次の如く要約する事が出来ること云ふ。

先づ第一に、教育思想を一應抽象的・捨象的形態に於いて取上げ、次に進んで其社會的地盤を見出し、其と教育思想との必然的關係を明にし、次に進んで教育思想史一般の研究法を検討し、最後に日本教育思想史の研究法乃至は叙述法について論じたのである。

日本教育思想史に對しての種々の豫備的諸問題はかくして解決し得られたのであるから、次に進んで我々は具體的に其解明に移行せねばならぬ。

先づ順序上、日本教育思想の源流について考察を加へねばならぬ。

二、日本教育思想の源流

(1) 支那原始儒教の教育思想

支那に於ける原始儒教は、孔子に依つて創始せられて孟子に依つて大成せられたものであるが、其間支那は春秋より戦國への時代へと移行して居た。

其時代は他ならぬ中央政府なる周朝が統制力を弱体化して、國內に幾多の小國が分立し、其小國が攻戰を事として、然かも漸次に新興の中央政府を現出せんとするの時であつた。然して當時に於ける社會階級は、士大夫及び一般庶民——封建貴族と農民及び商人——に大別せらるゝのであるが、所謂士大夫の階級以外は、教育を受けるの機會は殆ど恵まれて居なかつたのである。

原始儒教は、他ならぬ士大夫階級を對象として、其教育思想を展開せしものであつて、其故に、庶民の教育に關しては、殆ど言及する所がなかつたのである。

又封建社會に於ける通則として、家庭に於ける單なる生活上の依存者としてのみ取扱はれたる婦人と小兒に對して、常に從屬的・没人格的なものとして取扱はんとしたのである。原始儒教に於いては、春秋乃至は戦國の如き亂世に對して、治平を致すの策をば、堯舜文武周王の昔に道德的感化を通じて復歸せしむる事にありと解した

のである。

従つて其處に見出さるゝ多くの教育思想も、其歸着する點は德治主義と云ふ一點に他ならない。

其故に、君子人を育成する事が他ならぬ治平の根本策であり、教育の目的も亦此點に存在するのである。

此目的に到達する方法として、學んで之を思索し、推理力を發達せしめ、反覆練習を試み、興味を常に有せしむると云ふ種々の事項を並用したのである。

孔子の教育思想は、曾子乃至は子思に依つて更に發展づけられたのであつて、曾子の著なる「大學」には、修身、齊家、治國、平天下其道一ならずと説き、其根本を明德を明にする點に置くのである。

子思の著なる「中庸」に於いて主張する點は、誠であつて、此誠の意義は内容が極めて複雑にして、天に於いては性、人に於いては教、天人の間に於いては道として、性と道との間に於いては天道、道と教との間に於いては人道として表示せらるゝのである。

人道は達徳と達道とに分れ、達徳は智仁勇、達道は、(1)君臣有義、(2)父子有義、(3)夫婦有別、(4)長幼有序、(5)朋友有信に大別せられる。

此達徳と達道を合せて九經が成立する、九經とは人間の責任を以つて果たすべき人事であつて、(1)修身、(2)尊賢、(3)親親、(4)敬大臣、(5)體群臣、(6)子庶民、(7)來百工、(8)柔遠人、(9)懷諸侯の以上九者である。

此九經が果されば、天下國家を治める事が出來、天道の至誠と人道の篤泰に合ふて天下が太平となるが、之

は要するに一の至誠に歸着するものに他ならないが故に、至誠こそは、天下を經綸する大經であると共に、天下の大本を立て、天地の化育を掌るものである。

此様に誠に對して、種々の内容を盛り込んで居るが、此至誠を教育の方法に浸透せしめて、「博學之、審問之、明辨之、篤行之、有弗學、學之弗能、弗措也、有弗問、問之弗知、弗措也、有弗思、思之弗得、弗措也、辨之弗明、弗措也、有弗行、行之弗篤、弗措也、人一能之、己百之、人十能之、己千之、果能此道也、雖愚必明、雖柔必強」と論じて居る。

之は他ならぬ至誠を以つて教育に従事すべき事を示し、博學、審問、明辨、篤行の四者を以つて、教育に只管勉むるならば、必ず其目的に達する事が出来るのであると斷定するのである。我々は孔子、曾子及び子思の三者を通じて考ふるに、其根本たる徳治主義に於いては、何れも相共通した點の存する事を認むるものであるが、其徳治主義の役割が不當に過重評價せられて、單なる道德論に止まらずに、教育及び政治論へ迄擴大せられて居るのを見出すのである。

次に我々は、原始儒教の完成者である孟子に於いては教育思想は如何様に展開せられて居るかに就いて考へて見よう。

孟子の出現した時は孔子歿後百餘年であつて、此間に支那社會に於ける政治乃至社會狀勢の變遷は驚くべきものがあつて、政治上に於いては周室の勢力は更に弱體化し、春秋の時代に於いて細分せられし列國は政治的術策

を互に用ひ、弱肉強食の結果次第に淘汰せられて、僅々七國を存するのみとなつた。

更に此激化せる混亂、解體の時代は、多くの政策家、經世家の出現を要求し、其結果諸子百家の説が林立するの結果となり、所謂「處士橫議」の現象を生ずるに至つた。

孔子は其高潔なる人格を以つて徳治主義に依つて先王の道を談じて、其理想の實現に力を致して、或程度迄奏功するに至つたのであるが、孟子に至つては、儒教は他の學派に依つて其勢力を削除せられて、衰微に向つて居たのである。

彼の任務は従つて、孔子の遺説を繼承して、更に之を發展せしむる事にあつた。

孟子の學設の中心は性善論であつて、「惻隱之心仁之端也、羞惡之心義之端也、辭讓之心禮之端也、是非之心智之端也」の如く、此等の惻隱、羞惡、辭讓、是非の四者は人間の心に直接に備はつて居るものであつて、此等が自ら仁義禮智の四徳を生ずるに至るのである。

然してかかる事は、他ならぬ人間の性が善であつて甫めて實現し得る事である——とは云へ、現實の人間と本來の人間との間に多くの逕庭が存して居るのは何故であるか、其は他にもない、社會的影響の爲に其本來の姿が毀傷せられるからである。

彼云ふ「牛山之木嘗美矣、以其交於大國也、斧斤伐之、可以爲美乎、是其日夜之所息、雨露之所潤、非無萌蘖之生焉、牛羊又從而牧之、是以若彼濯濯也、人見其濯濯也、以爲未嘗有材焉、此豈山之性也哉、雖存乎人者、豈

性善説

仁義禮智

無仁義之心哉、其所以放其良心者、亦猶斧斤之於木也、且且而伐之、可以為美乎、其日夜之所息、平旦之氣、其好惡與人相近也者幾希、則其且晝之所為有梏亡之矣、梏之反覆、則其夜氣不足以存、夜氣不足以存、則其違禽獸不遠矣、人見其禽獸也、以為未嘗有材焉者、是豈人之情也哉(告子上)と論じて居る。

之は他ならぬ、木は嘗つて美しかつたが、斧を以つて盛に伐採を試みた上に、其跡へ牛羊を放つた爲に、切株が蹂躪せられて、再び芽を出す事が出来ない様になり、其結果秃山となつたので、初めから秃山ではなかつた。

同様な事は人の性質についても云はれるのであつて、人には仁義の心が無い者は無い筈である。然し乍ら其良心を没却したが爲に、其本來の姿が失はれて、遂には禽獸とも異なる所がない様になるが、其が人の本來の姿では有り得ないのである。

以上の様に彼の見解を考ふるならば、此性善論は必然的に彼の教育論へ關聯を有するものである事が知られるのである。

と云ふのは他でもない、人の本來の性は善であるが故に、現實に於いて人が如何に惡であつても、必らずや努力すれば善となり得るのであつて、之努力が他ならぬ教育であるからである。

其方法が従つて次に問題とせられねばならぬのであるが、第一は「求放心」の法であつて、之は、外來の邪念を驅逐して、本來の善なる性情を保持する事である。

然るにかゝる極めて消極的な方法に依つては萬全を期する事が不可能であるが故に、第二に、培養に力めねばならぬ事となる。

其目的とする所は善を養ふのみならず更に之を擴大するのであつて、培養は養心、養性、養氣の巨者に大別せられるのである。

養心の工夫は寡慾、養性は性をして善に向はしむる様に工夫する事、養氣は消極的には、心を穩にして其を毀ふ事なく、積極的には、正しき事を努むる様になす事であつて、以上の三者が培養の内容を成すものである。

此培養が十二分に行はれるならば、人間の本來の善なる性は發露し、自身のみならず社會全般にも擴充するならば、社會は泰平安穩であつて、かゝる人格を具備せしものが、大丈夫と云ふべきである。

其大丈夫は従つて、善機に充滿し、器宇闊大であり、行爲は輕卒でなく、其時を得れば、政治家となつて天下國家を料理し、然らずして、不幸野に在れば、學者教師となつて世を教化するのである。

孟子の學習法は、(1)自ら啓發すべき事、(2)一事に對して専心であるべき事、(3)一定の順序を踏んで漸進すべき事、(4)博く學んで然かも之を反覆すべき事の四點に歸着するのである。

更に教師の被教育者に對する教授法は、其個人個人の個性乃至は能力に依つて差異があつて、第一は教育に際して最も勞せずして其目的に到達し得る能力を有して居るものであり、第二及び第三は之に比すれば、少し其個性乃至は能力が劣つて居て、唯々成徳、達材の要素を具備して居る點は共通して居るが其度合が少ないのであつ

て、第四は、更に其以下であつて、之に對して教師は問答法に依つて、其個性乃至は能力を十二分に琢磨せねばならぬ。

我々は、更に最後に一言を附加せねばならぬ事は、孟子の教育の主義の根本觀念は、「天將降大任於是人也、必先苦其心志、勞其筋骨、餓其體膚、空乏其身行、拂亂其所爲、所以動心忍性、曾益其所不能」(告子章下)と彼が論ぜし點に存するのであつて、困苦缺乏に耐へつゝも、然かも之を乗切つて、遂に大丈夫たり得る點に存するのであつて、此事は他ならぬ人間の本來の埋もれた善をば、幾多の淘汰を加へて、其真相を琢磨する事に他ならぬのであつて、彼の性善説より出發せし教育説としては、常然歸着すべき結論である。

以上に於いて、原始儒教の教育思想について一應の概観を與へたのであるが、次に進んで之を一應要約して見度いと思ふ。

農奴の貢租を經濟的支柱として成立した周朝の封建制度は、基本的には、農奴と封建領主との並立が存在して居たが、此兩者の中間に介在して、直接に封建領主の政治的支配の一部の役割を擔當するものとして封建的官僚が存在するに至つた。

此封建的官僚は所謂士大夫の階級であつて、彼等は、最初に於いては、封建領主の助手位に過ぎなかつたが——政治上の——次第に、封建領主の經濟的收取乃至は政治的支配體制の強化に援助の役割を演ずるに至り、殊に、周朝の統制力の弱體化した春秋乃至は戰國の時代に於いては、彼等は、封建領主の自由なる經濟的收取の機を與

へらるゝに正比例して、其に對する政策の提供者として並々ならぬ役割を演ずるに及んだ。

此關係は、封建的官僚をして、封建制度の破壊を極力阻止せしめ、封建制度の現状維持を力説高調せしめ、更に社會組織の現状持續を條件として、他方に於いて、思想的に之を代辯せしむるに至つた。

儒家が正に此事を雄辯に物語つて居るのであつて、孔子を先達とせる彼等は、口を極めて、現状維持を主張し、唯々現状の混亂、解體の事實をば、人間の思想的病弊に依據するものであると解し、其思想的病弊の爰除に依つて、其理想とする文武周公の時代を再現する事が可能であると信じたのである。

此見解が、原始儒教に於ける特質的なものであつて、其教育思想も亦實に此點に依つて裏付けられて居るのである。

我々は、從來斷片的に述べた原始儒教の教育思想を要約するならば、(1)其目的とする所は、他ならぬ聖人・君子——文武周公の如き——の出現する事であり、(2)其出現の可能性は、人の性は本來善であるが——然し種々の社會的影響下にあつて其善が蔽はれて居る——故に、如何なる人も教育次第に依つて善となり得、従つて、聖人・君子となり得るものであり、(3)其に到達する方法が即ち教育の方法であり、(4)修身、齊家、治國、平天下其途が同一不二である以上、個人個人の聖化、君子化が天下國家の太平化に他ならないと云ふ點に基本的なものを見出す事が出来るのである。

更に注目すべき事は、原始儒教に於いては、教育思想は、政治思想乃至は道德思想と常に結合して居る點、及

修身齊家治國平天下

び庶民——農奴の如き——乃至は女性及び小兒の教育に注目する點が少ないと云ふ事である。

然してかゝる點こそは、原始儒教の士大夫階級のイデオロギーとしての役割を演ぜし事を雄辯に物語るものであつて、其内容に、收取の對象となり困苦缺乏せし農奴の解放乃至は父家長制の家族制度の桎梏の下にありし女性、及び小兒の人格的待遇に就いての顧慮を期待する事が出来なかつた事は寧ろ必然の事であると云はねばならぬ。

支那原始儒教の教育思想に就いて述べた我々は次に進んで其我國への影響に就いて考へねばならぬ。

(2) 支那原始儒教の渡來

我々は、大陸文化を我國の攝取せし史的過程に就いて考ふる時、三韓征伐の有する史的意義の重大なる事を等閑視してはならない。

三韓征伐は大和朝廷を中心とした我國の政治の大陸進出の第一歩であつたが、其は同時に、大陸と我國との經濟的・文化的の接觸にも端緒を開いたのであつた。

三韓よりの歸化人は一方に於いては、我國の古代社會の農業生産力を昂揚し、更に手工業の發達を促すと共に、文化的には、文字、學問の輸入を通しての文化の發展に裨益する所が極めて大であつた。

其様な一般的な状態を背後に置いて、原始儒教の渡來を考ふるならば、其渡來の必然性乃至は影響に就いての

大凡その見通しは推定し得られるであらう。

我國に初めて儒教の渡來せしは、應神天皇の八十四年に百濟より王仁が來朝して、論語及び千字文を朝廷に奉り、皇子稚郎子が之に就いて學ばれた事に始まるのである。

既にして三韓征伐に依つて我國と朝鮮半島との通交は公然開始せられ、支那より朝鮮半島に傳來した文化は、半島を経て再輸入せらるゝに至つたのである。

然し、此際に傳來せし論語は、たとへ其が、儒教の聖典であるとしても、我國文化に大なる影響を與ふる程のものではなかつた。

其後繼體天皇七年六月に百濟の五經博士段揚爾——後高安茂之に代る——を貢した事もあるが、未だ儒教の盛行は實現するには至らなかつた。

(3) 支那原始儒教の攝取

我國古代の政治並に社會組織の根幹を成して居た氏族制度は、其内容は、先づ第一に氏を一の單位としてゝあつて、此氏に氏上と氏人とがあつて、氏上の下に氏人が從屬すると云ふ様な關係に置かれ、最初に於いては兩者は血縁關係であつたが後には非血縁者も一の氏上の下に從屬する氏人となり、此一の氏が更に他の大いなる氏の下に從屬し、かゝる種々の氏が朝廷によつて統轄せられて居たのであつた。

が然し、此氏族制度は年月の経過と共に對次矛盾が発生し、其が聖德太子の時代に於いて漸く顯著となるに至つた。

此狀勢に對應する爲に、時弊匡正の意味を以つて十七條憲法を發布せられたが、其中に注目すべき條文が數箇條存在するのである。

即ち「一曰、以和爲貴、無忤爲宗、人皆有黨、亦少達者、是以成不順君父、乍違干隣里、然上和和睦、然上和和睦、諧於論事、則事理自通、何事不成、三曰、承詔必謹、君則天之、臣則地之、天覆地載、四時順行、方氣得通、地欲覆天、則致壞耳、是以君言臣承、上行下靡、故承詔必慎、不謹自敗、四曰、群卿百寮、以禮爲本、其治民之本、要在手禮、上不禮而下非禮、下無禮以必有罪、是以君臣有禮、位次不亂、百姓有禮、國家自治、六曰、懲惡勸善、古之良典、是以無匿人善、見惡必匡、其詔詐者、則爲覆國家之利器、爲絕人民之鋒劍、亦佞媚者、對上則好說下過、逢下則誹謗上失、其如此人、皆無忠於君、無仁於民、是大亂之本也、十六曰、使民以時、古之良典、故各月有間、以可使民、從春至秋、農業之節、不可使民、其不農何食、不桑何服」とあるが、之は要するに、當時の政治組織の現状維持を前提として、朝廷と閥族乃至は庶民との政治的・道德的關係を規定したものである。然して其規定内容は、詩經、書經、禮記、孝經、論語、孟子、春秋等の經書に依據した點が多いので、其點に於いて我々は原始儒教の思想を攝取して、之を以つて治政の具に供せんとするの態度が觀取せられるのである。かくして、應神天皇の朝に傳はりし原始儒教が、單なる經書の讀破と云ふ限界を突破して、政治論、道德論の

限界へ迄擴大せらるゝに至つたのである。

然してかゝる擴大は、原始儒教が其孤々の聲をあげし母國支那に於ける當該時代に於ける經濟的、社會的、政治的狀勢と或る種の接近性に基くものとしても解せられるのである。

勿論聖德太子の時代には士大夫の階級も存在せず、封建制度も行はれては居なかつたが、周朝の統制力が弱體化して、封建領主が、分割割據の勢をなした狀勢と、蘇我氏の權力が増大して、崇峻天皇の弑逆をも決行するに至つた狀勢とは、或る種の接近性が認められないでもない。

原始儒教の現状維持的、名分論的立場は、前述の如き立場に置かれた聖德太子の政治乃至は道德思想と一聯の脈絡を生じ、其點に於いて、十七條憲法に於いて儒教思想の加味せらるゝに至つた事は敢て怪しむには足らないであらう。

我國に傳來せし原始儒教が、渡來後長年月を経て甫めて、取上げて支配的思想として援用せらるゝに至つた動機は實に此點に存するのである。

三、上代社會の教育思想

(1) 上代社會の成立

此處に云ふ上代社會とは、大化の革新に依つて招來せられたる集權國家の編成、及び其後身なる貴族を中心とする政治的支配の體制を持続せる社會を指すものである。

先づ上代社會の成立について考ふるに當つて、一應大化の革新の必然性に就いて考察をめぐらして見たい。

大化の革新以前に、我國の社會組織及び政治組織の根幹を形成して居た氏族制度は、年月の経過と共に次第に其矛盾を暴露するに至つた。三韓征伐以來、大陸より多くの歸化人が來朝し、彼等の多くは、新開地の開墾に従事し、其結果、農業生産力は次第に擴充せらるゝに至つたが、然し、彼等は漸次に大なる閥族の勢力の下に統轄せらるゝに至り、其結果、農業生産力の増大と共に、剩餘生産物は、大なる閥族の手中に掌握せらるゝに至つた。従つて、氏族制度も、從來の如き純粹なる血縁關係のみに依つて結ばれたる氏上と氏人との隸屬關係としてではなく、其以外に非血族者をも包含する事となつた。

かゝる閥族の經濟的背景の潤澤は、一方には彼等の世襲的に政治上の樞機に參與し得るの特權と相結合し、自ら政治上に於ける優越なる權力を振舞ふの機會を提供するに及んだ。

かくして一方には、氏族制度の依存する血縁的紐帶の漸次的崩壞の情勢と、他方には、土地乃至人民の少數閥族の手中に歸し、彼等閥族による寡頭政治の現象とは、彼等閥族の僭上乃至は越權を醸成する温床を提供すると共に、他方には氏族制度存続の無用を暴露するに至つたのである。

蘇我氏と物部氏との衝突乃至は蘇我氏の僭上の如き現象も、かゝる背景を考慮する事に依つて甫めて理解し得

られる。

物部氏の打倒に成功した蘇我氏は、必然的に政權の壟斷を可能づけられ、其結果は、僭上となり、遂に蘇我氏打倒のクーデターを必要とするに及んだ。

大化革新への直接の導きの絲となつたものは、蘇我入鹿の聖德太子の御子山背大兄王を弑してより、中大兄皇子の御憤激を買ひ、此僭上を制裁せんが爲に非常手段に訴へられ、遂に三韓入貢の日を期して大極殿に於いて入鹿を誅せられ、次いで父蝦夷が自殺するに及んで蘇我氏は滅亡するに至つた。

然して、當時蘇我氏以外の大族にして、之に匹敵すべきものが無かつたが故に、其滅亡は大族專權の跡を絶つに至つたのであり、此基礎の上に立つて革新政治が斷行せられる様になつた。

我國が支那と直接に國交を開くに至つた最初は、推古天皇七月三日小野妹子の隋に派遣せられし時であつて、爾來兩者の間に通交が換され、隋滅びて唐起るに及んでも、其關係には何等變化が行はれなかつた。

従つて、我國と唐との間には依然として通交が行はれ、唐の高度に發達せる文物、制度は、遣唐使の手を通じて我國に輸入せられたのである。

今や蘇我氏の打倒を通じて、革新政治を具體的に行ふに當つて、唐制度に通曉せし高向立理、僧旻の二人を採用して其實行に當らしめた。

先づ第一に實行せらるべき事は、公地・公民制の實行、即ち、從來閥族の私有に歸して居た土地・人民を悉く

朝廷の手に收めて——此事はたとへ皇族たりとも例外なく、革新政治の實行者であつた中大兄皇子は卒先して之が範を示された——置くこと云ふ事であつた。

此公地・公民制度の基礎の上に立つて、第二に、全国の土地を公田として、之を男一人に二段、女一人に其三分の二を貸與して耕作せしめ、其中の一定部分を租として朝廷へ收納せしむるものであるが、其は勿論、皇族、功臣、官吏等に給せられる田地を豫め差引いたものであつた。

然してかゝる事をなすには是非共に正確なる戸籍を必要としたのであるが故に、戸籍は全国的に——東北地方の大部分及び九州の一部は除く——作成せらるゝに至つた。

第三は、地方及び中央の政治は従來は夫々の豪族によつて政勢が壟斷せられて居たし、地方は國神の系統に屬する國造、中央は大臣、大連家の世襲であつたが、今度は之を廢止して、新に官吏を登庸して、之によつて夫々中央及び地方の政務を掌らしめる事とし、唯地方官吏中郡司のみは従來の國造の系統を採用する事とし、他は朝廷より任命せし官吏にて政務を掌らしめる事とした。

其他京畿の區域の決定、又初めて元號を定められし等の事も見逃すべからざる事であるが、革新政治の中心點は前述した様な氏族制度の通弊よりもたらされたる必然的な結果として、朝廷の下に政權を集中せんとするものであつたと云ふ事である。

かくして大化の革新を通して上代社會は新しく成立を見るに至つた。

(2) 教育思想の社會的基礎

大化の革新に依つて氏族制度は打破せられ、大臣・大連家は其跡を絶つに至つたが、かゝる大臣・大連家を先達とせる前代の氏族階級は、貴族階級として新しく歴史の舞臺に登場するに至つた。

此貴族階級は、莫大なる土地を所有し、高位顯官を獨占し、經濟上・社會上・更に政治上に於いて上代社會に於いて優越なる地位を獨占せるものであつて、其は藤原氏の名と結び付いて居たのであつた。

かゝる貴族階級に依存せる一團として僧侶が存在するが、彼等の信仰と庇護の下に漸次に經濟的・社會的・政治的地位の向上化を圖つて、玄昉乃至は道鏡の如きは、政務の樞機にさへ參與するに及んだ。

此僧侶こそは、當時に於いては、貴族階級に依存の形式に通じて、自らの地位の向上を成就せしものであると共に、貴族階級と共に支配階級の一翼を形成して居た。

貴族、僧侶の他に地方に於ける國造の後身も亦見逃すべからざる存在であるが、然し仔細に考ふるならば、當時の地方の政治は國司の手に依つて主掌せられ、郡司の地位を振宛られた彼等は、政治上に於いては、左程に迄優越せる權力を有して居たと思はれないのである。

従つて當該時代に於ける支配階級は、貴族階級が中心であると考へても差支へないのであらう。

大化の革新に依つて前代に存在して居た品部、更に皇室に所屬して居た御名代及び御子代が廢止せられたが、

かゝる品部、御子代乃至は御名代の民こそは、此時代に於いては公民の名に於いて解放せらるゝに至つた。此公民は其内容より命名するならば、自由民と云ふ名稱が適當であらう。

即ち其身分が自由であつて、公田を耕作する農民として其生活を營んで居るが、政治上の権利は殆ど有しないのである。

此等の群は、六歳以上の男子になれば、二段の田地を女子は其三分二即ち一段百二十歩を國家より貸與せられ其田地より生ずる收穫の一部を租米として國家へ納入せねばならぬ。彼等の納稅義務は其のみを以つて足れりせず、更に庸及び調をも納入せなければならなかつた。

要するに上代社會に於ける國家的財源の捻出者として最も大なる負擔を双肩に擔ふたのは彼等であり、然かも其日常生活は餘裕に恵まれる事なく、辛うじて生活すると云ふ程度に止まつて居たのである。

自由民に次いで、半自由民及び奴隸の階級が當代に於いて存在するのであるが、前者に該當するものとしては雜戸が擧げられるのである。

其内容は、大藏省の織部司、縫部司、宮内省の木工寮、鍛冶司、造酒司、兵部省の主船司、造兵司等の手工業に従事するものであつて、政治的・社會的權利を制限せられて居る。

次に奴隸は、官に屬するものと然らずして私人に屬するものとの兩者であるが、彼等が、國家若しくは貴族、僧侶に隸屬して、其政治的・社會的地位は勿論の事、一切の人間的の待遇は停止せられ、即ち完全に人格を没却

せられ、唯其物的生活を彼等扶養者より受くる以外に何等の待遇は加へられず、「物を云ふ機械」として全幅の勞働力を提供せしめられ、剩さへ賣買にさへ——即ち商品にさへ——提供せられるのである。

然してかゝる奴隸の數は當代に於いては、比較的多数に上つて全人口の一二割を占むるとさへも云はれた程であつて、従つて彼等の提供するであらう勞働力も相當の量に上るものであると思はれる。

以上に依つて我々は、上代社會に於ける社會階級について一應概觀を試みたのであるが、其際見逃すべからざる事は、貴族乃至は僧侶を除いて他は悉く政治上に參劃する權能が賦與せられて居ないと云ふ事、即ち此事よりして、次の事が必然的に説明せらるゝのである。

即ち、當代に於ける支配階級は——政治上に於いての意味であるが——他ならぬ貴族であり、之に對して被支配階級は他ならぬ自由民・半自由民及び奴隸等であると。

然して、之に反して、經濟的には、後者の提供する勞働力の收取を通じて前者が物答的生活を營み得るのであつて、之を更に直明に示すなへば、自由民・半自由民乃至は奴隸が、貴族乃至は僧侶の生活の支持者でありつゝも、然かも其生産手段たる土地等に對する支配權を喪失せるが故に、逆に政治上・社會上に於ては之と顛倒せる關係を結ばざるを得なくなつたのである。

此様な經濟的・社會的・政治的關係は必然的にイデオロギーへも反映せざるを得なくなり、教育思想——上代社會の——の基礎もかゝる點に依つて根底づけられ、かゝる諸關係に適應する様に投影づけらるゝのである。

以下我々は之を具體的に呈示して見よう。

四〇

(3) 教育思想の概観

「教育思想の概観——上代社會の——を試みるに先立つて、先づ解決せねばならぬ問題は、當時に於ける支配的思想は如何なるものであつたかと云ふ事である。

既にして大化の革新が其指導的精神を聖徳太子の時代の夫と相關聯して居る事は論ずる迄もない事であつて、太子の指導精神が、著しく集權國家形成の機運に傾斜して居た事は争はれぬ事實である以上、大化の革新も其指導精神に於いて之と類似の現象を見出さざるを得ないのである。

「國無二君」とか「天無二日」とかの思想は、他ならぬ閥族の跳梁乃至は僭上と云ふ事實に對して統制を痛感せし點より出發せしものであり、其は同時に、身分制遵奉に對する強調の聲でもあつた。

大化の革新の斷行を通じて、閥族の跳梁を根絶せし朝廷に於ては、身分制の遵奉を通じての集權國家の形式を痛感せられた。

然してかゝる思想を其内容となせるものとして、原始儒教が見出されたのである。

「君君、臣臣、父父、子子」と説き、其を以つて天下國家の泰平の途であると結論づける原始儒教には多分に、大化革新後の集權國家の秩序を合理化する思想を包含して居るのであつて、天智天皇乃至は藤原鎌足の儒者南淵

南淵

靖安の許に經書の講義に赴かせられたと云ふ個人的理由よりも、儒教其物の有する思想内容が、如何程革新後の國家の支配的思想として、援用するに好都合であつたかと、儒教の支配的思想たり得た根本的な原因であつたらう。

更に又儒教のかゝる思想以外にも、其には、當時の貴族にとつて迎合せらるゝ思想も有り得たであらうが、要するに、其根本に流るゝ現狀容認的乃至は現狀合理的化思想或は其名分論徳治主義が、物質的經濟生活に飽滿せる貴族にとつて迎合せらるゝ所以ともなつたであらう。

然して、大化革新後の社會に於いて、我々の見逃してならない事は、著しく唐文化の輸入せられし事であり、従つて當時攝取せられし儒教の原始儒教よりの移行と云ふ事も一應考察の中に入れなければならぬ問題である。

従つて此問題を次に取上げて考へて見ないと思ふ。

孟子の歿後約六十七年にして、秦の始皇帝に依つて支那が統一せられ、茲に春秋、戰國時代の長い戰亂時代は幕を閉ぢるに至つた。

原始儒教は孟子の歿後に於いても其勢力を保つて居たが、其は法家との對立を通じて、次第に其勢力が削られ、更に始皇帝の進取的政策と儒教の保守的思想とは相容れないものがあつて、法家が始皇帝の統一に寄與する所が大であつた爲に、遂に李斯の策を始皇帝は採用して、儒家四百六十名を生埋にしたのみならず、經書をも併せて焚くに及んだ。

之が有名な「焚書坑儒」の事件であるが、此暴舉は著しく儒家の反感を買ひ、陣涉の叛亂には儒者孔鮒、陸賈等が加はる様になつた。

四二

秦滅亡後、前漢が興起したが、其最初は、儒家が期待した程に儒教が好遇せられなかつた。高祖より景帝に至る時代は寧ろ黃老之術が朝廷に重く用ひられて居たのである。

然るに武帝に及んで、漢室の基礎も漸く鞏固となり、國家も内部的には泰平となるに及んで、かゝる狀勢に即して、一つの指導的な思想を求めて以つて思想的に漢室の隆昌を持続せしめる事が必要であつた。

儒教の「正名定分」の思想は、當時の情勢に於いては正に迎合せらるべき性質を有して居たが故に、其結果儒教を以つて支配的思想として採用するに及んだのである。

董仲舒

其間に於いて董仲舒の儒教獨善主義は、武帝の政策を推進せしむるに與つて大なるものがあつた。かくして儒教は再び茲に復活せらるゝに至り、爾來引續いて漢室の庇護を受け、教育の分野に於いて支配的な地位を獲得するに至つたのである。

儒教の漢室の厚き保護を受けて隆盛に赴くと同時に、先づ果されねばならぬ事は、前代秦朝に於いて猛烈なる迫害の結果亡佚せし儒書の復活に力めねばならぬ事であつた。

即ち先づ民間に稀に残存せし儒書を極力を盡して之を蒐集し、次に蒐集せし書籍を可成完全な姿へ迄復寫し、又かくせし書籍を再び散逸せざる様に保存し最後には、正確なる内容を有せし儒書を得んが爲に、多くの異本を

校合して定本を作成する事が必要であつた。

此様な事情の下に在つて、漢代の儒學は、自ら訓詁を中心とした研究に赴かざるを得なくなつたのである。

漢室滅亡後、三國、晉、南北朝を経て隋唐の時代に及んでも、儒教は、倍舊の隆盛を持続する事なく、其研究は依然として訓詁解釋の範疇を出でないものであつて、従つて其間に於ける儒教は經書に對しての碩學の訓釋書以外見るべきものは少く、鄭玄、王弼、服虔、杜預、何晏等の訓釋は代表的なものであり、唐初に至つて、孔安國が勅命を奉じて、科擧に應ずる人の爲に一定の標準の解釋書として五經正義を作成するに及んで、一應注釋書の大成を見るに至つた。

要するに、孟子以後唐初に至る迄の儒教は相當の波瀾曲折は有つたにしても、思想内容に於いては何等の發展はなく、但典籍の注釋と云ふ形式的方面にのみ研究が差向けられたのに過ぎないと云ふ事が云はれるのである。

次に進んで我々は一應唐時代の教育について考察を加へて見よう。

唐の太宗李世民は、政治上に於いては、唐室三百年の治平の基を開いた英主であるが、更に教育上に於いても頗る見るべき治績を有した人であつて、既に即位前に、文學館を開設して、房玄齡、杜如晦等の如き人々と教育に就いて検討し、即位後は學校を増設し、大いに教育の普及に力を致した。

學校の制度は中央に六學・二館及び一醫學があつて、其六學とは、(1)國學、(2)大學、(3)四門學、(4)律學、(5)書學、(6)算學であつて、之が國子監に依つて統轄せられてゐる。

四三

六學の中前三者は大學の系統に、後三者は專門學校の系統に屬するものと考へられる。
二館とは、門下省に屬する弘文館と東宮職に屬する崇文館とである。

醫學は太醫署の管轄に屬して居るが、次に地方教育制度は、各府に府學、各州に州學、各縣に縣學、縣内に市學及び鎮學があつて、長史に依つて管轄せられ、此長史は國子監の指揮を受くるのである。

右は極めて大體の學校組織であるが、唐朝の學校組織は詳細に論ずれば、儒家の學校以外に老莊家の學校も存在し、又漢學以外に律學、曆學、書學更に醫科の學科も存在して居た。

中央の六學二館及び地方の學校の入學者の資格は、概して貴族の子弟に限られて居て、學科（儒家學校の）に就いて考ふるならば、正經及び旁經の兩者に大別せられる。

正經は九種あつて、即ち禮記、春秋左氏傳が大經であり、詩經、周經、儀禮が中經、易經、尙書、春秋公羊傳、春秋穀梁傳が小經である。

之に對して旁經は孝經、論語及び老子であつて、正經の專修學科であるに對して、旁經は補助學科の様に思はれる。

二經を學習せんとする人は、大經一と小經一乃至は中經二を選擇し、三經を學ばんとする場合は、大中小三經の中夫々一經を選び、五經に通ぜんとする際には、大經全部の他に他經を一個づゝ選んで學ぶ事が必要である。然して孝經及び論語は正經以外であつて、誰人も學ばねばならぬ。

書學の學科は國語、說文、字林、三蒼、爾雅、說文及び字林であり、算學は、孫子、五曹、九章、海島、張丘建、夏侯陽、周髀である。

次に試験制度に就いて云ふならば、旬考、歲考及び畢業考證の三となるが、旬考に於いては、十日間に學習せし課程を背誦と講解の二題に分け、前者は、一千字の内三字を選んで試験し、後者は、二千字内に大義一條を問ひ、併せて三條を訊ねて、二條を答へたものを合格となすのである。

歲考とは、一年以内に學習せし課程について大義十條を管し、八條答へしを上等六條を中等、五條を下等とし、下等は不合格となすのであり、最後の畢業考試とは、最後の卒業試験であつて、二經以上に曉通せしものにして、博士が出題して、國子祭酒が監考し、之に合格したものは省試に應ずる事が出来る。

かくて、彼等は尙書省下の禮部に赴いて受験し——地方の學校の出身者にして所定の試験に合格せし者も同様に——其に合格すれば官吏として登用せられるのである。

以上に依つて我々は唐代の教育の概要に就いて説明を試み、其教育機關乃至は教材及び試験制度に就いて敘述を試みたのであるが、此事を一應の豫備知識として、之と我國の上代の教育制度とを比較して考へて見たいと思ふのである。

○我國と唐との關係は、舒明天皇の朝に犬上御田稻等を朝廷より派せられし以來、遣唐使の派遣は屢々行はれたのであり、其結果は、唐の文化による我國の文化の向上が促進せられたのであつた。

従つて教育に關しても、此事は決して例外たり得なかつたのであつて、先づ一應之を具態的に示して見ようと思ふ。

先づ教育機關として、中央に大學、地方には國學が設けられたが、先づ大學に就いて云ふならば、夫は、天智天皇の御代に創置せられ、長官を頭と云ひ——後には頭の上に別當が置かれた——下に諸道の博士及び助教・直講等があつた。

之に對して學生は五位以上の子孫、及び東西の史部の子孫乃至は八位以上の子弟の志願せしもの、更に地方の國學生の貢擧せられしもの等である。

他方國學は、京都以外の諸國に設置し、夫々部内の人を採用して博士となし、學生は、郡司の子弟を主とし、稀には庶民の子弟を採用する事もあつた。

次に教育の内容について考ふるならば、大學及び國學に於いては毎年二月及び九月上丁の日に釋奠を行つて、孔子を祭るのである。

其教材とするものは、周易、尙書、周禮、儀禮、禮記、毛詩、春秋左氏傳、孝經、論語等であつて、周易は鄭玄又は王弼の注釋書、尙書は孔安國又は鄭玄の注釋書、周禮、儀禮、禮記及び毛詩は鄭玄の注釋書、左傳は服虔又は杜預の注釋書、孝經は孔安國又は鄭玄の注釋書、論語は鄭玄又は何晏の注釋書である。

右の中、禮記、左傳が大經、毛詩、周禮、儀禮が中經、周易及び尙書が小經であつて、二經に通ぜんとする場

合には、大小經の内各々一經に通じ、中經の場合は兩經に、三經に通ぜんとする時は、大中小經各一經に、五經に通ぜんとする際には、大經全部に通ずる事が必要であつて、何れの場合にも孝經及び論語は兼通せねばならぬ。次に試験について考ふるに、大學及び國學共に、一旬に一回、一年に一回夫々試験が行はれるが、之は學生の學力判斷の資に供するものがあるが、別に所定の試験が有つて之に合格すれば官吏に登庸せられるのである。

以上の事實は、大寶令に於ける學制の内容の基本的な部分であるが、其實行が全幅的であつたか否か別問題としても、大凡その大化革新後の教育の傾向が窺知せられるのである。

此事と前述せし唐室の教育とを再び聯想して考ふるならば、其教育制度と云ひ、其教材と云ひ、更に官吏登庸の一機關として教育機關を利用せしが如き、何れも相接近せし現象であると云はねばならぬ。

然し兩者の相似性は單に其のみには止まらないのであつて、兩者何れも、儒教を教育思想の中心に置いた點は見逃すべからむる事である。

勿論唐室に於いては儒教系統以外の教育機關も存在したのであるが、我國に於いては、之と少しく傾向を異にして、殆ど儒教のみを教育の分野に輸入したかの觀があつた。

然して其儒教は、原始儒教に訓詁的檢討を加へし漢唐儒教であつて、其思想内容は原始儒教より一步たりとも前進せしものでない。

従つて、原始儒教に於いて論ぜしが如き、教育思想を其儘に採用して、我國の教育思想に轉用せし事も明な事

實である。

四八

更に注目すべき事は、官吏として登庸する人を、かゝる教育の洗禮に浴せし人の中より求めたと云ふ事であつて、其處に於いては、教育と政治との必然的な關聯が聯想され、教育とは學藝に秀れし人の育成と云ふよりも、寧ろ治術に妙を得し人の養成が國家としては重視して居たと云ふ事も云ひ得られるのである。

然かもかゝる治術に優れし人とは、上代社會の教育を通じて考ふるならば、必然的に儒教的な政治思想を實踐へ移して、被支配階級に巧に對處する人を意味するのである。

以上の如き推論を我々は、上代の教育を通じて導出せんとするものである。

我々は、上代社會の教育制度を通じて、其時代の教育思想の一端に觸れて見たのであるが、次に進んで、實際の政治上の過程を通じて、教育思想に就いて究明を試みて見たいと思ふ。

令に「凡孝子、順孫、志行聞於國郡者、申太政官、奏聞表其門閭、同籍悉免課役、有精誠通感者、別加優賞」
(賦役)とあつて、孝子乃至は順孫の醇風美俗を獎勵して、其同籍の者を悉く課役を免じ、或は優賞を加ふる事を規定して居る。

然して天平寶字元年四月四日の勅には「古者治民安國者、必以孝理、百行之本莫先於茲、宜令天下、家藏孝經一本、精勤誦習、倍加教授、百姓間有孝行通人、鄉閭欽仰者、宜令所由長官、具以名薦、其有不孝不恭不友不順者、宜配陸奧國桃生、出羽國小勝、以清風俗」とあるが、之は孝悌の行爲を獎勵せんが爲に、先づ孝經を家藏し

て、之を熟讀玩味せしめ、更に之を實踐に移さしめ、孝子を顯彰し、不孝子を罰して、以つて、天下をして孝悌の風を醸せしめんとしたものである。

然して、神護景雲元年八月十六日には、孝子、順孫、義夫、孝婦、節婦には位二級を授け、其門に表旌して、終身田租を免じ、又、寶龜三年二月六日には、武藏國入間郡の矢田部黑鷹は父母に至孝を致し、其喪に遭ふや齋食を行ふ事十六箇月であつたので、其戸徭を免じて彼の孝行を表彰し、更に壹岐國壹岐郡人直玉主實は十五歳にして夫と死別して以來兩夫に見えず、夫の墓を奠つて良妻としての誠を盡したので、爵二級を授け、更に終身田租を免じたとの事である。

以上の實例は、僅々二三のものにしか過ぎないのであるが、然し、之に依つて教へらるゝ事は、他でもない、孝悌乃至は貞節を尊重して、或は位を授け、更に田租を免じた事であつて、かゝる政策を通じて、孝悌乃至は貞節の醇風美俗を昂揚せんとした事であつた。

然して、我々は更に此事から歸納する事が出来る事は、他ならぬ、孝子乃至は節婦の顯彰は、親と子、夫と妻と云ふ家族關係を通じて、其間に於ける道德關係の當時に於ける儒教思想——支配思想としての——と適應する限りに於いてあつたと云ふ事である。

即ち、其處には教育制度乃至は教育機關を通じての積極的な働きかけに依つての、教育思想——當時の支配的な——の涵養乃至は普及と云ふよりも、寧ろ消極的なながらも意識的に、政策を通じて、教育思想の普及と云ふ事

に對する努力が見出さるゝのである。

以上の如くに考ふるならば、其政策の意味する内容も自ら明かとなるのであるが、然し、孝悌乃至は貞節の如き道德律は前述せし如き家族關係を通じてのものであり、然かも、家族關係を通じてしかく規律づくる道德律は著しく儒教的の傾向を帯びたものであり、従つて、當時に於ける支配思想たる儒教の浸透付けが、かゝる政策を通じて行はれた事も見逃すべからざる事である。

かくの如く推定するならば、一方には、儒教を指導精神となせる教育機關を通じて、官吏を養成して、其精神を以つて政治上に實踐せしむる様になすと共に、他方に於いては、儒教道德の遵奉者の顯彰を通じて、支配的思想たる儒教思想の普及に努めた事は論ずる迄もない事であらう。

然して此儒教思想が、明確に、教育の分野に、教育の機關を通じて採用せられて居る以上、其處には明に教育思想として儒教の採用せられて居る事が知られるのである。

更に、一方に於いては、政策を通じて、儒教道德が昂揚せられて居る事を考ふるならば、其處に、消極的ではあるが、儒教思想を以つて教育思想として之を普及せしめんとするの意圖が觀取せられるのである。

以上は國家の教育制度乃至は政策を通じて見た教育思想であるが、次に目を轉じて私塾乃至は家庭教育を通じての教育思想を考へて見よう。

大學乃至は國學以外に、閥族の手に依つて、私學が創立せられたものも少くなく、例へば、和氣氏の弘文院、

藤原氏の勸學院、王氏の獎學院、其他文章院が數へ上げられるのである。

以上は何れも自らの氏族の子弟の育成を主眼としたものであるが、其教育の方針は大學と揆を一にするものであつて、教材乃至は教師も大學の其に共通して居たのである。

従つて、かゝる私學に於ける教育思想も、大學に於ける教育思想と揆を一にせしものである事は論ずる迄も無い事である。

然し、唯一つ例外的に、綜藝種智院は天長年中に空海の創設せしものであるが、其特色とする點は、他の諸學校の如く貴族階級を中心とせしものではなく、一般庶民にも入學を許可した事と、佛教と儒教とを教へた事であつて、儒教を中心として教育を施せし當時にあつては一特色を示したものである。

前述せし諸學校の中、綜藝種智院は間もなく衰滅に歸し、又弘文院以外の諸學校は大學に併合せらるゝに至つた。

然してかゝる諸學校の他に尙多くの私塾が存在したが、菅原氏の家塾の如きは最も有名であつて、其門下生は量に於いても亦質に於いても斷然壓倒的であつた。

次に家庭教育に就いて考ふるに、前中書王即ち源兼明の座右銘或は九條殿(藤原師輔)遺誡等によれば、「以忠事其君、以孝事其親、信以交朋友、慈以撫子孫」とか「凡爲君必盡忠貞之心、爲親必竭孝敬之誠、恭兄如父、愛弟如子」の如き言葉の有るのを見出すのであるが、其處に見出さるゝ思想は、君臣、父子、兄弟、朋友等の關係

を通じて行はるゝ道徳律であつて、其内容は儒教の其と何等異なる所はないのであつて、かゝる思想が、座右銘乃至は遺誡として、家庭なる組織を通じて實踐を強調せられた點に、我々は、當時に於ける家庭教育に在つての儒教思想の役割を見逃す事が出来ないのである。

我々は、以上の如く國家の教育制度乃至は政策或は私學の教育更に當時の家庭教育を通じて、其教育思想は如何なるものであるか、又其内容が如何にしてかく規定づけられたかも考察したのである。

然して其得た結論は、支配的思想たる儒教が、教育の分野へも浸透せられて、儒教思想が教育思想に於いて主要なるものであるが、之以外に微弱乍ら佛教思想も教育思想の中に存在し得たと云ふ事である。

が然し、此事は、上代社會全般に關して云ひ得られる事であるかと云ふに、實は然らずして、貴族なる支配階級の社會に於いて主として該當する事である事を忘れてはならない。

と云ふのは他でもない、教育に關係を有するものは——教育者、被教育者を問はずに——貴族のみであつた事は當時の學制より推して容易に知られる事であつたからである。

公民以下の階級は、何等教育には關與せしめられなかつたのみならず、實際上に於いても關與する程の餘裕はなかつた。

従つて、教育機關を通じて官吏を登庸し、此登庸せられた官吏が政治體制の一部を擔當するものとして社會に臨む以上、公民以下の階級より官吏として登庸せられて、當時の政治體制に關與する事は永久に不可能事として

儒教
貴族
官吏
全體

とあつた。

かゝる貴族を中心とした儒教的なる教育思想こそは、上代社會の前半に於いて特に注目せねばならぬものであるが、然し、かゝる現象は、年代の経過と共に次第に變質せざるを得なくなつた。

先づ第一に考へねばならぬ事は、教育制度の衰退と云ふ事であつて之に依つて教育組織を通じての儒教思想の普及化は著しく減退するに至つた。

其は他ならぬ、貴族階級内部に於ける政治的勢力の優勝劣敗の關係を通じて、漸次に一部貴族の寡頭政治の形勢が馴致せらるゝに至つたからである。

かくて、教育機關と云ふ組織を通じて官吏として登庸せられても、一部の強力なる貴族の血族以外には驥足を伸ばし得ないから、其結果自らかゝる教育機關を通じての官吏の養成は、衰微せざるを得なくなつたのである。

此事は、自らかゝる教育機關を通じての儒教思想の浸透をも衰微に導くの結果となり、従つて教育思想に於ける儒教の役割を輕からしむるに至つた。

第二に、儒教の思想内容の遵奉に重點を置くとは反對に、儒教をも包含しての廣義の唐文化、更に具體的に云はゞ、唐詩乃至唐文に對する憧憬の念が旺盛となるに及んだ。

文化上に於ける支配者であつた貴族は、目を一轉して詩文の操作に興味を感じ、儒教の教ふる倫理道徳に關心を有しなくなつた。

既に社會の秩序は安定化し、彼等の物的、精神的な生活は充足せられ、最早や教育を通じての被支配階級的精神的支配も必要の程度が少くなつた結果、求むる唯一の途は自己を中心としての物的生活の充足であり、精神的享樂の追求であつた。

かくて其結果が、詩文の操作となり、更に進んでは、管絃の道に耽る事であつた。

唯廟堂に於て政務に參與する一部の貴族に於いては、政治上の典故先例に曉通する事が必要であつて、かゝる方面の智識を享受する事が緊急事であつた。

之は明かに當時の政治が、形式化し、其主要なる部分が年中行事の如き繰返ししの行事に依つて占められ、其と同時に、儀禮を如何に重んじたかと云ふ事を示すものに他ならないのである。

更に注目すべき事は、漢文學に對して國文學も亦隆盛であつて、之は、假名の發明に起源を有するものであるが、難解なる漢文學に嫌忌を有せし貴族の婦女子は、卒先して、此方面に詞藻を豊富にする事に力めた。

かくして、朝廷を圍んでの貴族の婦女子にして、國文學に於いて才名を馳せたものも少なくなつた。

貴族の物質的・精神的な生活の優位は自ら其依存者たる婦女子にも反映して、其結果かゝる現象が生ずるに至つたのである。

然かのみならず、廟堂に於いて婦人の身を通して優位を捷ち得んが爲には、文學に素養ある事が必要となり、其文學は他ならぬ國文學であるが故に、自ら假名の習得が、殊更に彼女にとつて必要づけられるに至つた。

平安朝

以上の様に考へるならば、上代後期の社會に於いては、教育思想が著るしく變質を來たして、其處には、被支配階級に對する教化と云ふ性質よりも、寧ろ自己自身に關しての個人的な教養と云ふ點に中心が移行して、學問の如きも、儒教の説くが如き人倫の實踐よりも寧ろ詩文の操作に重きを置き、政治の施行の如きも形式化して、典故先例の繰返しに依つて代用せられ、生活は享樂本位となつて、詩歌管絃の習得が喫飯事となるに及んだ。女性に於いても、貞婦乃至は烈婦型よりも、才媛型即ち詞藻に豊かな婦女子が歡迎せらるゝに至つた。かゝる状態が、上代後期更に云はゞ平安時代に於ける貴族階級の本質的なものであつて、我々は上代社會より中世社會への移行の過程に於いても、貴族階級にかゝる状態が支配的であつたと云ふ事を注意せねばならない。

四、中世封建社會の教育思想

(1) 中世封建社會の成立

大化の革新の結果、土地國有制度の下に、班田收授の方法が實踐へ移さるるに至つたが、一方に於いては、土地よりの生産物——主として米——は、彼等農民の生計として一定の租米以外は所有を許されたのであつた。然し奈良朝時代に於ける連年に亘る天變は、一方には著しく農業生産力を弱體化せしめたと同時に、他方には、農民に加へられた租米は可成りの重壓となり、之を救済する役割を演ずるものとして、出舉の制度が案出せられ

班田收授

農民

大化改新
公地
私地
班田制
功臣の社子

ても却つて其は農民の負擔を重くする逆効果を生ずるのみとなつた。
かくて彼等農民は窮乏の結果は、郷貫より逃亡の一途を辿るに至り、此事は自ら班田制度の崩壊へ拍車を加へたのである。

然し其落行く先は、權門勢家乃至社寺の莊園であつて、其處に於いて安住の地を見出さんとするに至つた。
今我々は、上代社會の崩壊して中世封建社會の成立に至る過程を基本的な線に沿ふて述べて見度いと思ふ。
先づ取上げて問題とせられねばならぬ事は、莊園の濫立についての考察からである。

莊園は、私有地から發生するものであつて、私有地のない所に於いては莊園は發生しないものであつて、大化の革新は、公地・公民制の實施が宣布せられた以上、莊園は此制度が嚴重に行はれる限に於いて發生する事は困難であると云はねばならぬ。

然し乍ら革新政治に於いても、或一部には私有地なる物が認められた。
即ち其は皇族、功臣若しくは社寺へ與へられたものであつて、其時の諸私有地が先づ莊園たり得る可能性を有して居たのであつた。

かゝる諸私有地と共に注意せねばならぬものに墾田がある。之は公私の兩者があるが、公墾田は官から百姓に命じて不毛の地を開拓せしめるものであつて、之は開墾後は勿論公田となるのであるが、之に反して私墾田とは百姓が自力で土地を開拓するのである。

之は一定の年限の間は私有を許すが、其以後になると公田へ編入するものであるが、後には此制度に少しづつゆるみが生じ次第々々に長期の私有地を許す様になると同時に、墾田は盛に行はれて、争つて此恩典に浴せんとする様になつた。

然かも此現象は自然と、當時に於ける社會上の地位の高下によつて左右せられたのであつて、従つて貴族乃至僧侶の手中に多くの私有地を掌握せられる様になつた。

然かも其私有地よりの収入を可成多く自らの所得に轉換せしめんが爲に、免税即ち不輸の特權を得んとするに至るのである。

此様にして公地主義は全く破却せられて了つて、其處には貴族乃至は僧侶による土地の獨占化と云ふ現象を生ずるに至つた。

其様である以上、國家の収入はかかる莊園の増加と共に漸次に減少せざるを得ない様になつたからして、莊園濫立に對する停止の命令は實に枚擧に暇がない程に雨下したのであつて、其は都度々々に一定の制限を付せられたのであつたが、班田制の矛盾が一般の人々によつて漸く認められると共に、此法令も徒らに空文に終るの形勢となるに至つた。

後三條天皇の記録所を設けられて、濫立の弊がある莊園を整理せんとせられた事は既に有名な事實であるが、其大體の方針は寛徳を境として其以後の新立莊園の全廢を、他の一面には其以前に於いても券契の明かな分のみ

を承認すると云ふのであるが、其改革も豫期せられた程の結果を得る事が出来なくなり、遂に莊園の整理と云ふ事が不自然であつて、寧ろ莊園を利用して權勢を張る事が合理的であるとさへも考へられて、莊園は院・朝廷を初め益々濫立せられる様になつて、其結果に於いて土地の收入の減退と共に、土地への支配權の減退となつて、即ち不輸・不入の特權の爲に國司は徵税も不十分となり、更に立入つて行政權を振舞ふ事も不徹底となるに至つた。

莊園は一方に於いては墾田からして大に増大したのであるが、其と共に更に注目せねばならぬ事は、公田へ侵略する事であつて、之が所謂出作であつて、開墾の途中に於いて鋤を公田へも入れて之を切取つて莊園へ編入するのであつて、かくの如くして日々に公田は減少する一方となつて、國司は以前の百分の一位の地域しか政治を行ふ事が出来ないとさへも極言せられる程であつて、公田と莊園との地域の比較を實際に示したものによつても、一國の中八割乃至は九割が莊園の様である。

此様な莊園は、其が權門勢家の經濟的の基礎を提供するものであり、彼等が其よりの所得によつて、如何に恵まれた生活に浸つて居たかと云ふ事は云はずとも明かな事であつて、單に物質上に於いてのみではなく、多くの莊民は、事毎に彼等の爲に無償で徭役に服せしめられるのである。

一例をあげて云ふならば、道長の法成寺建立に當つては多くの莊民が或は柱を立てたり、棟木を運んだり、大石を運搬したりするのであつて、かゝる事が榮華物語の筆者によつて巧みに描寫せられて居るのである。

次に我々は、當時の支配階級たりし、かかる貴族及び僧侶の生活について概略述べて見たいと思ふのである。貴族が既に莫大の莊園を私有して居たのであつたが、其廣大なる事は、當時に於いても既に其私有地のみによつても天下に立錐の餘地もないと云ふ程に云はれて居たのであつた。

かかる豊富な經濟的な背景の下に立つて、彼等は思ふ存分の享樂に耽つたのであつた。が然し、かゝる物質上の恵まれた彼等にとつても、決して精神上の煩悶は醫する事は出来なかつた。

當時の貴族社會に於いては一夫一妻の制度は決して嚴重に守られたものではなかつた。斯くの如き男女間の關係は自ら當時の文學にも反映し、其代表的なものが源氏物語であつて、其は當時の貴族社會の一面を如實に描寫して居るのである。

かゝる貴族社會に於いては「美しき女性」「美しき男性」が追求せられたのみならず、更に其が發展して美への飽く事なき追求であると同時に、其追求には絶えず享樂的な氣分が伴つて居たのであつた。

既に貴族が政治上及び經濟上に於いて斷然當時代の社會の覇者であつたが故に、彼等の心には自負が伴ふと同時に、下層社會への輕侮の念が絶えず動いて居たのであつた。

之は當時より少し時代が下るが、彼平忠盛が初めて殿上の仙籍を許された時の事であつた、彼等貴族にとつては一介の田夫野人にも等しき平氏の武辨が、勿體なくも殿上人となるのは身の程知らぬ奴であると感ぜられたであらう。

期せずして、輕侮の眼がそがれ、忠盛に對して「伊勢瓶子は素瓶也」との皮肉を浴せた、其意味は伊勢でつくる瓶は素焼であるとの表面の意味を伊勢出身の平氏である忠盛の斜視である事に結付けたものであつて、其態度に於いて貴族的な點があると共に忠盛への侮辱が十二分に現はれて居る。

之は一例に過ぎないが、横勢者の共通心理は下層者への輕視と云ふ點に盡きるのである事は論ずる迄もなく、當時の貴族も亦之より自由となる事が出来なかつた、一方には美への飽く事なき追求、思ふ存分の享樂生活、然し他面には云ひ知れない淋しさが彼等にひしひしと押寄せたのであつた。

御堂關白道長の得意の絶頂は同時に貴族の其でもあるし、其に反して漸次に沈まんとする藤原氏の權勢は彼等への弔鐘でもあつたらう。

攝關より院臣への政權の移行は、餘りにも意外な變動であつたらうし、其處には旭日昇天の藤原氏をして失望の奈落へと一步一步と押下げる様なものがあつた。

「外戚なればこそ寛大に見て居たぞ」との後三條天皇の御言葉の内には、今後の藤原氏への暗影を示顯したものが無いとは誰が云はれようか。

かゝる状態が一樣に貴族社會へ擴大せられると、其處には享樂・耽美と同時に哀傷の念が起つて、其故に悲觀味を帯びた人生觀となり、佛陀の教と化合して、望む地は西方淨土ではありはしまいか、西方淨土の彌陀の御力によつて此煩悶を解決して貰ひたい、其様な心情がひし／＼と津浪の様に押寄せて來るのではなからうか。

たゞ、耽美
哀傷
佛陀の教

堂塔伽藍の建立、供養の頻々として行はるゝ事、造佛の行はるゝ事の多き事、其背後には何か此様な心情が一要素として働きはしまいか、其を誰が否定する事が出来ようか。

彼等は既に現世の富と快樂と満足とを一身に集めた、が然し、其處には絶えず何かによつて壓迫せられた様な脅威を感じた様ではなからうか、南都・北嶺の僧兵——其は彼等の腕力以上のものであり、然かも頻々として其心膽を寒からしめたものであつた。

神木の動く所、其處には政權の掌握者として彼等も其實權を疑はざるを得なかつたであらう。

彼等の存在がかゝる状態であつても、然かも其處には依然として現世への執着が力強く支配して居た。詩歌・管絃に耽り、龍頭の船に棹した彼等も、其が滿悦の絶頂であると共に、自らの墓穴を掘るの一步でもあると考へたであらうか、然し時世は彼等の存在を漸次に葬り去らんとしたのではなからうか。

我々は以上の如く支配階級たりし貴族に就いて考察したのであるが、次に進んで僧侶に就いて述べて見よう。平安時代になつてから、從來の南都の六宗の他に新しく天台及び眞言の兩宗が勃興して、其兩者は漸次に其勢力を増す様になつた。

莫大な莊園が此等の諸大寺へ寄附せられた爲に彼等の生活は實に裕福なものとなるに至つた。

其のみではない、寺院には特に國家から保護が加へられたので、併せて以て寺院の權力は隆盛を極めて、國家の中の一治外法權地帯をなして居るの觀があつた。

寺院の隆盛が斯様に極めて順當であると同時に、其處に免れ難いのは、寺院内部に於ける類廢的の現象である。當代諸佛教の中、特に注目に價するものは、南都・北嶺と稱せられた興福寺と延暦寺とであらう。興福寺が偶然にも舊佛教、延暦寺が新佛教を代表して居るのであるが、前者が藤原氏の氏寺であり、後者は鎮護國家の勅願所であつたからして、其勢力争も自ら激烈を極めた事も容易に考へ得られるのである。

延暦寺は其地が京都に近く、皇城の鬼門除けとしての存在でもあり、更に又延暦寺の盛衰が即ち國家の盛衰をも意味するものであるとの考へからして、極力同寺に對して國家は好遇せざるを得なかつたのである。

かゝる風潮は、諸大寺をして益々其權勢に誇らしめる様になり、身には墨染の衣をまとひて、衆生の濟度を事とすべき身にあり乍ら、其と全く反對に、兵仗を携へて武力によつて自らの權益の擁護に當らんとしたのであつた、之が所謂僧兵である。

僧兵の起源に關しては勿論不明であるが、然し其暴力が顯者となつたのは平安時代末期に入つてからの事であつて、彼等は常に自寺の權益の擁護の名の下に蜂起するのであつて、其目標は群をなして京都に押寄せて示威運動によつて自らの主張を通さんとするのであつた事は勿論である。

今一例をあげるならば、後三條天皇の延久三年に延暦寺の僧兵が蜂起した。

其原因は、其末寺である祇園社の別當の讓補に關して意に滿たざる所があつての事であつて、千餘人の山僧が大舉して武装姿も物々しく感神院に押寄せたのであつた。

朝廷では大いに驚かれて早速警備の爲に武士を派遣して防がしめられたので、僧兵は別に亂暴狼籍を加へる事なくして引上げた様であつたが、群僧の叫聲が百雷の一時に落ちたかの様であつて、大宮人の心膽を寒からしめたとの事であつた。

之は一小事の様に考へられるのであるが、蟲をも殺さぬ大宮人に對して初て僧兵が大舉して京洛の地を蹂躪した事は、其驚き如何程であつたかと云ふ事が想像せられると共に、此先例よりして、漸次に京洛の地は彼等の足に依つて蹂躪せられる様になつた。

更に他の一例をあげて云ふならば、源義綱が延暦寺と關係の深い日吉社の神人を殺したと云ふ事によつて、延暦寺の僧兵は黙視する事が出来なくして、早速に神輿を奉じて強訴するに及んだ。

此暴動に對して、之を鎮壓する爲めに止むなく源賴治が矢を放つて日吉社の神人を殺害したので、山僧は一度は歸山して、山上にあつて五壇法を舉行して、國家咒咀の擧に出たのであつた。

鎮護國家の道場たるべき叡山に於いてかゝる事が行はれたと云ふ事は何と云ふ皮肉であらう、朝廷に於いては大いに驚かれ、百方手をつくして慰諭して祇園社の神人に神輿を歸山せしめて一應結著をつけさせられた。

北嶺の僧の暴行は以上の如きは一斑に過ぎないのであるが、之と同様の現象は南都即ち興福寺にもあつた。

今一例を云ふならば、其は堀河天皇の御代寛治七年の事であつた。時の近江守であつた高階爲家が春日社神人を獨斷を以つて捕へて殺害したと云ふ口實の下に、春日の神人と合體して、奈良より上洛して京都に入つて勸學

院に押寄せた。

六四

他ならぬ此寺の事であるからして藤原氏の公卿は時の關白師通の第に一同集合して鳩首凝議の結果、南都の申出を斷乎として拒絶する事も出來ず、遂に白河上皇の御聖斷を通して爲家を土佐へ流し、其他其に關係ある人々を夫々處斷する事に依つて一段落をつける様になつた。

南都北嶺が既に事共に大舉して入洛して、非常手段に訴へて自らの主張を通す事は、僧侶本來の精神を没却したものであるのみならず、國家の厚き保護も亦忘却した態度であつたが、然し乍らかゝる態度が是認せらるゝに至つた事の一因として、其處にはかゝる暴徒を鎮壓すべき武力の缺如が數へられるのである。

貴族、僧侶の頽廢は、種々の方面よりして却つて新興者を迎ふるの結果を招來し、其は遂に武門武士をして歴史の舞臺に登場せしむるに至つた。

我々は次に進んで、武士の勃興より其の中央進出の過程を明にし、彼等武士の争覇を説明して、彼等と貴族乃至僧侶との關係を検討し、最後に、中世封建社會の成立に就いて述べて見たいと思ふ。

此過程は極めて複雑多岐なものであるが、我々は基本的に概括を試みて見よう。

既に藤原氏が中央に於いて政權を獨占せる結果他氏は其驥足を伸ばすの餘地がなかつたのであるからして、多くは地方の國守として下向して小康に安んずる様になつた。

此傾向は皇胤にも亦例外となる事能はずして、御列聖の皇子が多く姓を與へられて、地方の國守として下向せ

られ、其下向地に土着せられ、土民と關係を結んで、其勢力を漸次に發展せられる様になつた。

武士中には瀧口の武士とか北面の武士とか云ふものもあつたが、今其等は別として、所謂桓武天皇より出でた桓武平氏と清和天皇の流を汲む清和源氏とが代表的なものであるとせねばならぬ。

かゝる武士は平時にあつては、農業を事とした農民であつたが、有事の際には干戈を執つて立ち、主従の關係によつて統率せられた軍團であつて、整然たる訓練と命を鴻毛の輕きにも比した勇敢なる行動とは、恐るべき武力の所有者として當時より怖れられたに相違なかつた。

承平・天慶の亂は、かゝる武人の勢力の勃發の第一線をなすものであつて、東にあつては平の將門、西にあつては藤原純友の叛亂があつた。

此前後殆ど揆を一にした叛亂は往々にして、兩者の間に豫め連絡があつたかの如く考へられるが、然し事實上其は偶然の一致であつた。

然し夫にしても、當時六衛府の兵力が衰へ、京都は藤原氏一門の榮華の夢を食つた時代の事であつたからして、此警報は直ちに公卿堂上人の夢をさますと同時に、彼等による應念の追討が企てられたのであつた。

が然し、何れも其追討の效は失敗に歸したのであつた。

其處には武士を制するには武士を以つてせねばならぬと云ふ事が立證せられた。

即ち將門が同門の貞盛によつて、純友が清和源氏の始祖經基によつて夫々平定せられたのであつた。

六五

此事は何よりも武力の恐るべきものであるかゞ公家の頭に沁み込ませられた事であらう。夫と同時に、東國の一隅乃至は西國の一陲に於ける輕視すべき存在が、實際上に於いては決して並々ならぬ底力を有して居ると云ふ事が證明せられたのであつた。

かかる武門・武士たるものは。土着の夫々の地方を根據地として、其子孫の繁衍する地方へ向つて漸次に其力を伸張したものであつて、之を地域的に大別するならば、東國と西國とに分ける事が出来るであらう。東國は關八州が中心であり、西國は四國・九州に其中心がある様に考へられる。

勿論其以外にも近畿の地、例へば伊勢とか近江とか攝津とかにもない事は無いが、何としても坂東と鎮西とは武士の發祥地として考へねばならぬのである。

坂東の地は京都の人々から考へるならば、野蠻の地、行くには好まざるの地として彈指せられたし、鎮西とても同様であつて、大宰府の機能が衰へ、對外的にも重大な意義を有せない様になつては、九州の地は公家にとつては好ましくならざる所であつて左遷の地でさへあつた。

此公家の好まざる地に根據を据へた武士は、其だけに其勢力圏内を公家によつて侵さるゝの憂がなかつたのである。

既に東國は源氏、西國は平氏の勢力圏内であると考へられて居るが、兩地方を通じて考へるならば、決して其様に一律に決定せらるべきでなく、例へば東國にも平氏があり、西國にも源氏があるが、然し一般的に其根據地

は其様に考へて動かぬ所であらう。

かゝる地方に蟠居した源平兩氏は、年月の経過すると共に、其勢力圏内を擴大し夫と同時に、其爪牙を磨いたのであつた。

承平・天慶の亂鎮定以後京洛は又もや太平の氣分が横溢して來た。

然るに其後八十餘年を経過して、干戈が再び東北の天地に動いたのであつた。

即ち夫は奥羽の前九年及び後三年の役が夫であつて、前者は安倍氏の叛亂であり、後者は清原氏の内訌であつた。

承平・天慶の亂によつて其無力を十二分に暴露した公家は、此十二年に互る大亂の鎮定は思ひも寄らぬ事であつた。

従つて鎮定の大役は武士の双肩に負せられ、然かも東國に根據を有して居た源氏の頭梁であつた頼義及義家に課せられたのであつた。

安倍氏の強勇を以つてしても、源氏の武力の前には遂に屈せざるを得なくなり、此大亂も平定したのであつたが、然し、其處には、公家の無力の一般的な承認と、武士への依頼の心が勃然として起つたのであつた。

此氣運は、最早や武士をして地方の一局部に土着せしめる事を許さなかつた。

平安季世の不安は少くとも之を地方より中央へと進出せしめずには措かなかつたのであるし、此處に又一段の

飛騨が行はれるのである。

武士なるものが既に其實力によつて一般より認められ、次第に其存在が一般の人々によつて必要づけられる様になつた事は、源平兩氏の中央への進出を可能ならしむる様になつた。

白河法皇が、北嶺の僧兵の度し難きを御歎息あらせられたのは有名な事實であるが、然し其は一般にも亦僧兵の力に對して恐怖の念があつた事の一證左ともなるのである。

僧兵の京都侵入は當時の公家をして慄然たらしむるものがあると同時に、之を制する兵力は官兵のみに依つては不十分である事が一般に考へられ、其故に新興武士なるものが此必要の爲に中央へ引入られざるを得ない様になつた。

此様な意味合がある以上、武士は何よりも先づ第一に警固人としてゝあつた。

攝關家乃至は院に對しての警固人としては、彼等源平兩氏の武人に匹敵するものがなかつた。

此警固人としての源・平兩氏の武士は同時に、僧兵へ對しての防衛者としてゝもあつた。

南都・北嶺の僧兵が大舉して入京して示威運動を行はんとするや、常に前線に立つて之を防禦したのは彼等であつた。

訓練が行届き、死を歸するが如くに考へ、義を泰山の重きに比する主従の固き結合は、烏合にも比すべき僧徒をば、一再ならず撃退したのであつた。

都の治安維持が彼等の力によつて成就せられた事と共に考へねばならぬ事は、彼等が院乃至は攝關家の警固人としての關係上、其大勢力と自ら結托するの機會に恵まれた事であつた。

源氏の藤原氏に於ける、平氏の院に於ける特殊の關係はかくして成立するに至つたのであるが、源平兩氏を通じて其が中央に進出しても、其人々をして廟堂の政權に参加せしむるに至るまでには多くの距離があつた事實であつた。

後三年の役に於いて源義家が武勳赫々として凱旋將軍の如くに入洛せんとしたが、朝廷では此役を以つて源氏對清原氏の私闘であるとの理由によつて義家をして恩賞の榮に浴せしめなかつた事は、右の事情を物語る一事實であつて、治安の維持者の限界に可及的に停止せしめ様との公家の方針は容易に考へられるのであつて、假りにも恩賞を與ふるにしても、地方官か乃至は中央の一小吏たるに甘んぜしめたのであつた。

更に亦公家の對武家策として考へられる事は、源平兩氏の勢力の相殺と云ふ事であつて、其は源氏と平氏とを常に相對抗せしめて、所謂兩虎を互に相搏たしめて傷かしめる事であつて、平忠常の東國に於いて亂をなした時には源賴信が之を討伐し、義家の子義親が出雲に於いて叛旗を翻した時は平正盛が征伐に向つたと云ふが如きは之であつて、かゝる事を通じて源平兩氏の對立が激化すると同時に、武士の力の自然的な滅殺を行はんとしたのであつた。

以上の様な公家の對武家政策は其効果は別問題としても、一般庶民の武家への信頼は極めて濃厚なるものがあ

つた。

七〇

源義家は當時に於ける代表的な武人であつて、其武勇は勿論、其徳望も亦厚いものがあつた。奥羽十二年間の戦禍を一掃した彼には、庶民も心を措かざるを得なくなつた。當時の記録によると、義家に諸國の百姓が公驗を寄せる事を禁じたとの事が記されて居るが、之は從來權門勢家に託された莊園の公驗を、之に代つて義家に託するとの風があつた事に對しての公家の抑制策であつた。此事は明に諸國百姓の義家に對する信頼を裏書するものであつて、夫と同時に武家の勢力抑制の爲に如何に公家が躍出したか知られるのである。

治安の維持者として京洛の地に駐在せしめた武家を、其向上を陰に陽に策を弄して抑制せんとした公家は、自らに實力なきも、未だに往年の榮華の幻想を現實に求めんと狂奔したものであるとも云へよう。

平將門が東國に於いて叛亂をなした遠因として、藤原忠平の門を叩いて檢非違使に任ぜられん事を要求して之を拒絶せられた事によるものであるとの説をなすものがあるが、一東夷に中央の官職を許す事は忠平の當時に於いても耐へられぬものであつた様に考へられるのである。

公家の武家觀は少くとも其様な方向に依つて決定づけられて居るのであつた。

平安朝末期に於ける武門武士の中に、中央の官職を望んで拒絶せられて將門の様に根據地に於いて亂をなす武士が若し生じたとすれば、其責任の一半は當然公家に嫁せらるべきものであらう。

然し時勢は既に急轉直下した。——武人は單なる警吏たるを許さない様になつた。

中央に進出した武人はやがて中央に於いて覇を唱へる機運に乗ずるに至つた。

源・平兩氏の中央進出が可能であつた次に起る問題は、必然的に兩者の間に行はれた争鬪戦であらう。

源氏は概して平氏とは其傾向が異つて、眞に武人らしく武勇に優れた輩が多く出たのであつた。

義家の如きは其代表的な一人であつて、當時に於いては彼を「虎賁之猛將」と呼び、義家の名を聞けば泣く兒も黙する位であつた。

然かも其功績は極めて見るべきものがあつたにもかゝらず、昇殿さへも許されなかつたのである。

平氏は之に反して武勇の輩が多かつたとは云はれないが、世才に長じて處世術の巧みな人が出て其社會的な地位の向上に力めたのであつた。

源氏と平氏とは恰も同様に武門・武士でありながら、一方は武辨的な肌、他方は才人的な型を代表して居る様である。

其様な點に考へをめぐらして見ると、何か争鬪戦に於ける一暗示でも得られる様であるが、更に考へて見ると源氏には骨肉相食むとの風が濃厚であつた様である。

兄弟・叔甥間の武力による争ひが屢行はれた様である。

義家と義綱、爲義と義朝、時代は下るが義賢と義平の如き一二の例としてあげられる様である。

骨肉間の争鬭は、一面には其家をして衰亡せしめる消極的原因をなすと共に、他氏の乗ずる隙を與へるのである。

此様な源氏の缺點が、比較的武勇の輩に恵まれて居ながらも、早く覇者となり得なかつた故であらうと思はれる。

然かも源氏は、此弱點が漸次に擴大して平氏をして名をなさしむるに至つた事は義家没後に於いて特に顯著であつた。

義家は當時に於ける武人の代表者であると同時に、源氏の隆盛時代をもつた人であるが、其子孫は比較的に恵まれなかつた。

夭折するもの、他殺せられるもの、其等が大半を占めて清和源氏の流は一爲義によつて命脈をつながれたのであつた。

之に反して平氏は、義家没後俄然武名を高めた。

其は正盛の源義親を討取つた事であつた。

義親は康和年間に罰せられて隱岐に流されたが、天仁元年に遁れて出雲に渡つて叛旗を翻したので、正盛が之を追討して其首級を携へて入京したのであつた。

其意氣は冲天の概があり、都大路の人は争ふて其行列を見たとの事であり、義家の殺人の罰によつて義親が

くも衰れた最後となつたとの事をのべて居る人もあるが、之によつて正盛の武名は一時に高まつた。

然し正盛が果して義親の首を得たかどうかは疑問の様であつたし、其後にも屢義親と稱するものが出で、天下を騒して居る。

此事があつても正盛の武名は依然として天下を壓して居た。

此正盛の時代を経て次の忠盛に入つて平氏は順風に帆をあげ、遂に殿上の仙籍を許され初めて大宮人となり得た。

忠盛が白河法皇の御寵愛を忝ふした事は云ふ迄もない事であるが、其と同時に才氣煥發の彼は、平氏隆盛の爲に汎ゆる手段をつくして其一生を費したのであつた。

かくなれば、覇者は平氏である事は十中の八九までは疑はれないのであるが、其を決定的にしたのが保元・平治の亂である。

保元の亂は一切の從來の積弊を揚棄する使命を有して居たのであつて、其は院・内・攝關家の間の葛藤を表面化すると同時に、此葛藤を武力に依つて解決したものであつた。

鳥羽院崩後の院・内の對立は遂に長年の葛藤が表面化せざるを得なかつた。

更に攝關家に於いても忠通對賴長の暗闘、之と結合した源平兩氏間の暗闘、其等は一齊に明みに出された。

亂は崇徳上皇方の敗北に終り、其と運命を共にした人に賴長、源爲義等があつたが何れも其最後は悲壯を極め

たのであつた。

七四

此亂に於いて源氏中にも義朝の如き、平氏にありては忠正の如き例外的に反對派に屬した人もあつたが、多くは源氏の没落によつて弔鐘が亂打せられた。

院・内の長年の葛藤は一段落がついた様であるし、攝關家の内紛も一應は梟がつけられた様に思はれるが、其處には嚴然として平氏の躍進と云ふ副産物が生れたのであつた。

唯一の孤獨者であつた義朝は、軍功清盛をしのぎつゝも其下風に立つの不自然を憤激して、一矢報ひんと平治の亂の勃發となつた。

然し肉を削られ、骨をそがれた一介の義朝の力にては源氏の力は復すべくもなかつた。

忽ちにして清盛によつて粉砕せられ、尾州に逃れて其臣下の爲に寝首を搔かれるの慘事となり、かくして世はあけて平氏の赤旗の靡くまゝとなるに至つた。

平治の亂以後源氏の勢力は全く地を一掃するに至つたのであるからして、平氏の隆盛は日一日と伸びて行く様になつた。

元來平氏は院と特別に深い關係にあつて、其出世の緒口は院によつて開かれたのであつた。

此現象は平治亂鎮定後も引續いたのであつて、當時院中に於ける勢力家であつた平滋子は後白河上皇の御覺が目出たく此滋子は平氏の一門である時忠の妹であつたからして、其關係上清盛も亦御恩寵を辱ふしたのであつた。



かくして上皇は日々に平氏を御眷遇あらせられて、承安元年十二月十四日には、清盛の女である徳子を御猶子として入内せしめられたのであつた。

平安朝時代四百年の長きを通じて藤氏以外の女にして入内の榮に浴するものは稀であつたが、一介の武辨と考へられた平氏にとつて此榮譽が與へられ、更に中宮徳子を中心とした平氏の勢力が更に奥深く宮廷へ根を張る様になつたのである。

平氏は既に其願望は達成せられたかの觀がある。

一門の人は雲上に仙籍をつらねて公卿の大半を占め、清盛は極官極位を占め、其女は高倉天皇の中宮として自ら平氏は外戚の榮譽を占む様になつた。

其様な地位に上達する爲には後白河上皇の一方ならぬ御力添があつたが其と同時に平氏のかゝる強大は院をして一敵國の感を深からしめて次第次第に昔日と態度を異にして、反平氏的な感情に掩はれる様になつた。

其が表面化せんとしたのが鹿谷の密議である。

其は院の近臣であつて上皇の御信任の厚い藤原成親を初め、法勝寺執行の俊寛・西光・平康頼が鹿谷に密會して平氏の討滅を企てたのであつたが、此密議は源行綱の寝返りによつて、暴露せられ一味は悉く嚴罰に處せられ首謀者と目せられた西光は朱雀の大路に引出されて首を切られたのであり、以下夫々處分があつた。

清盛は此變事の經過を聞いて急いで福原より入洛して院に奏上し、聽て福原へ歸つたのである。

七五

此一件は勿論上皇對清盛の正面衝突ではない様に考へられるが、然し成親が此事件の關係者であつて處罰せられた事よりして上皇は心中決して穏かであらせられなかつた。

此伏線よりして遂に清盛と上皇との正面衝突がもたらされた。

夫は治承二年中宮徳子の腹に皇子が御降誕あつて、早速親王宣下あり次いで立太子の事が行はれたが、其際に中納言藤原兼雅が東宮権大夫に任ぜられたので、中納言の一人の缺員を清盛は藤原基通を以つて任ぜんとしたのに反對して、上皇は基房の子の八歳である師家を中納言に任ぜられたのである。

之が衝突の第一歩であるが、次には治承三年六月には平盛子、八月には重盛の死があつて、清盛は哀傷の涙に暮れた時であるが、兩者の遺領に關して即ち盛子の遺領を前約に反して、基房は此長者の故を以つて自ら總領せしが之は明かに盛子の義子基通相傳と相反し、然かも院の前約を基房の破りし事を黙認せられたのであり、更に甚しきに至つては重盛の所領である越前國は、當然嫡子である維盛に相傳せられたのを公に言上がないとの口實の下に院に沒收せられたのであるが故に、此兩事はついに爆發して干戈の示威によつて清盛は上皇に差迫まつたのである。

かくして清盛は中宮・東宮を奉じて西國へ退く事を申出たので、高倉天皇は勅使を御差遣に相成つて基房等を處罰するの由を仰せられて慰められたのであつた。

其後、院よりも清盛に對して慰諭の御使が立つたので、表面は清盛の不平も和いたのであつた。

かくして上皇の御親政は一應中斷せられ、上皇は鳥羽の離宮に移らせられたが、次いで高倉天皇も御讓位あらせられ、安徳天皇の御踐祚となり、清盛の得意時代が再現せんとするに至つた。

高倉上皇は既に安徳天皇に御讓位あらせられたからして、兼ねての御惱平癒の御禮旁々嚴島神社に御幸あらせられ、兼ねて同社に厚き信任ある清盛は上皇に従ひ奉りて参拜を遂げたのであつた。

更に清盛は進んで積年の弊の集積して居る京洛の地より逃れて、人心の一新をなさんが爲に自らの別業の地たる福原へ遷都を決行したのであるが、之には平氏自身の個人的利害の打算から行はれた事であつたからして周囲の反對猛烈の爲に短日月にして之を中止して京都へ復歸したのであつた。

清盛はかくして平治の亂以後院の御力によつて榮達目ざましかつたが、此事は院の反感を買ひ、次いで自力によつて院を抑制したが、然かも其處には抑へても抑へ切れぬ何物か有つた。

院は平氏の保護者より敵國へと變化した。

其は同時に打倒平氏の主體へ變化した。

貴族は勿論最初から平氏の榮達を喜ばなかつたのであつて、忠盛の昇殿を許された事に對してさへも不満があつたのであつた。

然し既に時勢は急轉直下して保元・平治の亂以後の政界は、貴族の政治上に於ける優位を決して許さなかつたのである。

其點に平氏の榮達が認められねばならなかつたと同時に、貴族の平氏への反感は、依然として繼續したのであつた。

彼等貴族は其有する實力に於いては到底平氏の敵ではなかつた。

然し長年の間に蓄積した廟堂の勢力に於いては尙隱然たる存在を有して居たのであつた。

今一例をとつて説明を試みるならば、仁安二年七月廿六日に攝政である藤原基實が薨去し、之に代つて弟の基房が攝政となり氏の長者に補せられた。

氏の長者となつた以上は、藤原氏の先例としては、一門の總領をなすものであつて、自ら其先例に従つて、一門の庄園を總領せんとしたのであるが、此事は端なくも亡兄基實の政所白川殿と衝突せざるを得なくなつた。

此白川殿とは平盛子であつて今を時めく清盛の一門であり、皇太子の御准母であるが故に、皇太子と同居の身である白川殿の莊園を如何に先例とは云へ、基房に總領せしめる事は許されざる事であるとの見解の下に此問題は紛糾し、中には折衷策として基房と白川殿との結婚も提出せられたが、勿論清盛に依つて一蹴せられた。

かくして清盛の態度が強硬であつた爲に、氏長者の從來の權限に限定が加へられて、氏長者である基房へは其一定の範圍にのみ限つた所領を讓渡し、其餘は白川殿の管領となるのみならず、其は亡基實の子基通へ讓る事となつて一段落が付いたのである。

典故先例を重視する藤原氏にとつて、清盛の爲に氏長者の權限が削除せられた事は、清盛による内部干渉でも

あらうし、又彼横暴をも意味するものであるが故に、内心大いに平氏に對して憤激せし事は容易に考へ得られるであらう。

此反平氏の感情は更に意想外の方面へ發展したのである。

仁安三年三月二十日高倉天皇が大極殿に於いて御即位の式を挙げさせられたが、天皇の御生母は藤原氏に非らざる平氏の時信の女滋子であつて、御即位の日に皇太后とならせられたが、從來藤原氏の女の所生以外の皇子が帝位に即かせられた事が稀であつた當時に於いて、平氏一門の女の所生の皇子が帝位に即かせられた事は之亦藤原氏の大なる誇を傷けたに相違なく、嘉應二年七月三日に攝政基房の車と重盛の子維盛の車とが行逢ふた時に、攝政基房の舍人居飼等が維盛の車を打破つて維盛に恥辱を加へた。

此事を知つた基房は早速加害者を重盛の許に遣して處斷を仰いで、謝罪の意を表したが重盛は之を默許した。然るに十月廿一日に高倉天皇が御元服の儀式を舉行せられるので、基房は之に列せんが爲にとて車にて參上した時に、多くの武士が道に擁して彼の前驅を悉く馬より引摺り下し、更に鬚を斬つたのである。かくして天皇の御儀式は中止となるに至つた。

以上の事は直接と云はんよりも寧ろ間接的な兩氏の衝突であるが、藤原氏の下人迄が平氏の榮達に對して憤激せし事の如何に大であるか、其と同時に平氏は飽迄も藤原氏に對して報復手段を試みんかとの現象が十二分に觀取せられるのであつて、藤原二氏の間には大なる溝渠が日一日と築かれつゝあつたのである。

かゝる状勢をして更に飽和條態へ導かしためたのは平清盛の二女徳子の高倉天皇の後宮への入内である。既に平氏の女の所生である天皇の御即位を潔とせざる藤原氏は第二の此舉によつて更に自らの傳統的な誇を傷けられざるを得なくなつた。

思へば外戚の恒久的な獨占こそは藤原氏の唯一の政策であつた。

其が一度ならず二度まで平氏によつて蹂躪せられ、更に徳子の所生の皇子安徳天皇の御即位に至つては、藤原氏は全く其誇を粉碎せられたものであると云はねばならぬ。

之と前後して鹿ヶ谷の討平氏の會議があつて、其處には藤原成親の如きものも之に參與せしかば、平氏の對貴族への感情は日々に反目が高まると同時に、重盛の薨去に伴つて生じたる紛糾よりして清盛は遂に年來の反感を爆發せしめて、急に福原より入京して、禁中に於いて藤原氏公卿の大更迭を斷行したのであつた。

其處には長年の間の敵であつた基房を免じて、基實の子基通を内大臣とし、關白に据へ或は兼實の子良通の若年者を中納言・右大將に任じたのである。

かくして一清盛の力によつて藤原氏公卿は其地位を左右せられる様になつた。

平氏の隆盛はかくして遂に藤原氏を完全に壓倒するに至つたものである。

平氏が貴族社會を凌駕して日々に隆盛に赴いた事は、舊勢力を代表する他の一半である僧侶とも衝突すべき可能性を形成するに至つた。

當時に於ける僧侶の代表的なものは、既に述べた通り南都・北嶺であつて、彼等は平氏の勢力を得し時代に於いても依然として朝廷の厚き御信仰を楯にとつて屢々抗議を提出するに至つた。

高倉上皇は御讓位以後御惱が平癒あらせられたので、其御奉養として嚴島に御幸せられる事となつた。

此事が南都・北嶺の僧の耳に入るや、彼等は黙する事能はずして直ちに僧兵の蜂起となるに至つた。

即ち彼等は後白河法皇及び高倉上皇の第に赴いて、兩院を奉戴せんとする形勢を示すに至つた。

此處に於いて平氏としても默許する事能はずして、多くの武士を派遣して兩院を護衛し奉るの必要に迫られたのであつた。

其間に於ける京洛の風聞は戦々競々たるものがあつて、今にも血の雨が降らんとも思はれたのであつたが幸に事なくして、高倉上皇の嚴島御幸の事が實現したのであつた。

此際に於ける僧侶の抗議せし表面の理由は極めて貧弱なものであつて、何人も承認し難きものであるが、嚴島社が平氏一門の信仰が厚い社であるが故に、其社に高倉上皇が御幸になる事は南都・北嶺に對する御信仰に支障を生じはしまいかとの疑心暗鬼にかられた點から由來したものであらうとも考へられるが、示威によつて朝命を左右するの習慣は遂にかゝる際にも爆發して一騒動を惹起したであらうと思はれる。

が然し其と同時にかゝる衝突を通じて僧侶對平氏の關係が日々に悪化した事は見逃す事が出来ないのである。此事は僧侶の反平氏運動と共に常に其と共同行爲に出でしむるの風を馴致して、高倉宮(以仁王)が討平の第

一矢を放たれた時にも南都の僧侶は之と結付き、亂平定後は平氏は之に對して討平軍を差向けんとしたが、藤氏の反對によつて一應保留するに至つたのであるが、此様に兩者の關係は漸次危険區域に入る様になつたのである。清盛は、自らの別業の地である福原に兩院及び天皇の御遷御を決定したのであるが、之が所謂福原遷都として世に有名であるが、之に對して最も猛烈な反對をなしたのは北嶺であつて、之によつて南都も亦應援の形勢を示したが故に、短日時の内に京都へ還幸となるに至つた。

かくの如く、事毎に僧侶は平氏の行動に對して妨害を加ふる様になつたので、平氏も大決心を以つて、南都の勢力一掃を企てたのであつた。

治承四年十二月廿五日平重衡は大兵を引具して南都へ發向し、極めて強硬なる手段に訴へて猛烈な攻撃を加へたのであつた。

勿論平氏の軍には僧侶も敵する事能はずして一敗地に塗れて、兵火は東大・興福兩大寺の伽藍にも及び、東大寺の大佛殿にも類焼して、大佛も一部灰燼に歸したのであつた。

平重衡の此痛撃は平氏によつて行はれた最後の打撃であつたが、此打撃は彼等僧侶の反平氏熱を絶頂へ迄導いたものであつた。

かくして、平氏は、近くにあつては、貴族・僧侶の反感を買ひ、遠くにあつては、東國の源賴朝、北陸の源義仲の蜂起に禍せられ、遂に西奔最後には滅亡へ迄導かるゝ様になつたのである。

平氏が院・貴族・僧侶・其等舊勢力を代表する何れに對しても競争者であつたと云ふ事は、其が有する新興性に基因する所が大であつたらうが、其と共に忘れてはならぬ事は、かゝる一面とは反對に、極めて舊勢力に追従した點の極めて多かつたと云ふ點であつて、此點に於て平氏の專權の時代は公・武兩時代の間にあると同時に其滅亡は武家時代への一轉期であるとも云はれよう。

平氏は既に當時に於いて貴族及び僧侶より反感の念を以つて見られて居たのであつたが、然し彼等の反感のみによつては平氏打倒を實現する事が出来なかつた。

其は平氏は武力を有して居たが故に、打倒を完行するには、是非共に平氏以上の武力を有したものと、實力に依らねばならなかつた。

當時武士は源・平兩氏に二大別せられて居たからして、平氏の反對の立場にある源氏の蜂起こそは、平氏にとつては一の脅威であつた。

源氏は平治の亂以後其勢力は著しく削減せられ、即ち義朝・義平は死し、賴朝は姪島へ流謫せられ、僅に賴政があつて、微力を支へて居たが、夫とても、平氏一門の殿上の仙籍に列するのに比すれば、僅に清盛の口添によつて老軀を以つて三位に敘せられたのに過ぎなかつたのである。

かゝる不遇な状態こそは、實に心ある源氏の武士をして切齒扼腕せしめ、打倒平氏の好機を狙はしめたものであつたらう。

以仁王が平氏の横暴に激せられ打倒平氏の御旗を翻へさせられ、頼政が之に左袒した事は、其舉がたとへ失敗に終つたとしても、其精神的の影響が東國に在る源氏の武士の心に如何に大なるものであつたかゞ知れよう。

源義仲・源頼朝の如き源氏の巨帥が蹶起したのも此に導火線を求めねばなるまい。爾來東國の地は源氏の勢力圏内であつて、義仲が北陸の地に於いて平氏の勢力を一掃すると共に、坂東にあつては、義朝の悲壯な最後に無念の涙を呑んだ頼朝が蜂起する様になつた。

頼朝は最初に於いては源・平兩氏が相並んで廟堂に立つ事を希望したが、此要求は平氏によつて一言の下に吻ねつけられたので、此に打倒の決心を固くする様になつた。

然し彼は、徒らに前進するよりも一應自らの根據地を強化する方が重要であると考へて、容易に自らは坂東以西へは進軍しなかつた。

之に反して義仲は連戦連勝、到る處に平氏の軍を粉碎し、京都へ騎虎の勢にて迫つたのであつた。

此危急存亡の時に當つて平氏にては更に清盛の死があつて、統帥を失つたかの觀があり、義仲の鋭鋒には對抗する事が不可能となつて、安徳天皇建禮門院及び三種神器を奉じて西奔するの已むなきに至つたのである。

旭將軍義仲は、かくして二十餘年の間平氏の榮華を極めし京洛の地に入る事が出来たのであつたが、然し義仲の部下將卒は軍律が正しくなく、到る處に亂暴狼籍を働くに至つて甚だしく衆望を損する様になつたが、一方西國に逃げた平氏も更に捲土重來の勢にて都近くに進む様子となり、後白河法皇は却つて望みを頼朝に託せられ、

弟義經が代官として京都へ向つたので、院にては義仲の在京を必要とせず却つて退京さへ迫らんとしたので、遂に法住寺殿の焼打となり遂には傍若無人の行動が續出し、攝政を更迭するは勿論、諸官の任免並びに所領の沒收悉く専斷にて振舞ひ、征夷大將軍に補せられたが、一面には豹變的に反敵平氏と結托して藤原氏——陸奥の——と聯合して頼朝を追討せんと試みたので、遂に頼朝と衝突し、義經によつて一敗地に塗れ、粟津原の露と消えたのであつた。

かくして、京洛は義經——頼朝の代表者——の力によつて秩序が保たれ、其と共に愈々平氏追討へと力が向けられた。

源氏の軍は破竹の勢にて、一谷・屋島と到る處に平氏の軍を打破り、四國より九州方面へ迄兵を派し、遂に壇浦の戦に於いて最後の止を刺したのであつた。

此戦は稀に見る大海戦であつて、文治元年三月廿四日の朝より戦鬪が開始せられて、正午頃に至つて平氏の大敗と決したのであり、安徳天皇・二位尼の御陣没があり、平氏の主將である教盛・知盛・經盛等も行方不明となり、宗盛・時忠は捕虜の身となるに至つた。

かくして義經は國母建禮門院を奉じ、宗盛・時忠等の人々を伴つて四月廿六日に京都に凱旋し、次いで捕虜の人々は、義經に伴はれて鎌倉へ送られたが、更に京都へ送還せられ其途中近江國篠原宿で斬られ、清宗は同國野路驛で同じく處せられ、重衡は、東大寺の僧の希望によつて同寺に渡され、大佛殿焼打の指揮者であつた關係上

其怨を晴さんが爲に、衆徒の手によつて斬られたのであつた。

其以外に時忠は能登國に配流され、其他の一族も多く配流せられ、獨り例外にも頼盛は、頼朝の一命を清盛の手より救つた故に無罪となるのみならず、其所領も安堵せられたのであつた。

平氏がかくの如く悲壯な最後に終つたと同時に、其殘黨中には機に乗じ變に應じて、頼朝に一撃を加へんと試みたものもあつたが、要するに世は平氏より源氏へと時代の變遷を見るに至つたのである。

源頼朝は平氏を自ら出で、討伐する事なくして、主として其根據地鎌倉を中心として、漸次に其勢力圏の擴大強化を企てたのであつた。

根據地として選ばれた鎌倉の地は源氏にとつては由緒ある地であり、遠くは頼義・義家の此地に據つた事もあり、源氏の興黨は此地を中心として關東に繁衍して居るし、此地に據る事は平氏の京都に於いて文弱に流れし悪弊を十二分に知つて居る彼にとつては、寧ろ當然の事であつたとせねばならぬ。

此鎌倉の地に據つた頼朝は、此地を中心として幕府を創立する事につくしたが、勿論武人にして政治に堪能なる人を求める事は不可能の事であつたからして、彼は自ら京都公家中自らと兼々格別の關係にあつた人々を抜擢して之に充てねばならなかつた。

三善康信・大江廣元・中原親能・藤原行政・足立遠元・大中臣秋家等の如き人々は其であつて、元暦元年公文所が建立せられ更に問注所が置かれて、前者には大江廣元が別當となり、中原親能・藤原行政・足立遠元・大中

臣秋家等が寄人となり、後者には三善康信が主として之に當つたのであり、前者が行政上の一切の事務を取扱ふのに對して、後者は主として司法關係の政務を取扱ふものであり、此兩者によつて民政が統轄せられるのであるが、之に對して軍政上には侍所があつて之を統轄し、之は既に古く治承四年十一月和田義盛が其別當に補せられたのであつて、此侍所は家人の進退を掌つて、併せて軍事警察を統轄するものであつて、以上の三者が鎌倉幕府の中央機關である。

之に對して地方の機關としてあげられるものには守護及び地頭がある。

守護は主として軍事・警察を掌るものであつて、之は既に頼朝が其勢力圏内に漸次に設置したものであり、平安朝時代の檢非違使・押領使・總追捕使に似たものであるが、之に對して地頭とは莊園の領主が其下地を管理せんが爲に任じた莊官であつて、之とても平氏時代にも存在したのであるが、朝廷が義經・行家對頼朝間の反目に介在して、頼朝追討の御命令を下された事に端を發して、所謂頼朝は此好機に乗じて一氣呵成的に全國に——奥羽は除く——守護を、各莊園に悉く地頭を任命して、表面は義經追捕の口實により、内實は、幕府權力の浸透を企てた事よりして、幕府の重要な地方機關となるに至つたのである。

守護は別としても、地頭は當時の貴族・僧侶の物質的關係と非常に連關する所が大であるが故に、其全國的な設置に至つては公家側よりも僧侶側よりも何れも猛烈な反對があつて、頼朝も初の方針とは大小其範圍を縮少せざるを得なくなつたのであるが、要するに中央の侍所・公文所・問注所と相並んで地方の守護・地頭は兩々相依

つて幕府の手足となつたものである。

其他奥羽の地には、藤原氏が清衡以來基衡・秀衡・泰衡と四代連綿として勢力を振舞つて居たが、義經隱匿を口實として之を討伐して滅亡せしめ、其地は擧げて奥州總奉行の手に歸し、葛西清重は陸奥即ち今日の陸前・陸中・陸奥・岩代・磐城の五國の家人を統轄し、其と同時に平泉檢非違使所を管理するに至り、伊澤家景が陸奥國留守職に補せられて、平泉に於いて國內の人民の訴訟を裁き、出羽即ち羽前・羽後も亦留守所を命じて政務を行はしめたのであつた。

次に見逃してならぬ事は、京都に對する幕府の警戒であつて、地理上鎌倉と京都とは相當距つて居るからして自ら幕府に於いては其代表者を京都に派遣して、警戒の任につかせねばならないのである。

大内守護・内裏大番等の如きものは夫であつて、大内守護は古くは頼光の時以來世襲であつて、當時に於いては源三位頼政の子頼兼が之に當つて居たが、後安田義定が之に當つたのであり、後世襲制は破れて、交代に警戒する様になつた。

次に内裏大番は守護が之を夫々催促して、地方の家人が上京して六ヶ月間京都警備の任に當るものであるが、之と聯關して、禁裏に限つて大内夜行番なるものがあつて、之は文字通りに夜の大内の警衛に當るものであつて、以上諸種の所職が相依つて京都乃至は其近郊の警察事務に當つて、治安を維持するものであると同時に、畿内諸國の訴訟を受理するとか、更には諸國の犯人の捕縛に向つた事もあるからして、其存在は、重要視せねばならぬものであると共に、他方には暗に京都に於ける反幕府運動警戒の役割をも演ずるものである。

以上述べた所職の外に、後世より新しく追加せられたもの、例へば承久役後の新補地頭・六波羅探題乃至は長門・九州の兩探題等々の如きものもない事はないが、大凡その基礎的なものは頼朝の代に出來上り、後は時勢に應じて臨機に設けたものであつて、頼朝の代に於いて事實上幕府は成立し、其と同時に公家政治より完全なる獨立が成就し得られたものと云ふべきであらう。

(2) 教育思想の社會的基礎

我々は前節に於いて、中世封建社會の成立過程に關して一應の考察を試みたのであるが、其中心とする點は所謂政治史的な方面からの觀測であつた。

今觀察點を一變して、中世封建社會に於ける社會階級に就いて一應考察を試みて見よう。

此時代に於ける社會階級は大別するならば、貴族乃至僧侶——今包括的に公家と呼稱しよう——と武家及び一般庶民の三者となる。

貴族及び僧侶は、云はゞ、政治上に於いては、其地位は失脚者へ顛落を急ぎつゝある階級であるが、唯前代よりの墮勢によつてのみ其存在を保つて居るに過ぎないのである。

然して其墮勢とは、他ならぬ、彼等の收取の對象となりし莫大の莊園よりの貢租による支持力に他ならないの

であつて、之こそは、彼等が政治上に失脚しつゝも尙依然として、舊來の地位を形骸乍らも支持し得られた所以であつた。

次に武家に關して考察をめぐらすならば、彼等の公家に對して優越せる點は、其武力にあつたとも示されるであらう。

然し、空疎なる武力は、何等の力をも有し得ないのであつて、彼等武家の有する武力とは、かゝる空疎なるものでは決してない。

彼等の依存する現實的地盤は、他ならぬ封土關係と主從關係であつて、更に換言するならば、一定の封土を給せらるゝ事に對する交換條件として主從關係が成立し、かゝる關係を通じての表現として武力が呈示せらるゝのである。

従つて封建社會に於ける支配者は、かゝる主從關係の強化を常に念頭に置かねばならぬのであつて、源頼朝の全國に守護・地頭の制度を布くに至つたのは、自らの御家人をして、其經濟的の恩澤を蒙らしめて、此事を通じて、頼朝に對する主從關係を強化し、此關係を通して鎌倉幕府の支配を強化せんが爲に他ならなかつたのである。が然し、當時に於いては、頼朝のかゝる方針——其は同時に封建社會結成の根本的方針でもある——を施行せんが爲には、自ら貴族乃至は僧侶と衝突せざるを得なかつたのである。

が然し、幾多の政治的折衝を経た結果に於いて、依然として、此基本的方針は貫徹の目的を達し、此基礎に立

つて、公家は、政治的に一步一步と其足場を切崩さるゝに至つた。

鎌倉初期の承久の亂以後鎌倉時代を通じて、更に、吉野朝五十餘年の戰亂を経て、此事が次第に現實化せらるゝ及んだ。

かくして、吉野朝五十餘年の戰亂の終結は、政治的には、公家が最早や武家に對して、政治上に於いては、絶對に拮抗し得られざる事、及び武家の公家に對する支配は更に一段と強化せられて、公家を全く其支配下に置く事を得たと云ふ事を實證する以外の何物でもなかつた。

最後に第三の階級である庶民は、其主要成員は農民であり、其以外は商工業者更には賤民も亦其中に包括せられて居る。

莊園制度が、支配的な狀勢にあつた當時に於いては、莊園よりの貢租が、當時の支配階級の物質的生活資料の主要なる資源を提供した事は論ずる迄もない事である。

中世前期に於ける政治體制は、少くとも、公武兩者の並立的關係を存在せしめたのであるが、之は被支配階級たる農民に對しても二重の貢租を必要となし、即ち彼等は公・武兩者に對して、貢租を納入しなければならなかつたのである。

然して單に、貢租の納入の二重化のみならず、徭役に使用せらるゝ事も二重化したのであつて、此様に考ふるならば、中世封建社會の成立は、上代社會に於ける彼等の地位を向上せしめたものではなく、却つて一層低下さ

せ、其被支配階級たるの地位を益々強化せしめたものに他ならないのである。

従つて、彼等農民に對して期待し得らるゝものは何もなく、唯々支配階級に對する驅使に身を委す以外の何物もなかつたのである。

其故に、彼等が、當時の文化——支配階級の文化——に參與するが如き事は夢想だになし得ざる事であつて、窮乏・驅使と過勞以外何物をも求むる事は出来ないものである。

我々は、中世前期に於ける支配階級として、公家及び武家、被支配階級として庶民——農・工・商人及び賤民——を數へあげたのであるが、此狀勢は、後期に至つて相當の變化を招來するに至つた。

先づ考へられねばならぬ事は、政治上に於いて、武家の勢力が公家の舊勢力を壓倒して、其政治的支配を絶對化した事であつた。

勿論承久亂以前に於いては、京都を中心とせる三十七箇國は公家の莊園乃至は國衙領として、武家の支配外に置かれたのであつたが、承久の亂と云ふ公家の武家勢力の打倒の非常手段が失敗に歸するや、新補地頭の補任によつて、武家勢力の公家支配を強め、更に皇位繼承問題に對する決定權をも其手中に掌握するに及んだ。

吉野朝の戰亂は、要するに、此壓迫せられたる公家の武家に對する第二の挑戦に他ならなかつたのであるが、其は一時建武の中興に於いて成功を見たのであるが、其は單に北條氏を盟主とした鎌倉幕府の打倒に成功したと云ふのみであつて、武家其物の絶滅たり得なかつた。

従つて、守護・地頭制度の如きは依然として存続せられ、封建制度の支柱は牢固として抜くべからざるものがあり、かゝる事を度外視して公家一統の政治を行はんとする點に根本的の矛盾が存在したのである。

従つて其結果は、一方に於いては公武の混合政治の現出を生むと同時に、他方に於いては兩者の拮抗・對立を生ずるに至つた。

かゝる状態が、足利尊氏の出現を可能ならしめ、彼は、一方に於いては、現状打破——公武混合政治の——を強調せる武家を其支柱とし、他方には、史的に色彩付けられたる兩皇統の紛争を利用して起ち上つたのである。

彼が、「元弘建武以來收公之地」の安堵をスローガンとして、封建武士の中堅を其輩下に收め、更に、此混亂解體の狀勢に即應して、彼等の政治的勢力の強化を意圖するに至つた。

其結果は、守護——從來單なる警吏の限界内に其職掌を限られし——の如きは、地頭乃至は御家人を自ら自由驅使したのみならず、更に發展しては、國司の權限の侵入をも敢へてなし、院宮權門勢家及び寺社領の押領を試み、更には地頭職さへ自ら獨斷を以つて、其家人に授與するに至つたのである。

かくの如く、武家勢力の公家勢力に對する支配は、絶對化するに至り、其結果は、公家は全く武家の下風に立つに至つた。

従つて、今や、武家は、支配階級として、公家乃至は一般庶民に君臨するに及んだ。

政治上に於ける公武兩者の關係はかくの如くであるが、一方文化上に於いては、先づ、武家文化は公家文化と

は獨立して其自身の發達の經路を辿るに至つた。

其は、中世前期に於いて封建社會の支配者に依つて、意識的に取り上げられて問題とせられたのであつて、道德・法制・宗教・思想等々の汎ゆる方面に互つて、兩者の間は差別が存在するに至つたのである。

然るに中世後期に於いては、公武兩者の接觸が前代に比して一層緊密となり、従つて、自ら兩文化の交流關係が存在する様になつて、其結果自ら類似の點も多く存在する様になつた。

然し乍ら、文化は生活に依つて制約せらるゝものであり、其依立する經濟的、社會的、政治的地盤の上に於いて成長するものである以上、依然として、兩文化は本質的に差別づけられて居たのであつた。

此様な關係は、教育思想に於いても反映づけられ、中世封建社會に於ける教育思想は、上代社會の其と差別づけられたものであつて、以下我々は更に立入つて當時代の教育思想について一應の概觀を試みて見よう。

(3) 教育思想の概觀

我々は今中世封建社會の教育思想に就いて概觀を試みようとするものであるが、先づ一應便宜上、前期(鎌倉時代)及び後期(足利時代)に分けて考察を試みようと思ふ。

封建社會の依存する基本的な要素は、封土關係と主從關係の兩者であつて、前者が因となり、後者が果となつて、其社會を依存せしむる事が出来るのである。

此事は、日本の中世の封建社會に於いても云ひ得られる事であつて、従つて、當時代の教育思想の根底も亦かかる點に於いて求めねばならないのである。

鎌倉幕府の創立者である源頼朝の其御家人に對して、意識的に力説高調せし點が奈邊に在つたかも、前述の一般的限界より推察するならば容易に推定し得られる所であらう。

主從關係の強化は、先づ主より從への支配的力を反映せしめた道德律の遵奉の強要と云ふ形態を通じて行はるゝものである。

此意味に於いて、忠節が先づ第一に力説高調せらるゝのである。

其は他にもない、忠節の行爲は、全く生命懸の行爲であり、主の危急存亡を最上の犠牲を拂つて擁護する事こそ、主に對する最大級の從順を意味するからである。

此忠節は、最大の危険——其を實踐に移すには——を伴ふものであるが、此行爲をして一層效果的たらしむる爲に種々の附隨的の行爲が必要となるのである。

先づ第一に忠節の行爲を通じて、生命を犠牲にする場合は、多く戰爭に於いてである。

抑々戰爭なるものゝ目的は他ならぬ、敵の抵抗力をより早く微弱化して、之をして媾和を行ふの已むなきに至らしめんとするものに他ならないのである。

然して當時に於いては、武器の機械化乃至は科學戰の如き現象は認められず、騎馬武者の一騎打によつて戰爭

内斗



の勝敗が多く決せられたのであるが故に、武藝の練磨は層一層に必要なものであつた。

従つて武藝に堪能であると云ふ事は、彼等封建武士の絶対に等閑に附すべからざる事であつた。

然して、此武藝練磨を更に強化する所謂精神的要素として、卑怯未練の行爲を絶対に慎むべき事が必要づけられた。

此事は、他ならぬ、一方には、敵に對して十二分の敵愾心を振向け、他方には、此事を通じて、主の生命に對する全幅の庇護を必要としたからである。

以上述べた「忠節・武藝堪能・勇氣」の如きは、封建武士を一方に於いては、内部的に其統制を支持する爲に、他方に於いては、他階級との闘争に於いて、其對敵を克服して其支配を安全化する爲に必要不可欠なものであつたが故に、源頼朝の如き封建社會の盟主に依つて、意識的に更に積極的に取上げて、其實踐を強調せらるゝに至つたのである。

我々は、かゝる事を具體的に示す多くの資料を見出すものであるが、今は一切之を省略して置く事としよう。次に我々は目を轉じて、他の徳目について考察を加へて見よう。

以上述べた種々の徳目は、主として戰場に於いて封建武士の實踐すべきものであつて、かゝる此徳目の實踐を通じて、封建武士の自己社會の支配を確定化せんとするものであるが、次に戰場にあらざる所謂泰平の際に於いて實踐すべき徳目に就いて述べよう。

新編
徳目
の
考
察

先づ第一にあげられるのは、禮儀であつて、之は、先づ、封建社會に於ける秩序の維持の爲の一契機をなすものであつて、其は、君主に對する畏敬を通じて、君主の支配を合理化し、併せて父長に對する尊敬の態度に依つて、封建社會の構成單位たる父家長制家族制度に於ける秩序を確定づけるのである。

次に武士は質素儉約を守るべしとの見解は、單に奢侈文弱に流るゝ事に對する訓戒と云ふよりも、其以外に重大なる意義が存する事は、他ならぬ、封土より年一定の収入のみを唯一の所得として生活する彼等にとつては、積極的に収入の増大を企圖する事よりも、消費の遞減を通じて、生活の安定を圖る事が自らの生活維持上不可欠の要件であつたからである。

孝悌に關して、特に其實踐が力説高調せられた事は、其が美德として稱揚すべき筋合のものであると云ふ點以外に、更に重要な意義を有する事は、父家長制の家族制度に於ける秩序の維持は、封建社會維持の爲に不可欠な要素であるが故に、其爲に父家長制の家族制度の秩序の維持の爲に其儀禮的要素として、孝悌の實踐が強調せられたのである。

以上の様に考察して見るならば、前述の諸徳目は、平時に於いても、封建武士は、其社會の秩序の維持の爲に種々の道徳の實踐が強要せられるのである。

かゝる封建武士の道徳を如何に神祕化し、崇高化しても、其實質性は、他ならぬ、封建社會の支配の強化以外の何物をも目的としては居ないと云ふ事を知るべきである。

次に我々は目を轉じて封建社會の女性に對して考察を加へて見よう。

父家長制下の家族制度の下にあつての女性は、何よりも先づ、權利よりも義務の過重に苦しまざるを得なかつた。

其は、何よりも女性の經濟的の非獨立性に基因するものに他ならないのである。

當時の女性は、先づ、夫——經濟上の扶助者——に對して貞節を致すべき事が強調せられたのである。之は生活上の保障に對する代償として、又一方には、血統の純正を持續する、即ち一夫一妻制下に於ける身分乃至は財産の純正なる子への世襲を繼續する事に對する必要からでもあつた。

女性の貞節を更に強化する爲に、彼女等の沒權利的な從順性が強調せられたのであつて、之は、夫乃至は其血族に對しても同様に振舞はねばならぬのである。

一切の女性の行爲は、要するに此從順を通じて律せらるゝのであつて、女性の從順性の強化を通じて、當時の父家長制の家族制度は、其存在を強化し得らるゝのである。

以上によつて我々は、中世封建社會前期に於ける教育思想を其基本的な線に沿ふて考察を試みたのであるが、前述の諸要素は、封建社會の盟主に依つて意識的に取上げられて、其遵奉の強化が力説せられたのである。

鎌倉幕府の事實上の支配者たりし北條泰時は貞永元年八月八日、六波羅探題たりし北條重時に一書狀を贈つて居るが、其内容は之を明に物語つて居るのであつて、彼曰く「雜務御成敗之間同體なる事をも、つよきは申とお

し、よはきはうづもるゝやうに候を、随分精好せられ候へども、おのづから人にしたがつて、輕重などの出來候はざらんために、かねて式目をつくられ候、其狀一通まいらせ候、かやうの事は宗と法令の文に付てぞ沙汰あるべきにて候に、ゐ中には其道をうかゞい知たるもの、千人萬人の中に一人だにもありがたく候、まさしくおしつれば忽しつむ、盗人夜討の事をだにも、たくみ企て身をそんする輩おほくのみこそ候へ、まして子細をしらぬもの、沙汰しをきて候はむ事を、時にのぞみて法令にひき入て勘候はむは、完穴をほりたる山に入て、しらすしておちいらんがごとくに候はん歟、このゆへにや候けん、大將殿御時、法令をもとめて御成敗など候はず、代々將軍の御時も又其儀なく候へば、いまま彼例をまねばれ候也、所詮從者主に忠をいたし、子は親に孝あり、妻は夫にしたがはゞ、人の心のまがれるをばすて、直をば賞て、自土民安堵のはかりごとにや候とて、かやうに沙汰候を、京邊には、定て物もしらぬえびすどもの書あつめたることとて、わらはるゝ方も候はんずらん、はゞかり覺え候へども、兼てさだめられ候はでは、人にしたがふことのできぬべく候故に、かく沙汰候也、關東の御家人守護所地頭には、あまねくひろうして、此心をえさせられ候べく候也、且書うつして、守護所へ面々くばりて、其國中の地頭御家人どもに仰ふくめられ候べく候、これにもれたる事候はゞ、追くはうべきにて候也、あなかし」と述べて居る。

之は、承久の大勝以後、鎌倉幕府は其支配を安定化し、其と可時に、益々其統制を強化する爲に、成文法の制定を促進せられた結果、所謂五十一條より成る貞永式目の布行を見るに及んだのであるが、泰時は一應其趣意を

説明し、併せて「士民安堵のはかりごと」として、主従、父子、夫婦の間の道德律を規定し、其遵奉の必要を力説し、式目の精神も此處に存する事を暗示し、幕府の御家人に其履行實踐を力説強調したものであつて、此事を通して、我々は、中世封建社會前期に於ける教育思想の奈邊に在つたかを看取する事が出来る。

鎌倉末より吉野期を経て足利幕府の成立に至る過程は、政治上には、幾多の戦亂が體驗せられた時代であるが、其結果は、封建社會をして益々強固なものとなすに至つたのである。

然し他方文化上より考察するならば、武家文化は其内容に貴族・僧侶の其を織込まざるを得なくなつて來た事である。

封建社會成立の當初に於いては、貴族文化の武家侵入と云ふ事は意識的に拒斥せられたのであつたが、然し、吉野朝の戦亂を経て、足利幕府の京都設置と云ふ事實よりして、兩者の接近は密接となり、其結果封建社會に於ては文化的鎖國を支持する事は不可能となるに至つた。

一方前期の中葉よりして、種々の新興佛教が勃興し、其等の諸佛教は、舊佛教たる天臺乃至は眞言宗の如き貴族化せるものと異なり、汎ゆる方面に於いて、新鮮味を帯びた、新興武士階級に迎合せらるゝ性質を具備して居たのであつた。

就中禪宗の如きは、其教義内容が、生死の巷に彷徨するを常とする封建武士をして、安心立命を——笑つて喜んで死地に入らしむる——得るに好都合に仕組まれて居たので、彼等の絶大なる支持を得るに至つた。

かくの如き、公・武・佛三者の接近は、封建社會の前期より後期に跨つて加速度的に拍車を加へられて、其結果政治乃至は文化の各分野に浸透するに至つたのであるが、尙更に之に加ふるに、儒教が、封建武士に依つて、其イデオロギー強化の爲に意識的に取上げらるゝに至り、かゝる諸要素の結合が、中世後期封建社會の教育思想の基調となるに至つた。

我々は、中世封建社會に於いては、上代社會に於ける大學乃至は國學と云ふが如き教育機關の存在を見出す事は出来ないのであるが、幸に特異な存在として金澤文庫及び足利學校を發見する事が出来る。

金澤文庫は、北條氏の一族なる金澤實時の創建にかゝるものであつて、其場所は相模金澤であつて、實時は、京都の明經家清原教隆より感化を受け、其結果此文庫を創し、其目的とする所は、其所藏の書籍を一族に閲讀せしむるに在つた。

此文庫は、其後一時廢絶の姿であつたが、足利時代に至つて、上杉憲實が再興に力を致した。

現存の文庫本は、經書には、論語、左傳等が數へられ、其他、群書治要、太平御覽乃至は、續日本紀、律令、吾妻鏡等も見出さるゝのである。

次に足利學校は、足利義兼が、其子弟の教養の爲に設計したものであつて、此學校は一度び廢絶の運命に在つたが、足利時代に及んで、上杉憲實が之を復興したのである。

其の所藏の主要なる書籍は、孔子家語、毛詩正義、尙書正義、禮記正義、周易正義、春秋左傳正義、禮記、古

文尙書等である。

然して、其學校の主要教材は一見して明かなる如く、儒書を中心として居るものであつて、此事は、其教育内容にも反映して、儒教が主として、教授せらるゝに至つた。

次に我々は目を轉じて、僧侶の教育に關與せし事に就いて概略述べて見度いと思ふ。

中世封建社會の前期より後期に互つて、既に寺院が、一種の教育機關としての役割をなして居て、學問の爲に寺院に入ると云ふ事も實行せられて居たのであるが、後期になれば、此傾向が一層濃厚となつて、貴族及び武士に於いてかゝる事をなす者も續出するに至つた。

玉木吉保——毛利元就の家臣——の自敘傳である身自鏡には、十三歳にして、學問の爲に安藝國勝樂寺に入寺し、先づ手習・看經を行ひ、翌年には四書、五經、朗詠集、六韜三略等、十五歳の時には、眞字を習ひ、古今集萬葉集、伊勢物語、源氏物語等を習得し、翌十六歳の時に下山したとの事である。

かゝる教育は更に他にも多く見出さるゝのであつて、前期より後期に跨つて、寺院が教背機關として大いに利用せられ、其教材の如きも、實語教、童子教、庭訓往來等の如き釋氏の手によつて著述せられしものが、經書乃至は國書の他に採用せられたのであつて、其等の點よりして、公・武・佛三文化の融合が教育の方面にも反映せし事が認められるのである。

従つて此點より考ふるならば、中世封建社會の後期に於いては、教育思想の一要素として、公・武・佛三者の

結合的な思想が存在し得たと云ふ事は承認せられるであらう。

次に、かゝる諸傾向とは獨立に、封建武士の社會に於いては、前期に於いて發達せし独自の教育思想の擴大強化が意圖せらるゝ様になつた。

抑々足利幕府は、其施政方針は先代鎌倉幕府の方針を踏襲する點に存在するのであるが、當代に於ける武家の公家に対する政治的支配の前代よりも優越である事は、自ら、前代に於ける武家の教育思想の發展を可能ならしむるに至つた。

今川了俊の著書なる「竹馬抄」によれば、(1)武士は徒らに身命を惜んだり大死をなしたりしてはならず、主君の爲に身命を捨てる事を本懐とせねばならぬ事、(2)親の言葉を遵奉すべき事、(3)主君の恩に報ひんが爲に忠を致すと云ふ様に相對的に考ふべきでなく、凡そ此世に生活し得る事は悉く主君の徳に依るものである以上、此點に感謝して、自分の現狀に満足しなければならぬ等々の見解が見出さるゝのであるが、其處に於いて見出さるゝ君主と家臣、更に親と子との間の道德律は、一方に於いては、封建社會の盟主と其支配下にある武士團との支配及び被支配の關係を是認し、家臣に強要するに服従乃至は犠牲を以つてし、他方父家長制度に基く家族間に於ける基本的な道德律なる親子間の關係に於いても、子の親に對する從順を強調して、父家長制に基く家族制度の存續を企圖したものに他ならないのである。

次に、武士は、單に一介の武辨と云ふ坪内に終止すべきでなく、其故に、文事にも意を用ひねばならぬと云ふ

事は、前期から夙に着目せられて居た點であつたが、其は時代が經過して、封建武士の政治的支配が強化せられれば其文に益々必要なものとなり、其結果は文武兩道に秀でる事を以つて理想的な武士となす様にさへなつたのである。

然して、此事は他ならぬ、封建社會の政治的支配を強化し、其基礎に立つて、封建社會のイデオロギイを構成し、以つて其イデオロギイを支配的な形態へ迄昂揚せしめんが爲には、必要不可欠な事であつたからである。

我々は以上の如くに考察して、中世封建社會後期に於ける教育思想は、一方には、公・武・佛三者の結合せる思想が存在して居たが、他方には、封建社會の政治的支配の強化に伴つて、其内部に於ける統制を益々確固たらしめんとする事を意圖せる思想が、存在して居たと云ふ事を認めざるを得なくなるのである。

然して此兩面の思想は漸次に一元化せられ、更に此一元化せられたるものは、儒教を以つて指導精神となせる近世封建社會の教育思想を生誕するの過程を歩まんとしつゝある事を知らねばならぬ。

此事は、中世前期より後期に跨つての教育思想に於いて、儒教の新しい形態によるの再生を前提としたものである事は云ふ迄もない事である。

我々は最後に女性の教育について述べて見たいと思ふ。

當代に於ける貴族の女性は、詠歌乃至は習字が主要なる教養として居たのであつて、此點に於いては上代社會に於ける彼女等の教養と五十歩百歩の觀が無いでもない。

然して、家庭に於ける女性の役割について考ふに、「大かた女といふものは、わかき時は親にしたがひ、ひととなりてはおとこにしたがひ、老ては子にしたがふ者なれば、我身をたてぬ事とぞ申める、いか程もやはらかに、なよびたるがよく侍ることにや」と云ふ一條兼良の見解や、「めのとさうし」の筆者の「女はまづ上下によらず、のどやかに、らうらうしく、思ふ事をしのび、あらまほしきことかんにんして、さすがにうきをも、またうれしきをも、ふかう思ひしりて、其事となく、ことのあらんおろく、けちめみせて、人の御わすれなきと思ふばかり、あはたゞしからず、さすがにはへんしく、おほどかならんこそよき人とは申すべき」と云ふが如き説明は、他ならぬ女性に柔順を強要するものに他ならないのである。

封建社會は、父家長制の家族制度の上に構成せられたものであるが故に、此父家長制の家族制度を支持する爲に、女性の家族よりの分離を極力拒斥して、之より生活力を奪つて、家族の紐帯に固く結びつけ、其事を通して、家事の一切を料理する事を強要したのであつた。

かゝる事の必要より、女性に對して従順・柔和を最も必要な實踐道德として強調するに至つたのである。

かくして、女性は完全に、家族の紐帯に結付けられ、其家政は、女性の手に依つて裁かるゝに至つた。

然し彼女等には權利——家政に對しての——があるのではなく、家族の上層部よりの命令を受けて施行する義務のみが與へられて居たのに過ぎなかつた。

其様な現實に適應せしむる様に、女性への教育が行はれて居たのであつて、我々は其點に於いて、中世封建社

會に於ける女性教育思想の基礎を見出すものである。

我々は以上極めて概略ながら、中世封建社會に於ける教育思想に就いて述べたのであるが、之を要するに、封建社會の成立より其發展に至る過程に於いて、其政治的強化に伴ふて、其に關連せる文化更に其を反映せる教育思想も次第に其内容に於いて發展づけられたのであるが、其は基本的には、主從乃至は親子等の道德の形式を通じて表現せられ、封建社會の支配の強化確定化を意圖するを主眼とせしものであり、素材的には、貴族乃至は僧侶の文化をも成素形態として發展したものであるが、一方には之とは獨立に、封建武士獨自のものも存在し、かゝるものが更に統合せられて、近世封建社會の再編成に於いて新しき形態のものを發生するに至るのである。

本論

第一章 近世封建社會の成立と教育思想

第一節 近世封建社會の成立

(1) 中世封建社會の崩壊

源頼朝に依つて創始せられた中世封建社會が、更に北條氏に依つて強化せられ、建武中興に依つて、其が一頓挫を來したのであるが、建武中興の内在的矛盾を克服しつゝ、五十七年の戰亂時代を經過して、足利氏を盟主とする封建社會の出現を見るに至つた。

然し乍ら、中世後期に於ける足利氏を盟主せる封建社會は、其基礎は極めて脆弱なるものがあつて、其自身に於いて、早晚崩壊すべき矛盾を内在して居たのであつて、其と同時に此矛盾の爆發を通じて、新しき社會の建設が試みられんとし、かくして、中世封建社會より近世封建社會への發展が可能づけられんとしたのであつた。

我々は今此過程に關して考察を加へよう。

尊氏は建武三年十一月七日に建武式目を制定して、幕府政治の大體の方針を決定したのであるが、其翌々年なる延元三年八月十一日征夷大將軍に補せられ、かくして、開府及び任將軍の兩者具備するに至つて、足利幕府は其成立の第一歩を踏出す事が出來たのである。

建武式目の「政道事」の條に「先逐武家全盛之跡」とあるが如く、大體の方針は、先代鎌倉幕府の方針を踏襲し、形式上に於いても大小の共通點がないでもないが、然し時勢の推移に伴つて其間に相當の改正も必要であつたらう。

其組織の大體を述べる便宜上、先づ一應中央政府の機關から記して見よう。

幕府の最高權威者は將軍であつて、之は足利氏の世襲であり、其輔佐役として三管領即ち細川、斯波、畠山(皆足利氏の一族)があつて、更代に管領の職に任ぜられ、之と相並んで評定衆があつて、山名、一色、細川、畠山等々が之に任ぜられ、其輔佐役として引付衆があつて、一族たる吉良、山名、一色等々の人々が頭人となり、政所、問注所、侍所の三者は鎌倉幕府の如く備へられてあるが、其權限は非常に異つて居て、政所は、主として財政を、問注所は記録を、侍所は鎌倉幕府の如くに、主として軍政即ち京都の治安維持乃至は警察を掌るものであつて、政所の長は執事であつて、伊勢氏が之に任ぜられ、問注所の長も亦執事であつて、太田、町野の兩氏であり、侍所の長官は所司と稱せられて、四職即ち山名、赤松、京極、一色の四家より之に任ぜらるゝのである。

以上によつて中央政府の中樞は盡くされて居るが、此以外に諸種の奉行があつて、非常の事又は臨時の事に對して夫々の職業を分擔するものであつて、一二の例を云ふならば、評定奉行とか、公人奉行とか、守護奉行等々が夫であつて、かくして、大體に於いて中央政府の組織は之にてつきるものであるが、次に目を轉じて地方の行政組織を見るならば、先づあげられねばならぬものは關東管領即ち鎌倉府であつて、其は鎌倉の地が重要なが

故に特に地方行政の機關中に於いて重視せられて居るが、關東以北の奥羽の地にあつては、奥州探題があつて、之は古くは尊氏の反旗を翻へして間もなく斯波家長をして之に任ぜし事もあつたが、之が常置のものとなつたものであつて、此兩者によつて、東國を控制し、關東管領の十ヶ國と奥羽の七ヶ國、併せて十七ヶ國は統制づけらるゝのである。

此奥州探題は初めは斯波家長の如き臨時的なものであつたが、後には、石堂義房、畠山國氏、吉良貞家、其後夫々の子が世襲せしも、後に、斯波家兼、上杉憲秀が之に任ぜられたのであるが、其後屢々變遷して、最後には其地方の豪族たる伊達氏乃至は大崎氏をして探題の名稱を借稱せしむるに至つたのである。

東國に對して西國は如何と云ふに、元來九州の地は官方隆盛の地であつたからして、特に鎮定に力を致さねばならなかつたので、建武三年に早くも九州探題を設けたのであつたが、肥後の菊池・阿蘇を中心とし、征西將軍宮を奉戴した官方の勢力は、決して侮るべからざるものがあつたので、遂に有力なる將帥を探題として下向せしむる必要上、今川貞世の下向となりて、遂に其目的を達する事が出来たが、彼は、小貳・大友等の舊勢力と相容れざる所あつて、遂に九州を去り、後に澁川氏が代つて下つて、九州探題を世襲するに至つた。

以上は主として、幕府の設定せしものであるが尙此他に、守護及び地頭が存在するものであつて、其名稱は鎌倉時代と同一であつても、内容上に於いては相當の變化を來たして、守護の権力強きものは往々にして地頭を被官として、隱然たる一獨立國をも形成せんとするに至つたのである。

足利幕府の中央及び地方の組織については、大體以上の如き事が略述し得られるのであるが、此中で特に注目
に價するものは、關東管領と守護との問題であるが故に、此兩者は更に節を改めて論ずる事としよう。
之を要するに、足利幕府は、先代即ち鎌倉幕府に其理想を求め、中には其儘に採用せし所もあつたが、他方に
於いては、時代の變遷を念頭に入れて修正を加へた點もない事はなかつた。

尊氏が建武中興の政治に對して不満を抱き、巧みに武家社會の不平を利用して、自らの年來の野心たる源氏幕
府を再興し、賊名を避けんが爲に持明院統を奉戴し奉つて、其下にあつて自らの野心を現實化せしめたものと、
即ち足利幕府であつて、其間に幾多の迂餘曲折があつたにしても、之によつて一應彼の野心も満足せしめられた
ものであらうが、然し彼の政策が屢々部下將卒によつて其弱點を突かれて、其間に上下の統制を疑はしむるが如
き事さへも有つた事は蔽ふべからざる事であると共に、他面、此一見嚴然たる存在と見へし幕府の組織の中にも
幾多の龜裂が生じて、遂には幕府の鼎の輕重さへも問はるゝに至つた事は、其創業の際の矛盾の爆發せしものに
他ならないであらう。

足利尊氏が叛旗を翻へして、鎌倉より京都に上り、更に西國に落去し、再び京都に上り、次いで持明院統を奉
戴して、吉野朝に對抗するに至つた様に、彼の行動は常に京都を中心として行はれたのであつたが、之は一には、
彼が一方に於いては賊名を避けんが爲に、他方には源氏幕府を再興せんが爲に、持明院統奉戴の下に幕府を開か
んが爲に他ならなかつたのである。

吉野が京都より近接した地方であり、近畿に於ける官方は、容易に足利氏の勢力を東國に移す事を不可能なら
しめたのであつた。

と云ふのは、足利氏の勢力を東國に移せば、容易に京都は吉野朝の勢力によつて占領せられ、足利氏の持明院
奉戴の意味は消滅せざるを得ないからである。

此點に、足利氏の悩みがあり、其と同時に此間の矛盾を如何に解決すべきかと問題となつたのである。

されば、建武三年十一月七日に於ける、幕府政綱の大體の方針を決すべき建武式目制定の評議に於いても、「鎌
倉如元、可爲柳營欺、可爲他所否事」の一條が先づ取上げて問題とせられたのであつた。

其に關しての評議の結果は、鎌倉の地たるや今更論する迄もなく頼朝創業の地であつて、武家政治にとつては、
實に此上もない吉土であるが、北條氏が政を失つた爲に、鎌倉の地に在り乍らも滅亡したのであつて、其點から
云ふならば、吉土ではなくして凶土とでも云ふべきである。

されば、土地よりは政治の善悪が問題なのであつて、目下の所は、鎌倉の地に幕府を必ずしも置かなくてもよ
いから、他所でも構はぬから、政治の善しきを得る様にせねばならぬとの結論に達したのである。

かくして、鎌倉の地は幕府の所在地としては捨てられたのではあつたが、然し、其地が從來の政治上の樞要な
る地であつて、關東・奥羽の武家勢力を統轄するの所である事を考ふるならば、是非共に鎌倉に確固たる中心を
置かねばならぬ事は容易に想像し得られるのであつて、幕府はよしんば置かれなくても、之に次ぐべき何等かの

政治上の中心を置かねばならなかつた。

之れが鎌倉府の存在を意義あらしめた所以のものであつた。

今地方行政組織——幕府の——中に於ける鎌倉府の位置を考ふるに、幕府の地方行政組織は、鎌倉府の他に、九州探題、奥州探題等が數へあげられるのであるが、九州探題は今川貞世が大いに治平に力を致し、其後をうけて澁川氏が之に任ぜられて、其を世襲するに至つたのであるが、澁川氏は、尊氏の父貞氏の祖父頼氏の弟なる義顯を祖とせし家であつて、足利氏にとつては一族である。

九州の地が、一方には對外上に於いても主要なる地點である事は論ずる迄もない事であるが、其と共に西國の政治上の主要なる幕府の勢力代表者である事は論ずる迄もない事であらう。

之に對して、東國に於ける其に該當するものは、奥州探題及び關東管領即ち鎌倉府であつて、奥州探題は之亦幕府の一族なる畠山、吉良、斯波の如き家を以つて之に宛てられたのである。

此様な關係、即ち足利氏が其一族を全國の樞要な地に據らしめて自らの羽翼となした事は、勿論鎌倉府に於いても例外となる事はなかつたであらう。

足利氏は、中葉以後に於いて屢々一族間に内訌が生じた事は有名な事實であつて、尊氏對直義の争を中心として、之に關連して、義詮・直冬・基氏等も其渦中に捲込まれたのであるが、其中、基氏の如きは寧ろ親和主義をとつて、尊氏、直義間の争を調停せんとする努力を示した事もあつた。

然し、尊氏、義詮の勢力は遂に直義、直冬の勢力を驅逐して、直義の如きは、兄の手によつて非業なる最後をとぐるに至つたのであつた。

義詮は尊氏に次いで二代の征夷大將軍に擬せられた人であつたが故に、自ら一族中、將軍に次ぐの人として基氏が關東管領の重職に補せらるゝ様になつた。

今川貞世は、更に此間の消息を次の様に説明して居る。

即ち二代將軍に擬せられた義詮が、此創業の難局に當つて、萬一失敗をなし、折角の苦心を臺無しにする様な様な事があつても、東國の勢力さへ十二分に掌握して居るならば、足利氏は安泰であるが故に、此様な特別に重大な使命を帯びた關東管領の重職の適任者として基氏を見出して、彼のみならず、子々孫々に至るまで幕府の輔翼者たらしめたのであつたと説明して居るが、關東管領にかゝる特別な意義が存在するとするならば、自ら他の地方行政組織とは異つて幕府に次ぐの重職であるとも云はれるであらう。

勿論義詮・基氏兩者間に於ける個人的事である政治的手腕の優劣が、今川貞世の如き見解をも生ぜしめたであらうが、其と共に、幕府の一族を主要たる地に据へて、諸將統判の實をあげんとの方針も亦見逃すべからざる理由であつて、兩々相俟つて、基氏の管領補任が出現した事であらう。

此様に考へるならば、鎌倉府が故に必要であり、其と同時に、鎌倉府の鎮將としては、如何なる人が幕府の政策上必要であつたかゝ容易に知られるであらう。

幕府が吉野朝の勢力を掃蕩せし後に於いて出現せず、持明院統推戴を待ちて可及的に其實現を行はんとした點に、幾多の難問題が横はつて、直接・間接に其前途に暗雲をたゞよはしめ、一方にあつては、吉野朝よりの壓迫があつて、他方には一族・諸將の自發的に或は吉野朝を利用しての背反があつたのみならず、最後には、幕府の所在地に迄も影響づけられ、更に進んでは、幕府對鎌倉府の勢力均衡問題へ迄其禍の胚芽をまきちらしたのであつた。

私は次に、兩者の關係を述べねばならぬ。

幕府と鎌倉府との關係を考ふるに先だつて、一應鎌倉府の組織を述べるならば、其管轄區域は、伊豆、相模、安房、上總、下總、常陸、武藏、上野、下野、甲斐の十ヶ國であつて、管領の下には執事があつて、幕府の中央政府を其儘に縮少して此處に摸寫して、評定衆、引付衆、問注所、執事、侍所、所司等があり、諸奉行には、評定奉行、越訴奉行等があつて、執事は上杉氏の世襲、引付衆、評定衆としては、幕府の如く、太田、町野、二階堂等の諸氏が世襲し、京都に國持衆があるが如くに、鎌倉府にあつても、千葉、宇都山、小田、大掾等の功臣が之に准じて鎌倉府の羽翼を形成して居るのである。

此職制は後に若干の變更があつて、基氏の子氏滿の代になつては、奥州探題の權力も其支配下に歸したのであつたからして、其政令は、關東十州の他に奥羽の五ヶ國、併せて十五ヶ國にも及ぶ事となつたが、關東の守護の任免は、幕府の権限内にあつたのである。

以上の説明によつても容易に知られる様に、鎌倉府は、自身既に小幕府としての内容及び外觀を有し、殊に、後に管領を公方と云ひ、執事を管領と稱するに至つては、一見幕府と同一の感さへも抱かしめらるゝのである。

鎌倉の鎮將を優遇し、東國の勢力を重視したる幕府の此政策は、やがては、鎌倉府をして反幕府的行動の擧に出でしたるに至つたのである。

かゝる傾向は、流石に初代基氏の代に於いては見出されなかつたのであるが、其子氏滿・孫滿兼・曾孫持氏の代に至つては、漸次其が表面に露骨に顯はれるに至つたのであつて、其間にあつて執事上杉氏の苦心は一方ならぬものであつて、極力自立を慰撫する事に力めたのであつた。

一方幕府の鎌倉府に對する政策は、極力其力を削除せんとの方針であつて、其管内の守護任免權を幕府の有となしたり、或は幕府扶持衆を管内に點綴したり、或は陰に陽に管内の諸豪に應援を加へたのであつて、其結果は、鎌倉府に對する制時的な態度となり、自ら兩者の感情は日々に對立、尖鋭化するに至つたのである。

上杉禪秀（氏憲）の亂は、管領持氏對執事氏憲との爭亂であつたが、其背後には幕府の黒幕が働いたのであつて、其が時の將軍義持對義嗣の反目とも關連があつて、禪秀の亂が義嗣と連絡有つたが故に、幕府は例外的にも鎌倉府を應援したに過ぎなかつたのである。

かくの如く、兩者の間の反目は日一日と激烈を極むるに至つたのであつて、其間には早晩一大衝突を起さざるを得なくなるに至る事は容易に考へられるのである。

然かも辛うじて小康を保ちし所以は、一方には幕府一般の空氣が太平を喜びし事と、他方執事上杉氏の慰撫に力めし結果であつた。

元來幕府の鎌倉府に對するの方針は、一見するならば、鎌倉府のみに對しての對策の如くに考へられるのであるが、決して然からずして、他の諸將に對せし政策をも之と同様であつて、互に其勢力を分裂せしめて、其間にあつて幕府の統制を實行せんとするものであつて、私は寧ろ鎌倉府を滅亡せしむるに至つた時機が遅きに過ぎた様にも考へられるのである。

足利幕府の隆盛期たる義滿の初頭に於いて、大守護たる山名氏にしても、大内氏にしても、夫々義滿の統制策の犠牲として其力を削除せられたのであつたが、獨り鎌倉府の如き、當時に於いても、反幕的旗印を明にせしものが、何等の制裁をも加へられなかつたのは、不思議の感を抱かざるを得ないのである。

然れども、之を更に仔細に考ふるならば、其間の疑問も自ら解決するものがあるであらう。

即ち、鎌倉府が存在せざるべからざる理由は、幕府が武家政治の要地たる鎌倉を中心としたる勢力を極力維持せんが爲に、出來得べくんば、自ら幕府を鎌倉に開きたきの意志があつたが、吉野朝と對抗の關係上、近畿の地を離れ難き事情があつて、已むなく、鎌倉の地に義詮の弟基氏を鎮せしめたものであつて、之は一方には萬一幕府が京都に於ける勢力を失ふ事があつても、第二線として鎌倉に據つて飽迄も武家政治を支持せんとするの意味が含まれて居たのであるが、他方には、鎌倉府はかゝる變事なき時は、東國に於ける幕府勢力の代表者として、

極力幕府の輔翼者たるべきの使命があつたのである。

かゝる點に想到するならば、鎌倉府は幕府の分身としての色彩が、十二分に認められるのであると云はねばならぬ。

此關係が、幕府をして一方には、鎌倉府をして其勢力を擴張せしむる事は、自己の勢力を擴張せしむるの所以であると思はしめたのであるが、其とは反對に、鎌倉府の勢力の擴大強化は、幕府覆滅の因ともなるの感を強からしめ、此相反した見解が結合して、兩者間の暗雲を形成し、其分身的關係が、幕府をして裁斷的の壯舉に出づる事を遊らしめたものであらう。

幕府と鎌倉府との間に於ける險惡なる空氣は、早晚破裂すべき状態にあつた事は、以前に於いて述べた通りであるが、其は遂に永享の亂となつて爆發するに至つたのである。

今其亂の經過を一通り靜觀するならば、其中心をなすものは、兩者間の感情上の衝突であつて、義持の子義量夭折せし後に幕府の後嗣として、持氏は自ら擬せしも、其事なく、義持の弟なる僧義圓の入りて還俗して將軍職を嗣ぐや、持氏の期待は全く裏切らるゝと共に、彼の義教に對するの反感の念は一時に熾となり、將軍職就任に慶賀の意を表せず、心秘かに自立を企てたのであつた。

かくして彼は、兼々より鎌倉府の分國內に幕府勢力の介在せるを不満とし、此際に之を一掃せんとして、幕府扶持衆大掾滿幹、山入氏一族の誅伐はかくして行はれ、幕府年貢の抑留も亦決行せられ、更に進んでは、近畿に

於ける北畠氏を利用して、反幕の舉をほのめかすに至つたのである。

之と同時に義教も持氏の不羈の心あるを知り、鎌倉府の分國に於ける勢力を糾合して、持氏牽制の策に出で、奥州篠河の足利満貞は此間を利用して、自からの野心を満足せしめんとし下野の那須、白河の結城等をして、反鎌倉府の行動をとらしめるに至り、兩者の間には不安の空氣が濃厚であつたが故に、執事上杉憲實は調停の爲に救解使を幕府に致し、かくして一度は和睦の事が成立したが、其も一時的なものに過ぎなかつたので、將軍義教の鎌倉府追討の計劃は進められ、一方には奥州篠河の足利満貞以下其地方の豪族を味方に引入れて、背後を脅かし、越後、信濃、甲斐、駿河方面の豪族を與黨として、關八州を三方より包圍せんとする形勢を馴致し、一觸即發の準備に備ふるに至つた。

かく兩者間にあつて險惡な空氣がたゞようたのに對して、鎌倉府内部にあつては、管領と執事との間に見解の對立が生ずるに至つたのである。

時の執事たりし上杉憲實は、百方鎌倉府と幕府との對立を緩和して、其間に圓滿なる融合關係が結ばれん事を念じたのであつて、事毎に持氏の反幕的な行動に對して、諫言の役割を演ずるに至つたのである。

永享十年の春に持氏の嫡子なる賢王丸が十三歳に達せしかば、元服を行はんとするに至つたが、反幕的な感情に燃えた持氏は、先例をも無視して、六月賢王丸を鶴岡社前にて元服せしめ、自ら命名して義久と稱せしむるに至つたのであるが、此際に於て憲實は極力此舉を諫めたのであつたが、却つて其は徒勞に歸するに至つたのであ

つた。

かくして、漸く憲實と持氏との關係も圓滑を缺かんとするに至つたのであるが、此關係は單に元服の式のみならず、他の場合にも、漸次に露骨化するに至り、其結果、遂に憲實は鎌倉に居堪らずして、其本國なる上州白井に歸るに至つた。

茲に至つて、持氏は、憲實の自らに對して、叛旗を翻すものと思惟し、一色直兼、時家等を遣して之を征せしめ、自らも武州府中へ迄陣を進むるに至つた。

かくして、憲實は此由を幕府に訴ふるに至つたので、時こそ至れりとばかりに、義教は追討の師を起すに至つた。

かくして、北陸、東海の方面より幕軍は進撃を開始し、箱根、足柄に於いて幕軍勝を制し、次いで、鎌倉の守將三浦時高は京都に反應し、持氏の館を襲撃し、持氏は、鎌倉に歸らんとせしも、遂に金澤の稱名寺に逃れ、憲實は其本國より兵を進めて、武州に進出し、今や、持氏の金澤の稱名寺に入りしを見て、使を幕府に致して、其助命を願つたが義教は許さずして、憲實をして、稱名寺より永安寺に移つた持氏をして遂に自殺せしめたのであつて、實に永享十一年の二月十日の事であつたが、長子の義久も自害し、持氏の二子なる安王丸及び春王丸は乳母の手によつて難を逃れて、下野二荒山に赴いたのであつたが、再舉を企て、下總の結城氏朝に依頼するに至つたので、彼は快く之に應じ、關東の諸豪も之に應ずるに至つたので、幕府は猶豫する事能はずして、之が追討を

試み、上杉憲實は將帥として幕命を奉じて征討に赴き、關八州及び北陸の諸豪を督して之を攻め、城容易に落城せざりしも、城方に内應者ありて遂に此方面より破端を來たして、安王、春王は捕へられて後に美濃垂井に於いて斬られ、結城氏朝は戦死し、かくして、結城合戦も終了するに至り、關東の地にあつて威を振ひし鎌倉府はかくして全く其跡を絶つに至り、足利義教の討滅策は茲に全く成功するに至つたのであるが、鎌倉府の滅亡は同時に足利氏の勢力の中心を失ふものであるが故に、適當の人を派して其經營に當らせねばならなかつたが、幕府多事にして其事を實現するに至らず、一時的に兩上杉の政令の下に置かされたのであつたが、之が後日に於ける擾亂の素因をつくるに至つた、次に私は守護に就いて述べて見よう。

守護は既に鎌倉時代に於いても存在して居たものであつて、其が引續いて足利時代にも及んだものであつたが、然し其内容に至つては非常な變化があつたものである。

其變化の主要な點は、守護の取扱ふ職掌の權限が増大した事であつて、鎌倉時代の武家法であつた御成敗式目（貞永式目）には、大番の催促、謀叛人及び殺害人の檢斷（及び夜討、強盜、山賊、海賊の檢斷）であつて、之が俗に大犯三箇條と稱せられたものであつて、之は文治以前の頼朝の補した守護とは其職掌が少し異つて居たものであるが、鎌倉幕府の方針は主として、國司に缺如して居た警察權を補ふ意味を守護に所有せしめ、正治元年十二月廿九日小山朝政を播磨の守護に補した時に、かゝる大犯三箇條を其職掌權限となしたのであつて、後に之が貞永式目に於いて法文化せられる様になつたのである。

然るに、鎌倉時代に於ける此守護は漸次に其權限を増す様になつたのは、一方には幕府の勢力が公家を壓倒するに至つたが故でもあらうが、かゝる事は、幕府としては默する事能はずして、屢々禁令を發したのであるが、建武中興に至つて、守護が、國司と同様の待遇を蒙む様になつて、守護即國司の色彩が濃厚となるに至つたのである。

此様にして守護が從來の警察權の他に、一般庶政へ參與し得る様になつた事は、其處に一段の發展が見出されるのであるが、吉野朝時代の戦亂時代に於いて足利方は其軍資金捻出の法として、半濟の制度を設くるに至つたのであるが、此制度は、院・宮・社寺・權門勢家の莊園より其租税の半額を借用して、之を兵糧料所として、幕府が部下の御家人に託するに至つたのであるが、此事は自ら守護をして、院・宮・社寺・權門勢家の莊園へ濫妨を試みたるの好機を與ふるに至つた。

守護は此戦亂期に於いては、地頭・御家人を自らの自由の驅使に供したのみならず、更に發展しては、國司の權限の侵入をも敢てなし、院・宮・權門勢家・社領の押領をも試み、其のみには止まらずに、地頭職さへも自ら獨斷を以つて、其家人に授與さへするに至つたのである。

かくして守護は、漸次に其權限を擴大して、一國の軍事上のみならず、庶政上の支配者ともなり、戦亂期に乗じて、地頭・御家人を自らの手足の如くに使用して、至る所に其權力を振舞ふ事が出來たのである。

太平記には此間の狀況を次の如く敘述して居る。

即ち同書三十三卷の「公家武家榮枯地を易ふる事」の條に、「公家の人はかやうに窮困して、溝谿に填ち道路に迷ひけれども、武家の族は富貴日來に百倍して、身には錦繡を纏ひ、食には八珍を盡せり。前代相模守の天下を成敗せし時、諸國の守護、大犯三箇條の檢斷の外は繕ふ事なかりしに、今は大小の事共は、只守護の計ひにて、一國の成敗雅意に存すれば、地頭御家人を郎從の如くに召し仕ひ、寺社本所の所領を兵糧料所として抑へて、管領す。其權威只古の六波羅・九州の探題の如し。」とあるのは、概括的とは云ひ乍らも、守護の動きを記したものであらう。

此様にして守護は、最初に於いては大犯三箇條と云ふ規定の下に、一國の警察權のみに限定せられて居たのであつたが、然し、此限定は、國司と同一の管轄區域内にあつて、然かも國司の實權漸次に衰微しつゝあつた鎌倉時代にあつては、極めて不合理なものであつて、其處に、自ら彼等の越權行爲が生ずるに至つて、既に貞永式目にも、守護の越權を指摘して「而至近年、分補代官於郡郷、宛課公事於莊保、非國司而妨國務」とさへ記さねばならぬ様になつたのである。

吉野朝時代より足利時代へ互つての守護の變化の一因も此點から察するならば、鎌倉時代に其萌芽があるとも云はれるであらうが、此萌芽を成長せしめ、發育せしむるに至つたのは、實に他ならぬ吉野朝時代——足利時代への戦亂が之であつて、其が、建武中興によつて守護と國司を接近せしめた事によつて、守護の庶政執掌の公認ともなり、單に其限界のみに止まらずして、進んで、軍事的優越さを利用して、國司の權利をも蹂躪せしめ、

更に進んでは、兵糧料所の美名の下に隠れて、彼等の莊園押領をも合理化せんとするに至つたのである。

かくして兩時代即ち鎌倉と足利との守護は、名は同じく守護であるとしても、其間に幾多の内容の變化が加へられた事が容易に知られるであらうし、かゝる形勢が遂には戰國の亂世への導きの糸とさへもなるに至つたのであつて、守護の變化は、此點から大觀するならば、足利時代史に於いて見逃すべからざるものであると云はれるであらう。

守護は以上の如くに、今や、各地方々々によるの有力なる存在となるのみならず、更に進んでは、日々に其勢力を増長せしめんとするに至つたのであるが、茲に一應かゝる守護に幕府は如何にして統刷せんとせしかを考へて見度いと思ふのである。

足利義滿は、祖父尊氏及び父義詮の時代が共々に、一方吉野朝の勢力と對抗する必要上、其部下の諸守護に對しても十二分なる統制を振舞ふ事が出来なく、其結果は往々にして、彼等の強盛を増長せしむる様な結果になつたのを大いに憂慮して、從來の祖法とは異つて、斷乎として統制の實をあげんと試みるに至つたのである。

私は、今其實例を二三敘述して見度いと思ふのである。

(1) 山名氏は中國に於ける強族であつて、新田氏の流れを汲みたる家柄であつたが、時氏は若狹國所領問題に怒を發して、吉野朝に降つて足利方と干戈を交へたが、後に再び義詮に投降せしかば、義詮は別に罰する事もなく、之に因幡、伯耆、丹波、丹後、美作の守護職を授けたのであつたが、其一族は繁衍して、紀伊、隱岐、但馬

等々の守護を兼ね、山名氏は十ヶ國の守護を獨占するに至つて、天下六十餘州の六分の一を左右するに至りしかば、之を「六分一公」と稱するに至つたのである。

かゝる大守護の跋扈は當然幕府の存在を脅かすものであるが故に、義滿は機に乗すべき事あらば其力を削除せんとするに至つたが、偶々一族間に内訌があつて、即ち時氏の長子師義には義幸、氏幸、義熙、及び滿幸の四子があつたが、義幸は天し、滿幸は其跡を嗣がんとせしも、師義は弟時義を養ひて嗣となし、かくて義幸の跡を時義が嗣ぐに至つた。

其結果滿幸は、不平やるかたなく、自ら之を繼承せんと念願し、氏清も亦時義と反目せしかば滿幸と結ぶに至り、氏清、滿幸は時熙及び其子氏幸を除かんとして之を義滿に讒し、彼は氏清等に反對派の追伐を命ずるに至つた。

かくして其追伐は功を奏し、氏清は但馬、滿幸は伯耆、隱岐の守護に補せられたのであるが、滿幸は漸次驕慢になつて、出雲横田の仙洞御領を押領し、義滿は其を諫めて還付を要求せしも滿幸奉ぜざりしかば、丹後へ追放せしかば、氏清、滿幸は結んで義滿を攻めんとし、一族の義理なる紀伊守護を氏清は説得して、相俟つて義滿を追討せんとするに至つた。

かくて、氏清、義理、滿幸と義滿との間に戦は交へられ、義滿は之を内野に迎撃して、大いに之を破り、氏清は戦死し、滿幸は敗走し、かくして山名一族の守護たりし國々は諸將に分配せられ、即ち山城は畠山佐基、丹波

は細川頼元、一色滿範は丹後、赤松義則に美作、大内義弘に和泉、紀伊、山名時熙には但馬、山名氏幸に伯耆、佐々木尙詮に隱岐、出雲を夫々與へて、守護に補するに至つた。

(2) 山名氏の「六分の一公」について大守護たりしものに大内義弘があつた。

彼は山名氏の亂に恩賞として、和泉、紀伊、九州の吉野朝方の鎮壓に功を立て、かくして周防、長門、豊前、安藝、和泉、紀伊の六ヶ國の守護となり、更に懸案であつた吉野朝の合一に成功するに至つたのであるからして、自ら其聲望は日と共に高まつたのである。

茲に於いて管領斯波義將更には義滿も亦、之を喜ばず、心秘かに之を爰除せんと期したのであつたが、義弘も亦自ら僭上の心ありて、欸を關東管領足利滿兼に通じて其野心成就を企つるに至つたのである。

かくして義弘は機を狙つて、兵を率ゐて堺に上りて遂に反旗を翻へし、義滿は兵を指揮し、幕軍は四方より堺を包圍攻撃し、遂に其根據地を奪ひ、義弘戦死するに至つて、其亂は平定するに至つた。

かくて紀伊、和泉、豊前、安藝の守護は幕府の手によつて奪はれて、諸將に分與せられ、僅に周防及び長門の兩國の守護職は弟弘茂に安堵せらるゝに至つて、其結果は一段落を告ぐる事が出来たのである。

以上二例の他に、或は美濃、尾張に於ける土岐氏の征討の如きも、義滿の守護に對する政策を知るに十二分なものがあるが、要するに彼は、山名氏にしても、大内氏にしても、土岐氏にしても、何れも大守護の勢に乗じて僭越の舉に出でんとするや、極力此を討滅して、其力の削除に力を致したのであつて、かくする事に依つて、幕

府の統制力は十二分に發揮せらるゝに至つたのである。

足利幕府は實際上に於いて完成せしは、義満の代にあると云はねばならぬ事は、實にかゝる守護に對するの統制が着々として功を奏して、彼等をして、其驥足を伸ばすの餘地なからしめた結果としてあつて、各地方々々に隠然として割據の勢をも示すに至つたのは、實にかゝる幕府の統制力の缺如から導かれた必然的な現象であると云はれるであらう。

下剋上はかくして露骨化し、戰國時代は其必然な産物であると云はねばならぬ。

足利時代は其出發點が、吉野朝との勢力との對立、鬭争の時代であつたからして、幕府の自らの麾下にある守護が、強大なる武力を有する事は、官方勢力の掃滅と云ふ目的に對しては喜ぶべき現象であつた。

かくして、守護が、地頭、御家人を統轄して、更に、半済を兵糧料所として保管する事も、幕府としては大いに歓迎すべき事であつた。

守護の權限の擴大は此様な關係を通じて、幕府の援助を通じて成長するに至つたのであるが、然し、五十七年間の吉野朝時代も終末するに至つて、幕府は對敵關係としての吉野朝が消滅した結果、漸く統一の實を擧げる事が出来たのであるが、然し、擴大せられた守護の權限は之によつて縮少せしむる事は不可能であつた。

守護が、行政、兵馬更に發展しては財政上の權力を掌中に握らんとするに至つては、往々にして彼等をして僭上の擧に出でしむるの結果ともなつたのであるが、かゝる守護の模限上の擴大とは別に、分國制の發展は、彼等

をして其存在を益々強化ならしめたものであつた。

分國は勿論、最初は國司に於いて生じたものであつて、其は、分國を得た人が國衙の收入を獲得したのであるが、其と同時に他方に於いては其分國を得た人の一族が表面上は國司となるものであるが、かゝる形式的の一面が、守護が國司化した結果として、守護にも轉用せられる様になつて、其處に守護の分國が生ずるに至つたのである。

之を更に具體的に云ふならば、足利幕府下の守護が、其分國へ自身の一族を守護として立てるのが即ち其であつて、此事は、守護制度に一轉機を劃したものであつて、守護をして其獨立性を濃厚ならしむるに至つたのである。

守護は、今や、夫々の地方地方に、孤立した存在としてではなくして、一族と云ふ血縁的な紐帶によつて結ばれた存在としてあつて、彼等は一族相結びて、歩一步と其勢力の伸張に力を盡くすに至つた。

守護の分國制以外にも注目すべき事は、守護の世襲制が之であつて、此事は必らずしも、足利時代に於いて注目すべき事ではなからうが、既にして行政・兵馬の主要なる權力を其掌中に掌握した彼等は、其世襲を通して、其地方に於いて根強い關係を持續する様になるものであつて、世襲的に其地方に對する行政・兵馬の權の掌握者として君臨する事が出来たのであつた。

かくの如くして、守護は今や國司を完全に壓迫し、國司は次第に地方に於ける存在の影を薄くして、其が最後

には天下の三國司として珍重がられる程になつたのであつた、世はあげて守護の全盛時代を現出するに至つたのである。

かゝる守護の形式上及び内容上の充實は、非武家的な存在であつた院・宮・寺・社・權門勢家乃至は皇室の御所領にも反映するに至つて、其處には、守護の力の強大性を利用するの方策が講ぜらるゝに至つた。

守護請の如きは即ち其一例であつて、莊園の年貢の一定の額の運上を彼等と守護との間に契約し、かくする事によつて、彼等は莊園よりの年貢の獲得を圖るものであるが、然し此事は、他面に於いては、守護をして、彼等の莊園に干渉するの機會を與ふるに至つたのであつて、此點に於いて、守護は、更に進んで、莊園に於ける非武家階級の經濟的背景を衝かんとするに及んだのであつた。

守護の當該地域に於ける關係は以上の如きものであるが、其點を觀察するならば、形式上に於いては、國司制を破壊して其代用者たるの觀を呈し、内容上に於いては、行政・兵馬の權を掌握し、更に歩一步と經濟的方面への侵略を敢てなさんとし——半濟の如きは其第一線である——更に加ふるに世襲及び分國の制は、相俟つて彼等をして、夫々に隱然たる一獨立者たらしめんとするに至り、其驚くべき變化は、將に近世封建制度確立への第一聲を發するに十二分なものがあつた。

次に目を轉じて幕府との關係を考ふるならば、幕府の地方に於ける事實上の代辯者であつて、實例を云ふならば、幕府の諸國に課した種々の賦課、たとへば、段錢とか棟別錢とかの如きものも、彼等守護が事實上徵發の任

に當つたのであつて、其點に於いて、彼等が、幕府勢力の地方的な反映者としても考へられるのであるが、其は他面に於いては、かゝる關係を通じて、專恣的に、非武家莊園への濫妨をも可能ならしむるの機會を與ふるものであつて、かくして守護の存在は、單なる幕府勢力の地方的反映たるに止まらずして、今や、當該地方に於ける獨立君主たるの形式上及び内容上の實質の具備を可能ならしめ、彼等が幕府によつて其統制を加へられ、其によつて制肘をうくる事より自由となつて、地方君主としての色彩は現實化せらるゝに至つた。

以上の如き封建社會——中世後期に於ける——の政治史的考察と共に没却すべからざる事は、此社會が土地の所有に基礎が置かれ、農民よりの收取を通じて、其基礎が強化せらるる事である。

然して、農民よりの收取——より多くの——を通じて、封建社會の經濟的基礎が強化せらるゝ必然性は、一方には、農民への苛斂誅求と他方には、土地のより廣大なる獲得を必要ならしむるのである。

更に又、土地への支配關係の複雑化は、所謂下地の支配者をして、他の支配者への制約權をも獲得せしむるものであつて、かゝる種々の要素と前述せし守護の變質とが相結合して、足利氏を盟主とせし中世後期封建社會の破壊に拍車を加ふるに至つたのである。

然してかゝる現象を端的に「下剋上」なる言葉に依つて要約せんとするものであるが、其は同時に新秩序の建設をも意味するものであつて、舊秩序の矛盾を揚棄せんとするものである。

足利氏は尊氏以來其統制力は比較的弱體であつた事は、對抗者たる公家を抑制する必要の爲に、強力なる支持

者としての輩下を有せねばならなかつたが故である。

然し幕府創設以來其支持者たる上層武士の大守護の政治的權力の強大であつた事は、幕府自身の統制を脅威する存在でもあり、既に義教將軍は赤松滿祐に依つて弑逆せられ、爾來幕府の統制の脆弱性は、遺憾なく暴露せられ、大守護のプロツクは夫々其黨與を結成して、政權爭奪に汲々たる有様であつて、應仁の亂を契機として之が遂に表面化するに至つた。

應仁の兵亂が最初京畿の地に於いて交へられた事は一見、細川、山名兩黨が足利將軍を中心として相對抗せしかの如くに思はるゝのであるが、彼等の眼中既に幕府の存在なく、更に細川、山名の如き奉戴者も、單なる名目上の存在に過ぎなくなり、結局に於いては、他領の切取——武力による自由なる——を通じて、自らの政治的支配の強化を圖らんとするに他ならないのである。

かゝる現象は、他ならぬ封建制度其自身の有する經濟的矛盾の政治的反映に他ならぬのであつて、其は好むと好まざるとにかゝはらず必然的な事である。

然して此切取も漸次に、其主體を——上層武士より下層武士へ——變ずるに至り、更に其範圍も漸次擴大せられて、貴族・僧侶の經濟的根據をも侵略するに至り、舊時代の遺物たる貴族・僧侶は今や其生活力をも否定せらるゝに至つたのである。

我々は此處に政權の向下と、新興封建武士の再生とを認識するものである。

然し乍らかゝる現象は、單に封建武士のみに於いて見出さるゝものでなく、以下我々は更に目を他の方面に轉じよう。

足利幕府乃至は、地方の守護の統制の弱體化は、自ら被支配階級なる庶民をして、支配の重壓に抗して反抗せしむるに至つた。

所謂士一揆なるものが其であつて、彼等のスローガンであつた「福利平均」は經濟的重壓に苦しんで居た現狀に對する打開の叫聲であつた。

かくして彼等は徒黨をなして、幕府に差迫つて、徳政令を發布せしめて、彼等の負債の無効を公認せしめんとし、或は債權者たる酒屋乃至は土倉に襲撃を加へたのである。

かくの如き士一揆は、其運動に階級闘争の傾向を多分に含み、封建武士との闘争を通じて、自らの階級の利益を擁護せんと試みたのであつて、文明十七年に山城の國一揆の如き其適例である。

然して、眞宗の一派に屬する一向一揆も、其勢力は熾烈であつて、加賀國に於いては、守護富樫氏の勢力を一掃し、更に攝、河、泉、參河等に於ける其も、屢々其地方の武士の勢力と對抗して居たが、其構成分子は、僧侶乃至農民等が主であつて、かくの如き被支配階級に於いても、既に自衛權擁護の爲に戈を執つて立上るに至つたのである。

(2) 近世封建社會の成立

應仁の亂を契機として導き出された下剋上の現象は全國に波及し、其結果戰國時代を現出するに至つたが、其は前述せし諸條件の結果必然的に生じたものであるに過ぎない。

かくて其結果所謂戰國の群雄は漸次下層武士に依つて代表せられ、彼等は一方に於いて保境安民の策を講ずる事に依つて、彼等の經濟的・社會的・政治的確固性を獲得すると共に、他方には、切取を通じて、其擴大強化を企圖せんとするに至るのである。

其處に分裂と統一との交互的なる現象を見出すものであるが、かゝる交互的なる現象は、漸次に統一へ其機運を醸成せしめ、其結果は群雄の淘汰を導き、かくして割據の漸次的解消を導くに至つた。

かゝる形勢を通じて、一應我々は中世封建社會の崩壊より、近世封建社會の成立の過程を觀取せんとするものである。

然してかゝる形勢を更に仔細に觀察するならば、其處には幾多の問題が伏在して居るのである。

先づ考へられる事は、政治上の支配者が、前代の如き大守護——上層武士——が殆ど一掃せられて、下層武士が之に代つて登場せし事であつて、其處に我々は、舊武士階級の没落と新興武士階級の勃興を見る事が出来る。

次に、かゝる新興武士階級は其分國に對して、政治上の一切の權力を其掌中に握り、新しき形態に於いて封建

君主として君臨するに至つたのである。

更に、舊時代の遺物たる貴族乃至は僧侶の所領——莊園なる形態を通じて表現せられし——は、新興武士階級に依つて、一應押領せられたのであるが、信長及び秀吉の全國統一の結果、崩壊せる莊園制度は、最後の止を刺され、知行制度が確立して、大名領の成立を見るに至つた。

かくして知行制度の確立の結果、農民よりの一定の貢租を、封建領主は收取し、此貢租を以つて、自身及び家臣の生活を支持し、かくて主従の關係の結合を可能ならしめたのであつて、之は從來の如き莊園内部に於ける貴族・僧侶及び武士の複雑なる支配及び收取關係を一應清算し、併せて土地の再分割と再整理とを可能づけ、かくして近世封建社會は之を基礎として成立する事が出来た。

近世封建社會の成立者は、信長の遺業を繼承せる秀吉であるが、彼は、知行制度の確立を通じて、新興封建武士の政治的支配を成就し、更に、他階級の抑制に之れ力めたのであつて、其を意識的に明示したのは刀狩であつて、其は他ならぬ非武士階級よりの武器の沒收であつて、此事は、彼の戰國・混亂時代に於ける土一揆の如き苦き経験を繰り返へざらんが爲と云ふ政策の現れであつて、其は一方には非武士階級の武力の剝奪であると共に、更に農民をして其業に力めしめ、農業生産力の擴充に力を致さしめんと努めたのであつた。

我々は次に翻へつて、一應近世初頭に於ける商業の發達に就いて考察を加へて見度い。

上代社會に於いて、商業の發達は見るべきものがなかつたのであるが、中世前期に於いては、諸種の座が發生

し、其が年月の経過すると共に次第に發展し、更に門前町及び城下町の勃興は愈々商業の發達を促す所が多かつた。

然して戰國時代になつてからは、一方には、京都の如き大都市が荒廢に歸して、貴族・僧侶にして難を分國に避ける様になり、又他方に於ては、分國內に於ける政治乃至は軍事上の中心には、多くの武士が定住を必要とする様になり、かくして、各分國內には夫々多くの城下町の發生を見るに至つた。

此城下町の外に、門前町も發達し、前者に關して二三の例を云ふならば、關東の北條氏の居城なる小田原、長州の大内氏の居城なる山口の如き其代表的なものであり、後者に於いては、石山本願寺の門前町たりし大阪、伊勢神宮の宇治山田等をあげる事が出来る。

以上の如き、門前町乃至は城下町の如き、宗教的乃至は政治・軍事的の事情に依つて勃興せし都市の外に、經濟上の理由に依つて發達せし都市も亦存在するのであつて、堺、博多の如き其二三の例である。

以上の如き都市の勃興を考ふると共に注意せねばならぬ事は、我國と海外との貿易關係に就いてである。

菅原道眞の建議に依つて、遣唐使の派遣が中止せられて以來、我國と大陸との通交は正式には中絶の状態であつたが、民間に於いて、個人的に大陸と通交せしものも決して少くなく、大陸より我國へ赴くものも相當の數に上つて居た。

吉野朝時代より、我邊民の大陸の沿岸を侵略せし事、及び足利義滿の明と通交を結んでから、我國と大陸との

關係は頗る密接なものとなるに至つた。

然して其通交が貿易關係なる形態を通して行はれた結果、貿易港たりし地方には、自ら商業の殷盛が伴ふ様になつた。

對明貿易と共に忘れてはならない事は、歐人の來航せし事であつて、其は、歐人の東洋に新植民地を獲得せんが爲に來航せしものであつて、其先驅者たりし西班牙人及び葡萄牙人は、相次いで、極東の地日本を目指して來航するに至つた。

其と同時に、邦人も亦南洋方面に向つて發展するに及んで、至る所に日本人町の勃興を見るに及んだ。

かくの如き、對歐關係には、常に日明關係の場合と同様に、貿易關係を伴ふものであつて、其結果は、兩者を通じて、共に商業の隆盛を促し、其と共に、商人の擡頭を導く様になつた。

以上の如く、近世封建社會は、一方に於いては、知行制度を通じての土地の支配を行ひ、農民の貢租を支柱として生活を營む武士團と、他方に於いては、貨幣經濟の發達に伴つて、新に巨富を其手中に收めし商人——町人階級——との存在が、對蹠的に歴史の舞臺に登場するに至り、然して商人の經濟的勢力は、封建武士が彼等の封祿を貨幣に轉換するに非らずんば、生活をなし得ざる點に依つて、常に封建武士に重壓を加へて居たのである。

然して今や、封建武士は全く土地より離れて城下町に定住するの高等遊民と化し、一方に於いては農民と他方に於いては商人と其身分を異にし、常に社會上支配的地位を獨占するに至つた。

第二節 教育思想の社會的基礎

(1) 近世封建社會の社會組織

近世封建社會は、秀吉、家康の手を通じて、次第に組織づけらるゝ様になつたのであるが、彼等の行ひし政策は、封建武士を支配階級となし、其以外の諸階級を被支配階級となして、階級の統制を行はんとせしものであつた。

封建武士の依立する經濟的基礎が土地の支配であり、土地の貢租を以つて之に振宛てんとするものであつて、此故に、先づ農民の耕地への結合を強化して、農業生産力の擴充を圖る事が必要であつた。

彼秀吉が、強權を以つて全國の檢地を斷行せんとせしは、他ならぬ、彼及び彼を盟主と仰ぎし封建武士團の經濟的地盤を強化せんとするの意圖に出でたものであつた。

彼が刀狩を斷行して、農民より武器を沒收せし事は、一方には農民の武力に依る抵抗力を滅殺すると共に、他方には、彼等をして其耕地に定着して、耕作に従事せしめ、以つて、封建社會の經濟的基礎を安固にせんが爲に他ならなかつたのである。

かゝる秀吉の政策は、家康に依つて更に強化せられて、封建社會は基礎を確固不拔のものとなす事が出來た。

我々は、近世封建社會の社會階級を呼稱する際、通常「士・農・工・商」の名稱に依つて、云ひ慣はされて居るのである。

之によれば、所謂武士階級・農民階級及び町人階級の三者に大別せられるのであるが、尙此以外にも、貴族・僧侶・神官更には、賤民等をも數へ上げる事が出来るのであるが、當時の社會に於ける主要的なものとしては、士農工商及び貴族を擧げねばならぬのであつて、以下かゝる諸階級の關係について述べて見よう。

貴族・僧侶乃至神官等は、政治上に於いては、全く封建武士の下風に立つものであつて、其内貴族は過去に於いては、政權を掌握した事もあつたが、現在に於いては全く其地位が顛倒し、唯單なる墮勢に依つて存在して居るに過ぎないのである。

彼等の武士よりも特徴ありと思惟する點は、尙古的な文化を有せし事と、政治上に於いては敍位・任官の特權を有せし事位であらう。

然し何れにしても、夫は、單なる幻想の世界に於ける優越感に他ならぬものであつて、現實には何等の價値も存するものではない。

彼等は僅々の封祿を安堵せられて、經濟上に於いても、極めて其力を滅殺せられたのであつて、唯々諾々として、武士の支配下に立たねばならなかつたのである。

次に武士階級について考ふるに、彼等には一定の主従關係と封祿の給與とがあつて、將軍を盟主とし、其下に

大名、旗本、御家人等があり、大名の下に藩士が従属するのである。

彼等は、近世封建社會に於いては、政治上の支配者として君臨し、貴族・僧侶及び農民・町人等の統制を試みたのであつた。

然し、多數の武士は、城下町に集注して、主君より一定の封祿を給せられ、主君の政治上の一部の任務を負担するに至つたので、彼等は、自ら、消費者として、現實の生産には關與せざるに至つた。

然して、近世都市の發達と、商工業の勃興は、自ら貨幣經濟の發達を促進し、其結果、封祿に依つて生活する武士は、其祿米を貨幣の媒介を通じて甫めて生活を營み得る事となつた。

然して、武士は、一定の封祿を給與せられし結果、物價の騰貴に依つて、自ら其収入を減少せられ、更に都市生活者としての彼等は、其向上せる生活によつて、更に二重の重壓を加へられ、衣食住の如き必需品に要する經費は勿論、其以外の繁文褥禮的な儀禮に要する費用の如き決して僅少なものでなく、かくして、武士階級の經濟的危機の機運は醸成せらるゝに至つたのである。

次に農民は、其耕作地の生産物を武士・貴族・僧侶等に貢租の形式を通じて、彼等に經濟的根據を提供すると共に、自身の生活資料をも生産せねばならぬのである。

彼等は、應仁戰國の混亂時代に於いては、其耕作地を兵馬の鐵蹄に依つて蹂躪せられ、或は彼等自身も武器を執つて戰鬥員の列に加はつたのである。

然して、混亂時代より統一時代に赴くや、彼等は、耕作地を耕作して、貢租を納入すべき義務、更には臨時の賦役をも勤めねばならないのである。

彼等農民は、武士によつて、苛斂誅求を敢てせられ、従つて其生活は生きず、死なすの間を彷徨せしものであつて、然かも、耕作地と堅く結付けられ、更に、生活の向上は、彼等自身に於いても例外となる事なく、其結果は、愈々彼等をして窮迫せしむるに至つた。

最後に町人は、商工業者を主とするものであるが、彼等の社會上に擡頭するに至つたのは、中世末期からであつて、海外貿易の發展と國內に於ける商工業の發達とは、彼等をして有無を云はさず歴史の舞臺に登場せしめたのであつた。

彼等には農民と同様に参政權は勿論與へられて居ないのである。其文でなく、武士によつて輕侮さへせられて居るのである。

然し、貨幣經濟の發達せる當時に於いては、武士乃至は農民は、其生産或は獲得せし米穀のみにては生活する事能はず、貨幣の媒介を通じて甫めて生活を現實化する事が可能である以上、かゝる機構に於いては、彼等は自ら商人に依つて死命を制せられざるを得なくなるのである。

彼等武士が、物價の騰貴或は生活費の膨大にもかゝはらず、釘付的收入に依つて生活せざるを得なくなるや、其不足額は、町人の金力の援助を必要とするに至つた。

其結果、兩者の間に貸借關係が成立するに至るのであるが、元來困窮の結果借用せし武士にして、一定の封祿による生活に限定せられし以上、元利共に返済する事は至難の事であるが故に、貸借關係は慢性化し、其と同時、武士の町人による經濟的死亡は一步一步を深刻に制せらるゝに至るのである。

同様の事は農民に對しても云ひ得られるのであつて、彼等農民が一方に於いては、封建領主よりの苛斂誅求に困却し、其血路を町人の金力的援助に求めんとするや、其援助に對しての返還はより一層の難事となるの二律背反に陥入するに至るのである。

かくの如く、町人階級の經濟的勢力は、近世に於いては、斷然他の諸階級を凌駕し、完全に社會の經濟力を掌握して居たのである。

貴族・武士・農民・町人の各社會階級に於いて概略考察を加へた我々は、次に進んで、武士による他階級の統制について述べよう。

貴族階級に對しては、「禁中並公家諸法度」及び「諸宗諸法度」等の發布を斷行して、一意以つて幕府の命に従はしむるものであるが、農民に對しては、彼等が、直接經濟的の基礎を提供するが故に特に注目したものである。家康の謀臣として令名のおつた本多佐渡守信の著であると云はれる本佐錄には「百姓を治むるの法は、一年入用の食料丈けを残して、其餘は年貢に取り、彼等の手許には財の残らぬ様に且つ不足なき様にす可し」との言があるが、之は他ならぬ、農民統制策の偽らざる告白である。

彼等農民は、何等の蓄財をもなし得ざる様にすべしとの見解であるが、當時の稅率は概して五公五民であつて、重稅とは云はれない様であるが、然し稅の前納乃至は、其以外の賦役は、相當の重壓を農民に加へたものである。然してかゝる事にも耐久し得る様に仕込む事が、武士としては必要な事であつて——其はより多く貢租乃至は勞働力を收取し得るから——其結果、農民の日常生活を汎ゆる方面より、最大限の限定を加へ、日常生活の諸方面に互つて一々具體的に之を指示したものである。

其と同時に、他方に於いてはより多く貢租を獲得せんが爲に耕作に力を入るべき事を極力強要したのである。其を一二具體的に云ふならば、農民は耕作に力を入れて、雜草を刈り、先づ朝早く起きて、朝の間は草刈に、晝は耕作に、夜は繩をつくり俵を編む様にと命するのである。

此様な政策は、他ならぬ、一方には、農民をして、可及的に勞働に従事せしめて、農業生産力の擴充を圖つて、其結果より多くの貢租を獲得せんとし、他方には、農民の日常生活を極度に切詰めて、以つて、彼等の生活を消極的なものとなして、其餘剰分の生ぜし時は、其をも收取の對象となさんとするものに他ならないのである。

此事は、農民の貢租を其經濟的支柱として存立する封建社會に於いては、寧ろ當然の事であつた。次に目を轉じて、町人に對する統制に就いて述べよう。

元來町人は、武士に經濟的の基礎を提供するものではなく、更に彼等が、應仁・戰國以來の混亂時代を實力に依つて統一したものでない。唯々太平の世に生を享けて、之を享樂せしものであると云ふ點に觀察點を置いた

のであつた。

従つて商人の巨利を博する事を以て、寧ろ嫉妬の眼を以つて白眼視さへして居た。
然し乍ら、其經濟上に於ける勢力に對しては、武士も頭は上がらなかつたのであつたが、政治上乃至は社會上に於ける武士の優越せる地位は、此經濟上に於ける弱體化あるにもかゝらず、依然として、優越感を起さしむるに十二分なるものがあつた。

従つて商人に對しては、其衣服類乃至は商品に對しても制限を加へたのであつて、例へば、商人が絹布を著用する事を禁じ、華美な品物を賣出さぬ様に命令し、或は、日用品である傘、下駄等にさへも使用に制限を付した程であつた。

其趣意とする所は、他ならぬ彼等町人が、其風姿に於いて、經濟力に任せて、武士以上の事をなすのを極力禁止せんが爲であつて、町人の政治上に無能力なる點を利用して、法令の力に依つて經濟上の弱體化を補強せんを試みたのであつた。

が然し、町人の經濟力に對する利用法も亦案出せられたのであつて、其は、財政の弱體化を補強せんが爲の強制的な献金に他ならなかつたのである。

武士階級が町人階級に依つて、漸次に經濟的に其死命を制せらるゝ様になつた事に對しては、何等根本的な變革はなし得られないが故に、彌縫策として、御用金の徵發更に積極化しては、巨商の取潰さへも行はれたのであ

つた。

將軍綱吉に依つて取潰されし富豪淀屋の財産が一億二千餘萬兩に上つた事、然して其は幕府の手へ沒收せられた事も特に注目に價する事である。

更に注意せねばならぬ事は、商人に對して物價の騰貴を抑制せしめた事であつて、此事は他ならぬ物價の騰貴は直接に武士階級の生活を脅威するが故である。

かくの如く商人に對しては、經濟上に於いては死命を制せられつゝも、尙其政治的權力を通じて、被支配階級の地位に立たしめて、自らの支配を合理化せんと試みるに至つたのである。

士農工商の四民の制度は、近世封建社會の社會階級の序列を示すものであるが、就中武士の社會的・政治的に享受せし特權は極めて莫大なるものであつて、足輕・仲間の如き最下層の武士にしても、町人に對して斬捨御免の權利を有して居た程であつた。

然して、各階級共に夫々の内部に於いては、相當嚴重な差別性が存在して居て、之が鐵則として遵守せられて居たのである。

更に、四民相互間に於いても同様の事は云ひ得られるのであつて、一階級より他階級への移行は上昇にしても、下向にしても容易に許されなかつたのである。

之は他ならぬ、封建社會は此四民の制の永續を通じて、自己の政治的支配乃至は秩序を維持し得るからである。

然し現實には、僅少であるとしても、武士の町人への下向、町人の武士への上昇、農民の町人への下向等が存在し得たので、之は、他ならぬ、かゝる階級制を厳守せんとする封建社會の經濟的基礎が弱體化した結果、かゝる階級制の支持と、封建社會の經濟的基礎との間に存在する矛盾が現實化したものに他ならないのである。我々は、此點に於いて、封建社會の社會組織の崩壞の第一歩を見出す事が出来る。

(2) 近世封建社會の政治體制

應仁・戰國の混亂解體時代は、一方には、分裂を生ずると共に、他方に於いては統一を伴つて居た。

即ち其が最初細川・山名の兩黨の爭覇戰であつたのが、更に地方に於ける戰亂を導出し、其結果日本全國は四分五裂となり、群雄割據の時代を現出するに至つたが、各群雄が夫々、軍事的策動に或は外交的策略に依つて、近國を併合せんと力めた結果自ら淘汰せられて、次第に割據の形勢が變化せしめられる様になつた。

彼等群雄中自ら以つて天下一統の大功を獲得せんとする者は、單なる政治的才能のみに期待する事は出来ないのである。

其は政治的・經濟的・地理的・軍事的諸方面に於いて、極めて統一の事業に恵まれた客觀的條件を具備する事が必要であつた。

戰國群雄が一方に於いて近國經略に力を致すと共に、他方に於いて保境安民に汲々となつて居たのも全く之に

依るものである。

其處には、確固たる經濟的な基礎が必要であり、此上に立つて、主君は、其家臣たる武士團を主従の關係を通じて、固く結合し、他方に於いては、分國內に於ける人民に完全なる支配を及ぼし、以つて、分國の全力を自由に動員し得る様に仕組む事が必要であつた。

かくて保境安民の實が擧げ得られるや、次には其政治的勢力の擴充が必要づけらるのであつて、其爲には、可及的に犠牲を少くして、然かもより多くの効果を擧げる事が缺くべからざる要素となるのである。

其爲に外交的術策を弄するに至るので、或は遠交近攻の策、或は君臣離間策をも用ひらるのである。

かくして、種々の要件、政治的・經濟的・外交的・軍事的・地理的なるものに恵まれたものが、戰國時代の統一者として歴史の舞臺に登場する事が出来るのであつて、其が信長乃至秀吉に依つて行はれても、其は單に彼等個人の才能のみの成果となすべきではなく、種々の客觀的諸條件に恵まれて居たに過ぎないのである。

信長の遺業を繼承した秀吉に依つて行はれた天下統一の事業は、近世封建社會の成立を可能づけたものであり、更に其は中世封建社會を一步前進せしめたものでもあつた。

然し、彼の時代に於いては、封建社會の成立に力を傾倒する事が主要な任務であつて、之を完成するには餘力を用ふる事が少なかつたのである。

更に、秀吉自身に於いても、諸大名に對して統制を加へた點は認められるが、其が組織的・繼續的でなかつた

爲に、十二分に功を奏する事が出来なかつたのである。

例へば、北條氏滅亡後、關八州の地に徳川家康を封じて、其四方を自らの腹臣の諸侯、即ち甲州に淺野長政、駿州に中村一氏、會津に上杉景勝、野州に蒲生秀行を封じて、家康の包圍陣を形成したのであるが、單に配置に意を置いた丈であつて、家康に二百萬石以上の大祿を與へて平然として居た位である。

更に秀吉自身が、農民出身であつて、先祖以來主従關係に依つて關係づけられた譜代の家臣もなく、更に一族にして、之を輔翼すべきものもなかつた事は、彼の統制下にある文武兩派の對立と相俟つて、豊臣氏を盟主とせる封建社會の解體に拍車を加へたのであつた。

此間隙に乗ぜしが秀吉下に於いて不自然なる從順を強要せられし徳川家康であつた、彼は巧みに石田三成をして事を起さしめて、關原役に於いて、三成等の軍を打破るや、直ちに豊臣氏に對して敵性を示し、豊臣秀頼を攝河泉六十萬石の一大名へ顛落せしめ、其以外の豊臣氏の直轄地を悉く沒收し、事實上に於いて、徳川氏を盟主とせし封建社會の建設を完成したのである。

當時貴族・僧侶は、武士に對して、政治上に於いて實力を以つて對抗すべき程の者ではなかつたので、自ら徳川氏の政策は、大名統制に最も主力が注がれたのである。

徳川氏は先づ第一に、經濟的基礎に於いて他の諸侯を凌駕せるものであつて、其提封は八百萬石にして、其以外に多くの直轄地——天領——を有し、其總面積は全國の四分の一に達し、此等は政治上・經濟上樞要なる地域

である。

次に、徳川氏は三河以來の家臣を以つて自らの羽翼となし、更に一族を諸侯に封じて之を補強し、以つて自己の政治的支配を強化せんと試みたのである。

前者を譜代大名後者を親藩と稱せられるのであつて、前者の代表的なるものには、本多・井伊・榊原・酒井、後者は尾張・紀伊・水戸の三藩及び越前家等である。

かゝる親藩及び譜代大名を以つて外様大名を抑制せんが爲に、先づ、前者に政務上の參與權を與へ、更に政治上重要なる要所に彼等を封するに至つた。

其結果は自ら、外様大名の幕政參與より疎外、邊境への驅逐を招き、かくして外様諸侯は、完全に、幕府より冷遇せらるゝ事となつた。

更に幕府は、諸侯をして、幕府に敵性を有せざる様になす爲に、其妻子を江戸の邸に常住せしめ、諸侯自身を一定の年限を限つて、封地と江戸とに交互に在住せしめたのである。

此事は一方には、江戸と封地との往復に巨額の經費を費さしむると共に、他方には、江戸に人質を當置せしめて、反抗を抑制せんとの一石二鳥の政策である。

更に、注目すべき事は、諸侯をして——主として外様に——屢々課役を賦せし事であつて、之は、土木事業の如き巨額なる經費を要するものが多數を占めて居たので、其爲に諸侯の財政は少からぬ打撃を受くるに至つた。

かくの如く幕府は、諸侯殊に外様に對して、經濟上の壓迫を加へ、政治上に於いて冷遇を加へて、彼等をして、擡頭するの機を與へなかつたのである。

然して、一方に於いては、形式上に於いて媚態を呈して、將軍と外様雄藩との婚姻關係を結び、松平の舊姓乃至は將軍の偏諱を與へて、彼等の優越感を満足しめたのであるが、勿論之は、優遇の意味に於いては無くして、一種の懷柔策に過ぎないのである。

幕府の諸侯統制策の主要なるものは、以上の如くであるが、かゝる諸政策は着々效を奏して、幕府の政治的支配は確固不動のものとなるに至り、更にかゝる統制策は成文化せられて「武家諸法度」として發布せらるゝに至つた。

其中特に注目すべき條目に「諸國居城、雖爲修補必不可言上、況新儀之構營、堅令停止事」とか「於隣國企新儀、結徒黨者、有之者、速可致言上者」とか「私不可結婚姻事」の如きは、諸侯相互間の結束を牽制すると共に、其封地内の防備を弱體化せしめんとすの政策であつて、之を強行せんが爲に、幕府は隱密を全國に派遣して、諸侯の舉動を限なく搜索して、絶えず刑事眼を光らせて居たものである。

然して幕府の諸侯に對する處罰は、轉封・減封・改易の三者に大別する事が出来るが、家康・秀忠・家光三代の間に於ける改易は極めて猛烈苛酷であつて、幕府の沒收せし封祿も極めて驚くべき多數に上つて居るのであつて、以つて如何に其統制が嚴重であつたか知られるのである。

此事實に徴しても、幕府の諸侯に對する統制が非常に嚴重なものであつたかゝ容易に知られるのである。

幕府の諸侯統制策は、自ら當時の諸侯の格式を永久的なものとし、其現狀より一步の向上すらも困難なるものとなす様になつた。

其結果は、諸侯に相應の固定的な家格の發生を見るに至つた。

例へば、尾張紀伊藩は初官は從三位中將であつて、尾張は右兵衛督、紀伊は常陸介を兼ねて參議に進んで、家督相續後は中納言となり、極官極位は權大納言、從二位である。

又外様の最大雄藩たる加賀藩は初官は正四位下少將であつて、家督相續の後中將となり、極官極位は參議從三位であり、薩摩、仙臺は、初官は從四位下侍從であつて、家督相續後少將に進み、從四位上中將が最後である。

之は單に諸侯の官位上の差等待遇に過ぎないのであるが、かゝる傾向は汎ゆる方面に浸透せられ、幕府成立當初に於ける諸侯の地位乃至は待遇が永久的なるものとして規定づけらるゝのである。

従つて、諸侯に於いては、向上發展を企圖せんとするよりも——殊に外様諸侯に於いて然りである——寧ろ「御家大事」「御家名大切」とばかりに、戰々兢々として幕府の鼻息を伺つて、身の安泰を圖る事に汲々とならざるを得なかつた。

同様の事は、藩臣にも反映せられて、彼等は、戰國・亂離に於いて、槍一筋にて披群の出世を期待し得た様な時代と異なり、唯々與へられた封祿に甘んじて、「御役目大事」とばかりに、勤め上げて身の安泰を圖る事が最善

の策たる事を認めざるを得なくなつた。

次に我々は翻つて、幕府の職制について一應考察を加へて見よう。

幕府の最高の地位にある者は將軍であが、勿論如何に將軍英明なりと雖も、一人にて天下の政務を執掌する事は不可能の事であつて、従つて、政務の執掌は非常に多く細分せられ、之を將軍に於いて統轄する様に仕組まれて居るのである。

元來幕府の職制は、長年の經驗が集積した結果、次第次第に整頓せられたものであつて、今比較的整備せられた形態を通じて考へて見よう。

將軍の下に大老・老中・若年寄・奏者番・寺社奉行等があり、老中の下に高家・大目付・江戸町奉行、若年寄の下に、書院番頭・小姓組番頭・目付等、寺社奉行の下に、紅葉山坊主・神道方等が従屬して居る。

此中大老は、常置の役ではなく臨時の役であるから、政務の實際の中心は老中にあるが、此老中は譜代大名を以つて必らず之に振宛てるのである。

若年寄は旗本を統轄し併せて老中支配以外の諸役人を統轄し、一人は勝手掛となつて財政の事を管し、寺社奉行は諸國の寺社の僧侶及び神官の進退・所領・祭祀・法要等に關しての訴訟事務を執るものである。

勘定奉行は財政上の事務を取扱ひ、大目付は、大名の動勢を監視するものであつて、此等中央の組織に對して、地方には、京都に所司代・駿府・大阪に城代・長崎・佐渡・箱館・日光・山田等に夫々奉行を、天領には代官が

設定せられたのであつた。

徳川幕府の中央及び地方の職制は極めて複雑化したものであるが、其と同時に一面には、非常に組織立つたものであつて、日本の封建制度は徳川氏を盟主した封建社會に於て完成した姿を呈示するに至つた。

前述の如く、徳川氏は、其經濟的基礎に於いて極めて優越なる地歩を占めて、全國の四分の一に該當する直轄地を有し、更に其提封は八百萬石と稱せられた程であつたが、此封建制度が、農業に依存する限り、農業生産の緩慢たる進行は、或一定の限度の武士團のみの生活的基礎を提供するに止まつて、其以上の武士の生活を拒否するに至るのである。

かゝる事が一方に於いては、封建武士の量的淘汰と、他方に於いては彼等の生活の窮迫化の一契機となるに至つたのであつて、其が、自ら封建諸侯の整理となつて現はるゝに至つた。

かくて家康・秀忠・家光三代の間の幕府の沒收せし總額は一千五百一萬石であつて、改易せられし諸侯は、百九十七家であり、減封せられしは十六家に及んだ。

かくの如き諸侯の家臣は、其生活權を剝奪せらるゝが、或は窮乏化するかの一途を辿り、其結果は、多數の浪人を街道に送り出す事となつた。

又改易乃至は減封を受けざる諸侯と雖も、其の封祿は小祿の諸侯——五萬石以下の——が大半を占めて居て、桃山時代に於ける二百萬石前後の提封を有せし徳川氏乃至は毛利氏の如き大諸侯は存在せずして、最大の雄藩た

りし加州藩に於いてすら百二萬石に過ぎなかつたのである。

此事は、幕府自身が日本全國の提封の大半を獨占せし結果、自ら一定の限度の下に立ちし土地よりの収入は、他の諸侯への分配を僅少なものと化したのである。

かゝる點に於いて、幕府の諸侯統制策の一端を見出す事が出来るのであるが、改易の結果街道に投出された浪人群は、現状打破に力を致すの程果となり、幕府の存在に對して否定的運動を起すの形勢となり、かくて幕府の統制は一種の二律背反に陥入らざるを得なくなつた。

かゝる浪人群は、先づ大阪役に於いて、更に島原の亂に於いて、最後には由井正雪の慶安の變に於いて、夫々倒幕の積極的運動に参加するに至つた。

然して、かゝる運動は不幸にして何れも失敗に歸したのであるが、彼等浪人にして、再三再四の主取をなし得たもの、或は學者として再生せしもの、其他、武士の身分を轉落する事なくしても生活を繼續し得た者を除いては、悉く他の諸階級へ轉落する他途なく、此處に封建武士の一角を蹴崩さるゝ過程を見る事が出来る。

最後に幕府の政策として、特に注目せねばならぬものは鎖國であらう。
秀吉の朝鮮征伐は彼自身の單なる征服慾の出現としてのみ解すべきではなく、寧ろ封建社會の經濟的基礎の補強策として採用せられしものであつて、既に當時に於いて飽和状態に達せし封建武士の經濟的基礎を新しく國外に求めんとしたのであつた。

彼が、既に朝鮮の地に於いて、諸侯の分封を豫定せし事は此事を意味するものであるが、征韓の役の失敗の結果は、寸地尺土と雖も獲得し得なかつたので、彼の企圖も晝餅に歸するに至つた。

秀吉歿後家康は、朝鮮に對して和平を提唱し、其結果兩者の間に媾和が正式に締結せらるゝに至つたが、此朝鮮との關係は爾後徳川時代を通じて變化なく、我國と朝鮮との間には和平關係が持續せられて居た。

次に、歐洲諸國との關係に就いて考ふるに、足利時代末に彼我の間に通交關係が既に存在して居たのであるが、彼等歐洲人の中、西班牙・葡萄牙の如きは、東洋方面に新市場を開拓すると同時に、其國教たりしカトリック教の傳播をも試みようとしたのである。

其はマルチン・ルーテルを先達とせるプロテスタントの成立以來、カトリック教は、其信仰圈を侵略せられた結果、其補強策として東洋へ進出を行なつたのである。

織田信長は、當時既成宗教たる佛教に嫌忌の情を有して居り、殊に宗教一揆に依つて、少なからぬ打撃を蒙むつて居たので、自ら好んで此カトリック教を受納し、之に奨勵と保護を加へ、更に諸侯に於いても、之に迎合するものが多かつた。

信長歿後秀吉は、カトリック教の布教の背後には、領土的野心が存在して居る事を看破し、天正十六年五月遂に其布教を禁止したのである。

然し、カトリック教の布教は依然として己まなかつたので、家康は、秀吉の遺業を更に強化して、或は天主教

寺院を破壊し、其信者に改宗を強要するに至つた。

かゝるカトリック教弾壓の政策も、對外關係が持續せられて居る關係上、依然として不徹底なものである事は論ずる迄もない事である。

其故にカトリック教の徹底的弾壓を期する爲には、當時關係づけられし貿易關係をも犠牲とせねばならぬ様になつた。

かくて元和二年八月には、禁教と貿易制限との兩方面に互つて禁令が發布せられ、爾來寛永十年二月、同十一年、十二年、十三年、十六年、十八年の數回に互つて之が繰返へされ、其内容は發布毎に嚴重となり、貿易港の限定、外人の驅逐、邦人の海外渡航の禁止を斷行し、其結果は、カトリック教の禁止と長崎出島に於ける清蘭兩國の貿易の許可、邦人の海外渡航の禁止を出現するに至つた。

然して清・蘭貿易は、年と共に次第に衰微を伴ひ、其結果、我國と海外諸國との接近の度は益々縮小せられて、鎖國の形勢は馴致せらるゝ事となつた。

近世封建社會に於ける鎖國の有する意義は、極はめて重大なるものがあつて、其は一方に於いては、清國・朝鮮及び和蘭以外との通交關係を斷絶した結果外國からの刺激磨擦から自由となつたと云ふ見解も生じ得るのであるが、然し仔細に考察するに、鎖國の有無に關せず、彼理來航迄に、歐洲勢力の日本に差逼るが如き状態は有り得なかつたのであり、更に事實歐洲勢力の日本進出は、一鎖國の如き鐵鎖は何等眼中に有り得なかつた事は、幕

末の對外關係より考ふれば容易に首肯し得られる事である。

従つて如上の如き見解は訂正せられねばならない。

更に、鎖國に依つて、國內の文化が發展したと云はれるが、其は同時に反對の事も云はれるのであつて、外國文化の多量の吸収がより一層に、國內の文化の發展に資するものである事は論ずる迄も無い事である。

カトリック教が、領土的野心を伴つて居たと云ふ事は、或は、鎖國の意義を高く評價づける理由ともならうが、かゝる事は、封建社會の統制を通じて容易に抑制し得られる事とも思はれるのである。

此様に考ふるならば、鎖國に關しての從來の好意的解釋は是正せられねばならない。

鎖國の動機は、單なるカトリック教禁止の副産物と云ふが如きものではなく、其は徳川氏を盟主とした近世封建社會の政治的強化に他ならないのであつて、徳川氏が政治的支配を強化する爲に、六十餘州の狭地域を支配對象とせねばならなかつたからである。

更に又考へられる事は、外國貿易の中止を通じて、新興商人階級の進出を或程度に於いて抑制し得たであらうと云ふ事であつて、かゝる新興商人階級の經濟的強力化は、封建社會に於ける武士國にとつての一大脅威となるからである。

此様に考察するならば、鎖國政策は、國內に於ける統制を對外關係に反映せしめたものであつて、かゝる政策の一元化によつて近世封建社會は、其存續を永久化せんとしたのである。

徳川氏を盟主とした近世封建社會が比較的長く其存立を繼續し得た事は、以上述べた種々の政策が、互に緊密なる結合をなして、其効果を發揮し得た結果である。

(3) 近世封建社會と教育思想

我々は、先づ近世封建社會の社會組織について述べ、次に進んで、其政治體制について説明を試みた。かくして、近世封建社會の經濟的・社會的・政治的形態についての基本的な叙述は終了したのであるから、次に進んで、かゝる近世封建社會を地盤として發生せし教育思想について説明を試みねばならぬ。

が然し、順序上一應中世封建社會末期に於ける儒教について考察を加へて見よう。我々が特に中世封建社會末期に於ける儒教に就いて敘述する必要があると云ふのは、他でもない、近世封建社會に於ける教育思想に於いて支配的な存在であつた儒教について一應豫備的に究明を試みる必要が存在するからである。

今此處に中世封建社會末期の儒教について考察を加へて見るが、之を大別するならば、貴族の儒教、僧侶の儒教及び武士の儒教の三者となるのである。

貴族の儒教とは、論ずる迄も無く清原氏及び菅原氏に依つて支持せられし儒教であつて、僧侶の儒教とは、京都の五山の學僧を中心とせし儒教であり、最後に武士の儒教とは主として戰國群雄に於いて行はれし儒教を指す

ものである。

今、逐一概略考察を加へて見よう。

清原家は、朱子學に傾倒し、業忠の如きは、朱子の新註を講究し、更に後に古註をも研究し、兩者を折衷するに至つたが、孫宣賢は更に研究を深化して、新註及び古註を更に仔細に比較研究して、其結果自ら經書に對する定本及び其に就いての訓詁を明にした。

菅原氏に於いては、其祖に道眞の如き碩儒を出したが、當代に至つても、經書の研究に詳しく、就中周易の考究に於いては夙に令名があつた。

其他貴族には一條兼良・三條西實隆等の儒教研究も見べきものもあるが要するに貴族の儒教研究の代表は清原氏であり然して其學風は概して朱子學の新註と古註の折衷主義であり、其影響する所は、彼等自身の社會即ち、朝廷乃至は精神の範圍が主であつた。

次に僧侶の儒教は、當代に於いて最も力強いものであつた。既に中世後期より、寺院が教育機關として並々ならぬ役割を演じて居たが、僧侶の儒教研究も亦見逃すべからざる事であつて、彼等は一方に於いては、貴族の儒教研究にも影響を及ぼし、他方に於いては、地方に於ける儒教研究にも大なる源泉となるに至つた。

應仁・戰國の混亂・解體の時代にあつても、依然として儒教研究の事實が存在し得た事は、彼等の努力に負ふ

所が多いとせねばならぬ。

一六〇

之を具體的に云ふならば、薩南學派の開祖なる桂庵禪師、南學派の開祖なる南村梅軒にしても何れも僧侶の身であつて、彼等の手に依つて薩摩乃至は土佐に於ける儒教研究の根底が培養せられたのである。

然して、當時の儒教の興隆に力を致せし僧侶は、主として京都五山の學僧であつて、彼等が、戦亂の中にあつても、比較的其渦中に捲込まれる事が少なく、安穩な生活をなして、研究に精進する事が出来た結果、文運が彼等の手に依つて支持せられたのである。

僧侶の儒教の學風に就いて見逃す事の出来ない事は、第一に、形而上學的な研究よりも、主として詩文の操作に力を入れたと云ふ事と、訓詁學的な風潮が未だ存在したと云ふ事、更に、經書の中主として四書の研究に力を入れたと云ふ事、最後に、其學派は殆ど朱子學派であつて、儒佛二教の調和を企圖したと云ふ點であらう。

次に我々は、武家の儒教研究について一應述べて見よう。

足利義政は後土御門天皇の講筵に侍して經史の講義を聴き、其子義尚は、論語、孝經、中庸、史記、漢書、左傳を読み、細川勝元・細川持賢・細川政國・細川久之・細川政之・飯尾三郎・飯尾永祥・飯尾常房・伊勢貞親・伊勢貞頼等々の幕府を圍繞せる武士にも儒教研究の機運は醸成せられたのである。

然して彼等の研究せし典籍は、論語、大學、史記、左傳、周易等であつて、其師とせしは、五山の學僧であつた。

其他中國の大内氏、毛利氏、小早川氏、四國の吉良氏、長曾我部氏、九州の菊池氏、島津氏、北陸の朝倉氏、關東の北條氏、武田氏の如き封建武士も亦深く儒教の研究に従事したのである。

然して、其師とせしは、多く僧侶に依つてであつて、此事は前述の足利幕府を圍繞せる武士の儒教研究と接を一にするのである。

以上我々は、中世末期に於ける儒教研究について概略を示したのであるが、當代に於ける儒教研究の中心となりしは、僧侶にして、然かも彼等は、貴族及び武士の研究にも大なる貢獻を及ぼし、其結果は中世末期に於ける武士の儒教研究の基礎を提供するに至つた。

更に此僧侶の儒教研究が、朱子學を中心とせしものである事は、武士の儒教研究にも其儘に反映せられずには置かなかつた事は容易に首肯し得られる事であらう。

然し乍ら、唯注目すべき事は、儒教と佛教とが、當時に於ては、調和の形に於いて結合せられた事であつて、此點が後になつて取上げて問題とせらるゝのである。

中世末期の儒教の形式の考察より進んで、其内容を教育思想と關係づけて次に考へて見よう。

既にして、僧侶の手に握られし儒教研究が、延いては、戦國群雄の手へ移行するに至つた事は、其處に我々は更に注意をそゝがねばならないのである。

儒教の有する思想内容が、封建武士の經濟的・社會的・政治的存在に對して十二分なる適應性が存在したと云

ふ事は、彼等が之を受納した事に依つても知られるのである。

即ち彼等は、儒教を以つて、單なる自己修養の具に供したのみではなく、更に進んでは、之を政治上の分野へも適用せんとするに至つた。

此様な政策は自ら教育思想へも反映して、其根本は、儒教的な内容を多分に有するものであつた。

然し乍ら、當時の儒教を説く學者が主として僧侶の階級であつたと云ふ事が、彼等の説く儒教を佛教の教義と接近せしめんとするの結果を伴ふた事であつて、此點が、中世末期に於ける儒教が多くの夾雜物を有して居た點であるとも云はれよう。

中世封建社會の解體して、近世封建社會の成立するに至るや、儒教は、佛教より獨立した獨自の發展をなす事が出來た。

其事は、中世末期に於ける宗教戰爭に於いて封建武士は幾多の鬭争を試みて、其結果遂に之を克服して、僧侶をして全く形骸化する存在たらしめた結果であつて、かくして、儒教は僧侶の手より奪はれ、佛教と儒教との調和乃至は混淆は一掃せらるゝに至つた。

近世封建社會の多くの儒者に依つて主唱せられし排佛論は、中世末期に於ける儒佛調和論に對する否定であると同時に、儒教の獨立なる發展をも意味して居るものである。

徳川家康に依つて完成せられし近世封建社會は、中世の封建社會を整理再編成したものであつて、其は封建社

會の盟主を足利氏より徳川氏へ轉換したものであるが、封建武士を主體とした社會であつて、彼等の支配關係を通じて其社會が統制づけらるゝ點に於いては、揆を一にするものである。

従つて、從來封建武士に依つて極力支持せられし儒教が、同時に封建武士たる徳川氏に依つて支持せらるゝ事も敢て不思議ではあり得ないのである。

更に亦、朱子學が中世末期に於いて支配的な態勢であつたと云ふ事も、徳川氏にとつては、何等障害たり得なかつたのみならず、寧ろ歓迎せらるべきものであつた。

朱子學が、徳川氏を盟主とせる近世封建社會の正學たり得たと云ふ理由の一も亦此點に基くものであらう。

かゝる狀勢は更に教育思想にも反映して、儒教に基く教育思想は、再び近世封建社會に於いて發展する素地が提供せられた。

其のみではなく、排カトリック教、排佛論の成功を通じて、儒教は、思想界に於ける支配的な存在となし、従つて、近世封建社會に於ける教育思想は、儒教に依つて基礎づけられたるものが主要なる存在となつたのである。

我々は既に前節に於いて論ぜし如く、近世封建社會が、極めて中央集權的な色彩を有し、幕府に依る諸侯の統制、更に發展しては貴族・僧侶・農民及び町人への制肘が甚しかつたのである。

かゝる社會に於いては、自ら、各社會階級の秩序の嚴守が行はれ、其と同時に、同一階級内に於いても、上下

の秩序の嚴重なる劃定がもたらされるのである。

かくして幕府の諸政策は、一方には、國內の泰平化を導くと共に、他方には國內の統一化を導く事となつた。以上の如き特質を有した近世封建社會に於いては、先づ封建武士の基本的なる存在としての主従關係の確守と、他方に於いては封建武士に依る他階級への支配とが必要であつた。

従つて、當代に於ける支配的思想も亦かゝる客觀的條件を思想的に代辯する様なものであらねばならぬ。

然してかゝる事に近似せる状態は、既に中世末期に於いても見られるのであつて、其は封建武士の政治的支配と、封建武士相互間に於ける主従關係の遵守と云ふ事實に存在して居たのであつた。

然し、其時は未だ、分國內に於ける小地域に於いて分離せられた状態であつたが、今や其が統一せられ、其組織が強化せられた結果、前代より層一層に、封建社會の思想的統制は必要なるものとなつた。

然し前代と類似、近接の關係にあつた近世封建社會は、前代に於ける支配的思想を否定する必要はなく、却つて之を強化して、之によつて思想統制を行ふ事が必然的な事であつた。

此處に於いて、中世末期に於ける朱子學の思想上に於ける支配態勢は、近世に於いて更に強化せらるゝ結果を生じた。

かゝる状態が、朱子學が、幕府の正學たり得た理由の一である。

然して單に、幕府の正學たり得たのみならず、其は前代に於けるが如き僧侶の手を通じての朱子學——其は多

分に朱子學と佛教との調和が企圖せられて、可成りの歪曲が行はれて居た——ではなく、僧侶の手より武士の手へ、佛教に依つて歪曲せられざる朱子學の力説高調が必要づけられ、其結果は、儒者に依る幾多の排佛論を生ずるに至つた。

かくの如く朱子學の佛教より分離、獨立せし事は、更に發展して、朱子學の獨立及び朱子學に依る思想統制の現象を生ずるに至り、其結果は、朱子學に依つて基礎づけられたる教育思想が隆盛を極むるに至つた。

然し乍ら、儒教は、其母國なる支那に於いて朱子學派以外にも王陽明學派が生じ、後者も亦我國に傳來した結果、王陽明學派も近世社會に於いて其一角を占據するに至り、更に亦復古學派も亦儒教界に於いて出現するに至り、かくして、以上の三派が、近世封建社會に於ける儒教隆盛の機運に乗じて、夫々獨立の存在を有し、然かも、教育思想も此三派の思想を其基調として存在するに至つた。

従つて、近世封建社會の教育思想に就いて概觀を與へんとするには、一應日本朱子學派、日本陽明學派及び日本古學派に關して夫々概略検討を試みる事が必要である。

従つて、我々は先づ此事を果さんとするものであつて、先づ順序上、日本朱子學派に就いて検討を試みて見よう。

第三節 儒教各派の概観

(1) 日本朱子學派の概観

日本朱子學派について考ふるに先立つて、一應考へねばならぬ事は、支那に於ける朱子學に就いての考察である。

漢民族の極盛期であつた唐時代を過ぎて、又もや支那本土は北狄に依つて蹂躪せらるゝ事となり、後梁、後唐、後晉、後漢、後周の五朝が中原の地に於いて興亡したのである。

然して、後周末、趙匡胤が、宋朝を創建するに及んで、初めて漢民族に依つて支那本土が統一せらるゝ様になつた。

然して、此宋朝は、唐時代の節度使の跳梁に鑑みて、藩鎮の勢力を削除し、其結果國防力は弱体化し、國內に於いては、權臣が僭上を極め、内憂外患が續出するに至つた。

其結果は、遼及び金の如き強力なる北狄の爲に屢々屈辱懣和を敢てし、最後には中原の地より驅逐せられ、江南の地に於いて辛うじて餘命を保つ様になつた。

かゝる政治上に於ける衰滅あるにもかゝはらず、士大夫階級——農業經濟の生産物の收取に依つて生活を營み

し——が朝廷にあつて政權を掌握し、彼等の手に依つて教育が強化せられて、彼等自身の子弟を教育して、之を再び廟堂に立たしむるの結果、同一階級の手中に教育乃至は政治の實權が掌握せられて千遍一律であつたが、思想の發達は特に見るべきものがある。

然して、之が所謂「宋學」として、特に注目せらるゝ所以のものである。

此宋學の完成者として我々は朱子を見出すものであるが、其一般的な特質は、從來の儒教に對する訓詁的な立場を揚棄して、儒教に對する理論的基礎づけを試みた點である。

此様な意味合からして、宋學を「義理之學」とも稱せられるのであるが、其義理は、易經、論語、大學、中庸及び孟子等の研究に主として適用せられるのである。

今宋學の内容を基本的に大別するならば、天地の大原を研究する本體論と、人性の究極を攻究する道德觀との兩者とから成るのであつて、之は更に理氣心性の説としても解し得られる。

理氣とは天地の大原を説明するものであつて、之に對して心性とは人性の究極を研究するものである。

理とは宇宙變化の自然法則であり、氣は變化の種々の形態である。

心とは、人性變化の法則であり、性とは人性變化の種々の形態である以上、自ら理氣心性の見解は天人合一論を生ずるものである。

此様な思想は、佛敎、老莊の思想を儒敎の中に混入したものであるとも思はれる。

朱子に於ける思想の概要に就いて云ふならば、大極は天地萬物の理の總和であり、其最高の標準であつて、動も無く靜もなく、動、靜は氣であり、動が陽、靜が陰となる。

理は天地萬物の中に實在し、超時空的なものであり、具體的世界は氣が構成したものであるが、此氣は必らず理に依つて制約せられたものである。

太極中にある動靜の理に依つて氣が活動して、陰陽が生ずるものである事は既に述べた通りであるが、陰陽が氣と爲り、五行が質となるが、氣は材料、理は形式である。

五行の中先づ水火が生じ、後に土が生じて、具體的世界が成立するに至る。

次に理と氣とが合成して具體的個人が生ずるが、我々の性は客觀的な理の總合であつて、道德的の原理である仁義禮智は此中に存在するのである。

然して、我々は、更に欲なるものがあつて、之が、性を蔽ふに至る事があるから、之を防ぐ爲に修養を怠つてはならない、其が格物致知である。

國家社會組織も亦其理があつて、此理に基いて國家を治めれば、國家が治まるのであつて、之が治國平天下の道である。

此治國平天下の道について「建立治綱、分正百職、順天時以制事、至於創制立度、盡天下之事治之法也」と論じ「使君不君、臣不臣、故藩鎮不賓、權臣跋扈、陵夷有五代亂」とか「農工商賈勤其事、而所學有限」とか「士

修其學、學至而君求之、皆亦有預於己也」とか「是治天下觀于家、治家觀身而已矣」とかの種々の見解は、其論する點は種々であるが、要するに、君臣、父子、夫婦、兄弟等が、夫々身の分限を守つて、目上に對して從順である事、更に社會の諸階級、士、農、工、商が夫々の身分を辨へて其以上に越權をなさなければ、天下國家が治まるのである。

若し其様でないとするならば、唐の藩鎮が國を亂したと同様に亂世が出現するに至るのであるのと見解である。

此様な見解は、他ならぬ父家長制の家族制度を社會組織構成の單位となせる封建社會に於いての道德論に他ならないのであつて、其は家庭に於いては父家長、國家に於いては封建君主に對する從順である事に依つて、家庭及び國家が治まり、然し之は決して二途ではなく、各家庭の治まつた事が即ち國家が太平である所以であつて、父家長の下に家族が統轄せらるゝと同様の關係を、封建君主と其に依つて統制せらるゝ社會階級との關係に反映せらるゝ事が、修身、齊家、治國、平天下を致す所以であると云ふのである。

其は、封建武士に依る他階級への統制を肯定し、更に封建制度下に於ける各階級が、決して其分限を越へて、政治的體制を打破せざる事を主張するものであるが故に、日本近世封建社會に於いて、朱子學が幕府の正學として迎合せられた所以も亦此點に存すると云はねばならぬ。

朱子の教育思想を簡明に説明せしものに、「白鹿洞書院教條」があるが其は「父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信、……學者學此而已、而其所以學之之序亦有五……博學之、審問之、慎思之、明辨之、篤行

之、右爲學之序、學問思辨四者所以窮理也、若夫篤行之事、則自修身以至處事接物、亦各有要、其別如左、言忠信行篤敬懲忿窒慾、遷善改過右修身之要、正其誼、不謀其利、明其道、不計其功、右處事之要、已所不欲、勿施於人、行有不得、反求諸身、右接物之要」とある。

右の引用文を解明するに、第一は、教育の目的、第二は教育の方法である。

教育の目的とする所は、要するに君臣、父子、夫婦、長幼、朋友間の道德的完全化であつて、かゝる目的に達する方法として、學問を以つて單なる書物を読んで、智識の獲得をなすと云ふ限界内に止めずに、其より更に一步を進めて、人格の完成へ向つて進む事である。

然して、其人格の完成は、他ならぬ、君臣、父子、夫婦、長幼、朋友間に於ける道德律を完行せしものである。以上の如き朱子の教育思想の見解を更に詳しく説明する資料を次に羅列して見よう。

彼云ふ「論學便明理」「不學便老而衰」「人之學不進具是不勇」「君子之學必日新、日新者日進也、不日新者、必日退、未有不進而不退者」「讀書求義理、論書須理會有所歸着、勿徒寫過、又多識前言往行、此問學上益也」「學問之道無他也、唯其知不善、則速改以從善而已」——以上の如き諸資料の示す所は、要するに教育の方法についての種々の見解に他ならないのであつて、其は學問をなすには、先づ其理を明にせねばならないが、其は單に理のみではなくして、道德的にも進歩を企圖せねばならないのであつて、日進月歩の勢で之に進まねばならぬと云ふ見解に他ならない。

然して、學問の第一階梯なる理を窮むる際に用ひらるゝ方法が格物致知であつて、之は、事物の法則を窮めるに他ならない。

我々は、朱子が其教育思想の内容を盛るに、道德的見解を以つてして、單なる智識の收得に力を入れずして、人格の完成、云はゞ完人主義的教育論を主唱した點に特に注目すべきであると思ふ。

然して彼の完人主義とは、封建社會の秩序を是認し、更に其下にある社會組織を容認したるのみならず、封建社會下の統制に肯定的な態度を取つたと云ふ前提に立つものに他ならないのであつて、完人とは他ならぬかゝる一切の諸條件を肯定して、其上に於いて、自己自身の分限を死守して、其と支配者との間の道德律を遵奉するものである。

此様な封建的色彩を多分に有した朱子の教育思想は、彼の形而上學的立場と相照應したものととして、考へられるのであるが、單に其のみではなく、かゝる見解こそは、南宋の社會組織たる封建制度に依つて反映せしめられたものに他ならないのである。

我々は、朱子の形而上學乃至は教育思想について一言したのであるが、かゝるものが、近世封建社會に於いて迎合し得らるゝ性質を多量に有して居た事は、屢々説明せし事に依つて承認せらるゝであらう。

以下我々は、母國支那に於ける朱子學を前提として我日本に於ける其展開の過程を明かにして見たいと思ふ。

朱子の歿したのは、南宋寧宗の慶元六年であつて、年七十一歳であつて、我國に於ては、鎌倉時代の正治二年

に當るのである。彼の著書中、後世に及ぼした影響の大なるものとして、四書集註、近思錄、小學集解等が數へあげられるのであるが、就中四書集註の如きは最も大なるものである。

隋唐以來、論語及び孟子の二書が主として世に行はれ、大學、中庸は北宋の時代に於いてさへも比較的疎外せられて居たが、朱子の手に依つて同書が一括して註解を加へられて、世に行はれ、爾來七八百年間は、此書が支那に於いて兒童走卒の教材として用ひらるゝに至つたのである。

我國と宋とは、公然と國交が開かれては居なかつたが、私的には相當に通交關係が結ばれて居たのであつて、殊に僧侶の如きは往來が極めて頻繁であつた。

鎌倉時代になつても僧侶の入宋するもの益々多く、此事は、前代平安時代に我國に傳來する漢籍・佛典をして、更に其量を増大せしめたものであつて、朱子の中庸章句が既に正治二年に筆寫せられた事は、日本朱子學に先づ第一頁を附するものであらう。

其結果は、更に朱子學の傳來をも招致する事となり、俊苒は我國に朱子學を傳來するの先鞭を附するに至つた。彼の在宋は十二年であつて、其間に儒・佛・老等の諸學に互つて研究を試みたのであるが、歸朝して初めて朱子の新説を講ずるに至つた。

此際特に注意せねばならぬ事は、朱子學と禪宗との比較的接近した傾向であつて、此事が禪僧の手を通じて、朱子學が流布せらるゝに至つた主要な點である。

朱子學に於いて説明する心性論の如きは、禪の思想と相當の近似性が存在するが、唯朱子學に於いては、經書の檢討に際して、其形而上學的説明を援用するのであるが、禪に於いては、かゝる學的研究に關心を有する事が少なかつたのである。

かゝる兩者の關係が、朱子學と禪とを接近せしむるに至つたのであつて、僧侶にして朱子學を學んだものも相當の數に上り、中には僧侶が政策的に士大夫階級の思想なる朱子學を援用する事さへあつたのである。

以上の様な關係は、支那に於いての禪と朱子學との關係であるが、此様な關係は、日本朱子學の場合にも反映せられるのである。

日宋交通の結果、南宋の禪僧が多く我國に渡來したり、又我國の僧侶が、先方に赴いたりして、彼我の文化上の關係は極めて密接なるものがあつた。

然して、支那に於ける禪僧が朱子學を學んで居たが故に、我國に渡來せる禪僧、又は我國より宋に赴ける僧侶も共々に其影響を受けざるを得なかつた。

俊苒に依つて、日本朱子學派の端緒が開かれたのであるが、其後、蘭溪、兀庵、祖元、一山等——何れも歸化僧——は相並んで、其發展に力を致したのである。

又我國の僧侶にして入宋して、朱子學を學んで歸朝して斯學の發展に力を致せし人に、圓爾、天祐、無象、南浦、白雲、高峯等であつて、兩者相俟つて、日本朱子學派の隆盛が招來せらるゝ様になつた。

僧侶の手に依つて、其隆盛を導かれた朱子學派は、貴族の間に流布するに至り、花園院宸記の元亨三年七月十九日條に「近日風體以理學爲先」とあるに依つても知られるのである。

鎌倉幕府滅亡して、建武中興が成就するに至つた一因としては、朱子學が隆盛を來たし、後醍醐天皇御自身之を御採用遊ばされ玄惠法印が四書集註を講じ、公卿中にも斯學を奉ずるものも少くなかつた、と云ふ點に歸せられるであらう。

建武中興以來、朱子學は、貴族の内に漸く勢力を得る様になり、其結果、漢唐の古註と、朱子の新註とを折衷したり、或は朱子の新註のみを採用する人も生ずるに至つた。

此事は要するに、漢唐の古註の最早や彼等貴族の信奉する所とならなかつた證左とも云はれるのである。

然して朱子學が、彼等貴族の興味を惹いた點は大義名分論、乃至は徳治主義的な見解であつて、殊に吉野朝の公卿にとつては、彼等が現實に、武家の爲に抑壓せられ、其武家は、當然臣子の分を致すべきであるとの見解より、大義名分論が力説高調せらるゝに至るのであるが、朱子學は恰も此様な要求を充當するものとしてであつたからである。

建武中興を経て吉野朝時代に於いて、禪門の儒教は益々隆盛を極はめ、就中寧一山を先達とせる一派は最も勢力を占めて居たのである。

然して、彼等禪門の手に依る朱子學は、純粹の朱子學の弘布に力を致すと云ふよりも、寧ろ、朱子學と禪宗と

を調和せしめんとするの企圖から行はれ居たのである。

此事は、一面より云ふならば、禪宗と朱子學との近似性と云ふ點に基くものであるとも云はれようが、然し、禪宗流布の手段として、朱子學的要素を援用・補強する際、自ら朱子學は歪曲せられざるを得なくなるのである。

又他の一面から考ふるならば、所謂出世間的な要素を多分に有して居る禪宗を流布する爲には、世間的な要素を有して居る朱子學を流布せしむる事が前提として必要であり、其爲に朱子學を手段として用ひたと云ふ點がなぐいでもなかつた。

吉野朝時代を経て足利時代に及んでも、禪僧に依る朱子學の流布と云ふ現象には何等の變化も存在しないのであつて、殊に禪僧は幕府に依つて保護・奨励せられた結果、彼等禪宗に依る朱子學の流布は益々盛となるに至つた。

其結果は、武家にして、朱子學を彼等より教へらるものも漸く多くなるに及んだ。

既に建武中興の際に楠木正成、足利尊氏等斯學に造詣があつたが、足利時代に及んで、足利義滿、基氏、細川頼之、斯波義將、今川了俊等があげられるのである。

かゝる人々が、朱子學の影響をうけて、其を實際上の政治・道德等の諸問題に適用した事は論ずる迄もない事である。

然して應仁の亂以後足利幕府の權威地を掃ひ各地に群雄割據するに及び、彼等は夫々保境安民の策を必要とし

たのである。

加ふるに、中央の禪僧中難を地方に避けしものも少なく、其結果、彼等禪僧の地方に下向して中央の文化の流布に従事する結果を生じ、其結果、彼等の手に依つて地方文化が啓發せらるゝに至つた。

然して群雄の保境安民の爲めの指導的思想として朱子學を援用するの必要性は、朱子學の地方流布に拍車をかくるに至つたのであつて、此形勢は、近世封建社會の成立に至るまで何等變化する事なく、却つてより一層必要づけられて居たのであつた。

かくして朱子學が、從來中央の一部の武士の間に流布して居たと云ふ現象から更に發展して、地方群雄へ迄普及すると云ふ結果を伴ひ、朱子學の流布・弘通は更に擴大する事となつた。

近世封建社會の政治的統一者たる家康は、朱子學のかゝる客觀的狀勢を巧みに利用し、更に自らの支配する封建社會が、中世封建社會の再編成にして、然かも其強化でつて、封建武士の支配であると云ふ點に於いて揆を一にして居たが故に、甬めて、朱子學を以つて支配的思想として、援用する事を可能づけたのである。

然し乍ら、朱子學自身の内容について考ふるならば、其が從來の如き禪宗との混淆物と云ふ形態から脱却したと云ふ點をも注意せねばならぬ。

禪宗は久しい間朱子學を自教の勢力の増大の爲に利用して居たのであるが、其が戰國時代に於いては、出世間的な色彩へ迄脱却するの必要に迫られ、其結果、自ら兩者——朱子學と禪宗——の間に分離が促さるゝ様にな

つた。

かくして朱子學派の獨立の機運は漸く醸成せられ、更に、戰國時代に於ける宗教一揆の跳梁は封建武士をして其勢力の削除の必要なる事を痛感せしめ、其結果は、寺領の減少となり、更に、禪宗の手に掌握せられし朱子學を武士の手に把握せんとするの形勢を馴致した。

其結果は、近世封建社會の成立と共に、漸次に兩者の分離を現實化し、遂に徳川家康は林羅山を起用して、幕儒となし、林家は此職を世襲化し、かくして、朱子學は幕府の正學として、其獨立を保證せらるゝに至つた。

日本朱子學派の獨立の過程は大凡そ以上の如きものであつて、其は最初は宋より傳來し、僧侶の手を通じて、弘通せられ、貴族・武士にも流布するに至つたが、最初は禪宗と混淆せられ、後に漸次に禪宗より獨立化し、封建武士の支配的思想となり、近世封建社會になつて、完全に禪宗より獨立すると共に、封建社會の支配的思想として遇せらるゝに至つた。

然して其思想内容は、基本的には母國支那の其と揆を一にせしものである。

以上の如き事を念頭に置いて、近世封建社會の教育思想について考究するならば、其は基本的には、かゝる朱子學に依つて基礎づけられたものであると云ふ事も容易に推定せられるであらう。

此事は、教育思想が、支配階級の思想に依つて必然的に基礎づけられて居ると云ふ事實から、容易に結論づけられるからである。

今我々は、朱子學派の教育思想を具體的に述ぶるに當つて、其代表者として推すべき人に藤原惺窩、林羅山、山崎闇齋、貝原益軒、を見出すものである。

彼等の教育思想を仔細に點檢する事に依つて、我々は、朱子學派の教育思想の概要を推知する事が可能である。然し乍らかゝる點檢は、我々は之を後節に譲る事にし、今は朱子學派の一般的な見通しのみを示す事としたのである。

(2) 日本陽明學派の概観

日本陽明學派に就いて概略述べる前、一應王陽明の思想内容に言及せねばならない。

然して彼の思想は宋代の陸象山に負ふ所が多いから、先づ陸象山の思想に就いて概略考へて見ようと思ふ。陸象山と王陽明との思想的關聯を説明する際特に注目せねばならぬものは、彼の心即理の説である。

彼の心即理の説は、夙に彼の考へし所であるが、此事を「東海有聖人出焉、此心同也、此理同也、西海有聖人出焉、此心同也、此理同也、南海北海有聖人出焉、此心同也、此理同也、千百世之上、有聖人出焉、此心同也、此理同也、千百之下有聖人出焉、此心同也、此理同也」とか「蓋心一也、理一也、至當歸一、精義無二、此心此理、實不容有二」等の見解は、之を簡明に説明して居る。

以上の如き見解を敷衍するならば、心は他でもない、即ち理であり、理は二様ある譯のものでなく、従つて心

も亦一樣のものである。

此心が、縮小して、人間の身體の内に宿り、更に擴大しては、天地に充塞し、時空をも超越するものであり、之が即ち理となるのである。

従つて人類總てが、同一の心を有して居るものであるが故に、聖人凡人は本來差別立てらるべきものではなく、唯聖人は、常に其心を持って怠らないのであるが、凡人は然からずして、常々から其心を持って居ないが故に差違が生ずるのである。

従つて孟子が其放心を求むる事の必要を力説したのも此點に存するのである。

其故に如何なる人も其放心を求むる事さへ出来たならば、堯舜たり得るのである。

さて考察を元へ歸して、王陽明に就いて論ずるに、彼は、朱子歿後二百七十二年即ち明憲宗成化八年（皇紀二一三二年）に生れ、世宗の嘉靖七年（皇紀二一八九年）に歿したのである。

彼の名は守仁、字は伯安、陽明は其號であつて、浙江餘姚の貴族の家に生れたのであつたが、彼の生涯は、極めて波瀾曲折に富んで居た。

六歳に至つて、甫めて言葉を發する事が出来、少年時代には氣鋭にして香牛の慨があつたが、二十八歳にして進士に及第し、翌年刑部雲南清吏司主事となり、爾來官吏生活を續けて居たが、其間劉瑾の爲に左遷せられ、其一命すらも危かつたが、流謫地の貴州の龍馬驛に辛うじて赴く事が出来た。

彼が流謫地から召還されても、其身は屢々干戈の間に伍し、其終焉も亦、廣西の蠻族平定直後であつた事は、學者としての彼にとつてはたしかに異色ある事であると云はねばならぬ。

彼が學に對して關心があつたのは十八歳の時であつたが、二十六歳の時に、邊境に兵亂が勃發した爲に、意を武事に注いで、兵家の秘書を精究したのである。

年三十七歳にして初めて格物致知説を了解したが、間もなく之を超克して知行合一の説を主唱するに至つた、實に彼の三十八歳の時であつた。

思ふに、彼は學者としては、朱子の如くに、多くの著作を後世に遺したとは云はれないのであるが、彼の比較的不遇な生涯が、常に彼の意志の鍛錬場となり、彼をして單なる書齋派的な學者たらしめず、體驗を通じて、眞實を把握せんとする迫力ある學者たらしめたのであつた。

單なる書物の上の智識や論理の遊戯は、彼の如き生涯を経過した人にとつては、似てもつかないものであつたに相違ない。

然し乍ら、彼には、困苦に對して反撥する事を通じての生きた實踐よりの尊い體驗を得たのである。

彼の三十七歳にして劉瑾の迫害に遇ふて貴州の龍馬驛に赴いて、其地に於ける筆舌にも盡し難い様な艱難は、彼の知行合一論を生むの温床ともなつたであらう。

我々は王陽明のかくの如き、特異ある生涯を一應豫備智識となしつゝ、次に彼の思想について觸れて見たいと思ふ。

思ふ。

既に陸象山が、心即理の説を述べたのであるが、王陽明は此見解を支持しつゝ、然かも更に之を發展せしめたのである。

彼の云ふ「夫物理不外於吾心、外吾心而求物理、無物理矣、遺物理而求吾心、吾心又何物耶、心之體性也、性即理也、故有孝親之心即有孝親之理、無孝親之心、即無孝親之理矣、有忠君之心即有忠君之理、無忠君之心、即無忠君之理矣、理豈外於吾心耶」と云ふ見解は、凡そ萬物の理は皆自分の心の中に包含せられて居り、即ち、自分の心の中に萬物の理が存在して居る、従つて、自分の心を除いては、最早萬物の理は存在し得ないのである。

かくて、心と理とは、全く相異つたものではなくして、逆に心即ち理であり、天地萬物即ち心と一體であつて「夫在物爲理、處物爲義、在性爲善、因所指而異其名、實皆吾之心也、心外無物、心外無事、心外無理、心外無我、心外無善」との見解も生ずるのである。

かくて、萬物が悉く心の反映であり、幻像でもあり「心在則有天地萬物、心滅天地萬物也滅了」のである。

かくの如く王陽明は心即理の見解を發展せしめて、唯心一元論を展開せしめたのであるが、更に、良知の見解を更に附加して自らの思想を豊富ならしめたのであるが、其良知とは如何なるものであるか、彼の之に就いての見解を煩を厭はず傳習録より左に羅列して見よう。

彼云ふ「良知不由見聞而有、而見聞莫非良知之用、故良知不滯於見聞、而亦不離於見聞」とか「夫人者天地之